

令和5年度
薬務課事業概要
(令和4年度版)

広島県健康福祉局薬務課

もくじ

第1編 グラフで見る薬務事業

第1 グラフで見る医薬品関連産業	2
1 薬局・医薬品販売業態数の推移	2
第2 グラフで見る広島県の献血	3
1 献血者の推移（広島県）	3
2 400mL 献血及び成分献血の状況（令和3年度）	4
(1) 各都道府県の全献血者数に占める 400mL 献血者の割合	4
(2) 各都道府県の全献血者数に占める成分献血者の割合	4

第2編 事 業

第1 行政機構	6
1 主要な機構の変遷	6
2 健康福祉局行政機構図	8
3 薬務課現員	8
第2 年間行事等	9
令和4年度薬務課関係行事	9
第3 令和4年度の事業	12
1 薬事	12
2 医薬品の適正使用	12
3 毒物・劇物	13
4 家庭用品	13
5 製薬振興	13
6 血液確保対策	15
7 温泉	15
8 麻薬・向精神薬・覚醒剤	15
9 シックハウス症候群・化学物質過敏症対策	17
10 肝炎対策	17
11 予算決算	19
(1) 歳入	19
(2) 歳出	20
(3) 手数料収納状況（薬務手数料）	22

第3編 統計資料

第1 薬事	24
1 許可事務等	25
(1) 登録販売者試験	25
(2) 保健所等別薬局・医薬品販売業等許可及び変更届書等処理状況	26
2 薬事関係業態数	31
(1) 薬局・医薬品販売業者等の数の推移	31
(2) 保健所等別薬局・医薬品販売業者等数	32
(3) 二次医療圏及び市町別認定薬局数	32
(4) 保健所(支所)・市町別薬局・医薬品販売業者等数	33
3 薬事監視	34
(1) 薬事監視員会議	34
(2) 薬事監視の年度別推移	35
(3) 業態別立入検査状況	36
(4) 保健所等別立入検査状況	37
(5) 医薬品等一斉取締り	38
(6) 医療機器一斉取締り	42
(7) 医薬品等収去検査	43
(8) 無承認無許可医薬品実態調査等	44
4 薬事講習会開催状況	46
5 薬の知識普及	47
(1) 薬草に親しむ会の開催	47
(2) 保健所等における活動状況	47
(3) 薬事衛生指導員の育成	47
6 薬剤師	48
(1) 概況	48
(2) 薬剤師数の年次別推移	48
(3) 保健所等別及び業務の種類別薬剤師数	49
(4) 保健所・市町別薬剤師免許申請等処理状況(令和4年度)	50
第2 医薬品の適正使用	51
1 医薬品の適正使用推進事業	52
(1) 現状	52
(2) 事業内容	52
(3) 今後の対応	54
2 適正な医薬分業の推進	54
(1) 現状	54
(2) 事業内容	55
(3) 今後の対応	55
第3 毒物・劇物	56
1 毒物劇物関係業態数	58

(1) 毒物劇物営業者数及び要届出業務上取扱者数の推移	58
(2) 保健所等別毒物劇物関係業態数	59
(3) 保健所(支所)・市町別毒物劇物営業者数及び要届出業務上取扱者数	60
(4) 保健所等別毒物劇物販売業者の登録及び変更届等処理状況	61
2 毒物劇物取締指導	63
(1) 毒物劇物取締指導の年度別推移	63
(2) 業態別立入検査状況	64
(3) 保健所等別立入検査状況	65
3 農薬危害防止対策	66
(1) 農薬危害防止運動	66
(2) 農薬事故発生状況	67
4 毒物劇物取扱者試験	68
第4 家庭用品	69
1 項目別試買検査状況	70
2 機関別試験検査状況	71
(1) (一財) 広島県環境保健協会委託分	71
(2) 保健環境センター実施分	71
第5 製薬振興	72
1 医薬品等の製造指導	73
(1) 医薬品等の製造販売承認許可事務	73
(2) GMP	77
(3) 医薬品情報処理	77
2 毒物劇物製造(輸入)業関係	78
3 薬事経済調査等委託事業	79
4 予防医材の取扱	80
(1) 国有ワクチン	80
(2) その他のワクチン取扱機関	80
5 毒物中毒治療薬備蓄事業	80
(1) 備蓄治療薬と備蓄数	80
(2) 供給方法	81
6 新型インフルエンザ対策	81
7 医薬品関連産業活性化対策	81
(1) インフォメーションプラザの開催	81
(2) 講習会等の開催	82
第6 血液確保対策	83
1 献血状況	84
(1) 献血者性別適格者数	84
(2) 年齢・性別献血者数	84
(3) 職業別献血者数	85
(4) 月別採血基準別献血実施状況	85

(5) 受入施設状況	86
(6) 保健所(支所)・政令市別献血実施状況(令和4年度、移動献血及び出張採血)	86
(7) 年度別血液製剤・供給状況	87
(8) 供給機関別供給状況(令和2年度・県外製造分の受入も含む)	87
(9) 採血後の検査の状況	87
2 献血受入供給体制の整備	88
(1) 受入機関	90
(2) 輸血用血液供給機関一覧表	90
3 広島県献血推進功労者等表彰伝達式開催状況	91
第7 温泉事業	92
1 温泉掘削等申請及び許可状況	93
2 温泉立入検査状況(令和4年度)	94
3 温泉利用状況	95
(1) 沐用・飲用利用分	95
(2) 他目的利用分	103
第8 麻薬・向精神薬・覚醒剤	104
1 業種別麻薬取扱者数の推移	105
2 麻薬取扱者立入検査結果の推移	105
3 保健所等別麻薬取扱者及び免許施設数	106
4 保健所等別麻薬等免許申請件数	107
5 麻薬関係立入検査状況	108
6 保健所等別麻薬関係立入検査状況	109
7 麻薬関係事犯	110
8 麻薬廃棄届・事故	110
(1) 件 数	110
(2) 保健所等別廃棄届・事故件数	110
9 麻薬卸売業者における麻薬譲渡量の推移	111
10 麻薬中毒者	112
(1) 麻薬中毒者通報届出状況	112
(2) 麻薬中毒者の状況	112
11 麻薬・覚醒剤乱用防止運動	113
(1) 広報啓発活動	113
(2) 一斉立入検査の実施	113
12 不正大麻・けし撲滅運動	114
(1) 大麻不正栽培	114
(2) けし不正栽培	114
13 向精神薬関係立入検査状況	115
14 保健所等別向精神薬関係立入検査状況	116
15 向精神薬事故	117
(1) 件 数	117

(2) 保健所等別事故件数	117
16 覚醒剤等取扱者	118
(1) 覚醒剤等取扱者数の推移	118
(2) 保健所等別覚醒剤・覚醒剤原料取扱者数	119
17 覚醒剤関係立入検査状況	120
18 保健所等別覚醒剤関係立入検査状況	121
19 薬物事犯	122
(1) 覚醒剤事犯の推移	122
(2) 大麻事犯の推移	122
20 薬物乱用対策実施状況	122
(1) 広島県薬物乱用対策推進本部会議及び幹事会議開催状況	122
(2) 薬物乱用防止等運動の実施	122
(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施	122
(4) 626ヤング街頭キャンペーンの実施	122
(5) 広島県薬物乱用防止指導員の活動	122
(6) 広島県ヤング薬物乱用防止指導員の委嘱	123
(7) 薬物専門講師の養成	123
(8) 薬物相談の窓口の設置	123
(9) 薬物相談事業推進連絡会議の開催	124
(10) 青少年薬物乱用防止対策事業の実施	124
(11) 講習会の開催	124
第9 シックハウス・化学物質過敏症対策	125
保健所等相談状況	125
第10 肝炎対策	127
1 肝炎ウイルス検査事業	128
(1) 受検者数及び陽性者数	128
(2) 受検率	129
2 肝炎治療特別促進事業	130
(1) 令和4年度の肝炎治療受給者証発行状況	130
(2) インターフェロン治療受給者証延長治療発行状況	131
(3) 肝炎治療指定医療機関等数	132
3 肝疾患診療連携拠点病院事業	133
(1) 国立大学法人広島大学病院	133
(2) 福山市民病院	134
(3) 肝疾患相談室への相談状況	135
4 人材育成・普及啓発事業	136
(1) ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座	136
(2) 普及啓発の実施	136
5 広島県肝炎対策協議会の開催	138
6 肝炎重症化・肝がん予防推進事業	139

7 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	140
---------------------	-----

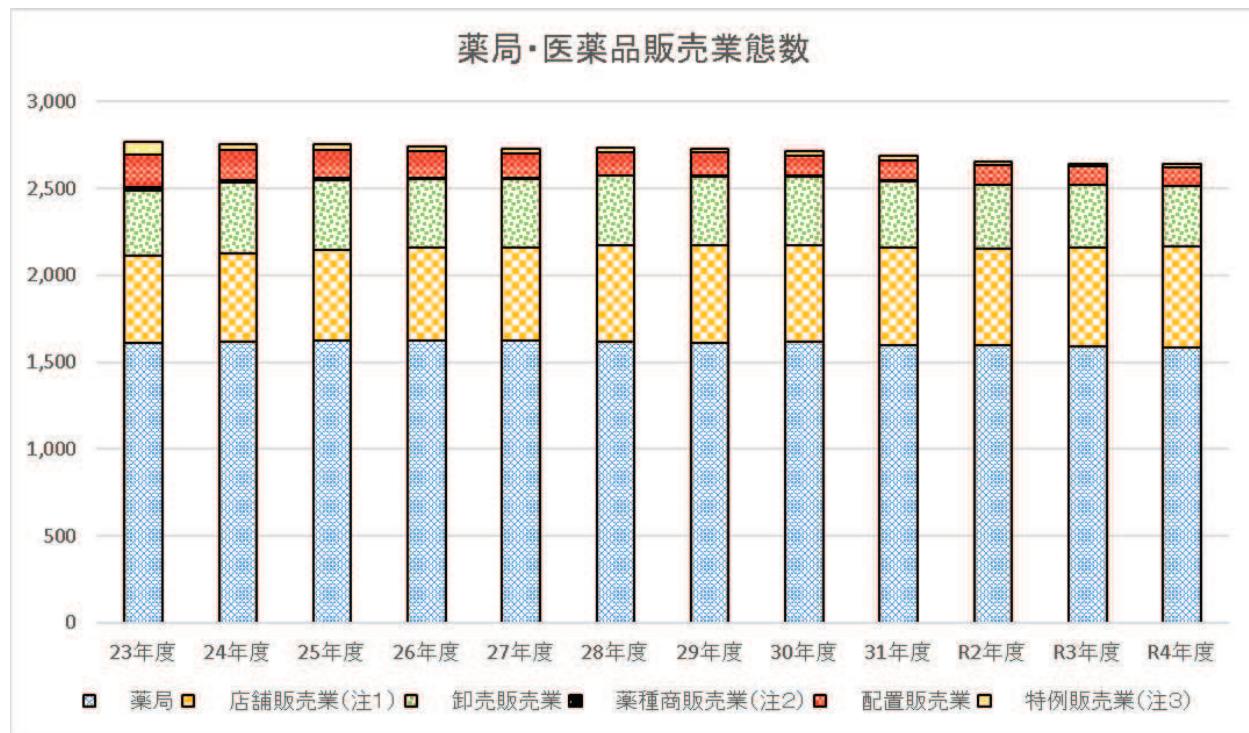
第4編 参考資料

第1 令和5年度薬務課事務分掌	141
第2 保健所概況	148
1 県保健所（支所）	148
2 政令市等保健所	149
第3 薬務関係業態数	150
第4 薬務関係職員配置状況等	152
1 監視員任命、身分証交付等状況	152
2 試験検査担当	154
第5 附属機関等	155
1 広島県薬事審議会委員名簿	155
2 広島県麻薬中毒審査会委員候補者名簿	156
3 広島県環境審議会温泉部会委員名簿	156
4 広島県薬物乱用対策推進本部員・幹事名簿	156
5 広島県肝炎対策協議会委員名簿	158
6 広島県献血推進審議会委員名簿	159
7 広島県合同輸血療法委員会名簿	160
8 関係団体等名簿	161
第6 表 彰	163
1 厚生労働大臣表彰	163
2 厚生労働大臣感謝状	163
3 厚生労働省医薬食品局長感謝状	163
4 知事表彰	163
5 知事感謝状	163
第7 関係条例	164
1 広島県薬事審議会条例	164
2 広島県麻薬中毒審査会条例	166

第1編 グラフで見る薬務事業

第1 グラフで見る医薬品関連産業

1 薬局・医薬品販売業態数の推移



区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度	R4年度
薬局	1,608	1,617	1,626	1,626	1,622	1,618	1,613	1,615	1,599	1,599	1,591	1,586
店舗販売業(注1)	504	510	523	531	540	556	560	558	560	556	570	583
卸売販売業	378	408	401	396	394	397	393	397	384	365	357	346
薬種商販売業(注2)	17	12	8	7	6	5	5	5	4	3	2	2
配置販売業	187	175	166	155	140	131	134	116	116	110	107	106
特例販売業(注3)	76	30	30	29	28	27	25	25	24	22	16	15

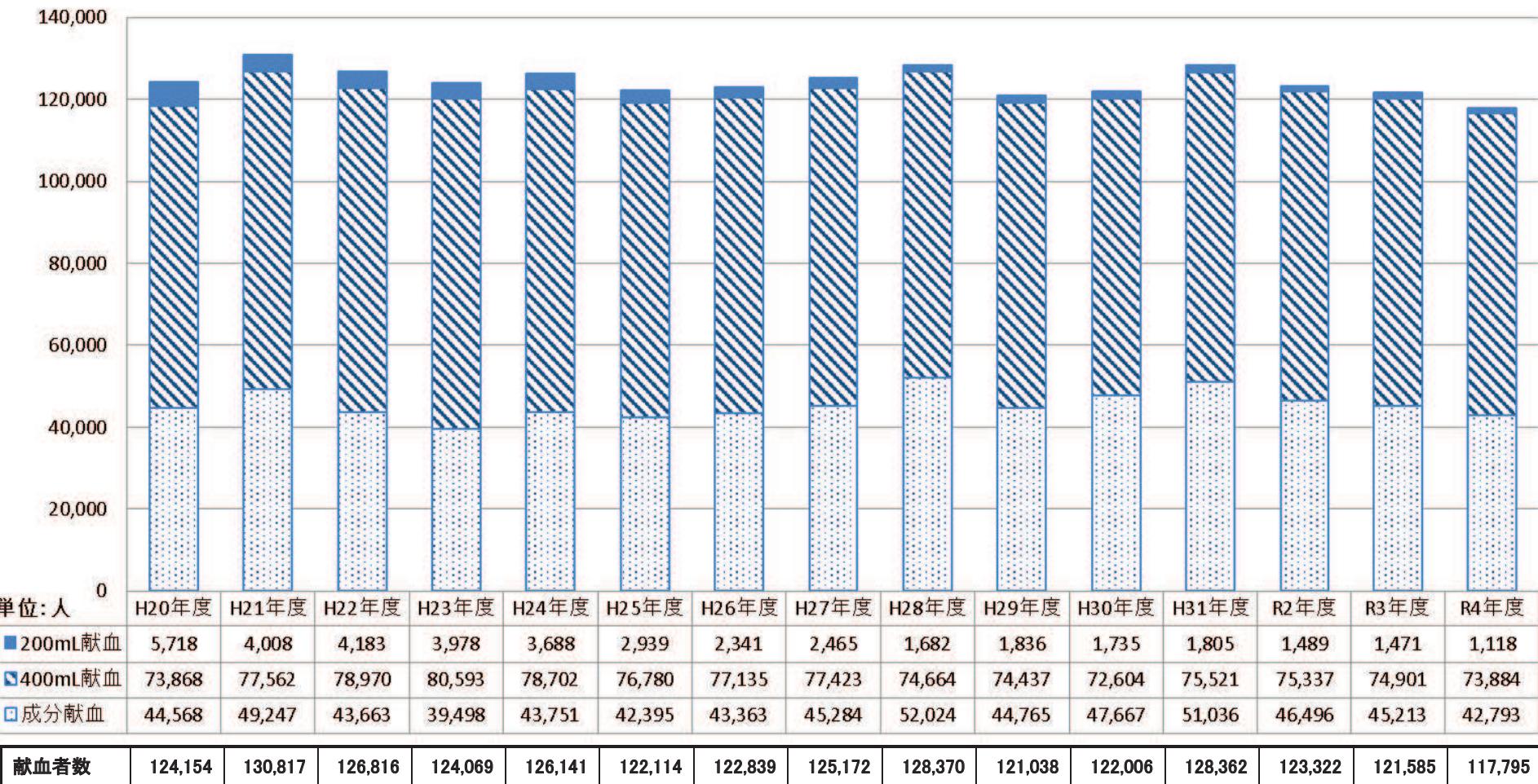
(注1) 第32次改正(平成18年6月14日法律第69号)による改正後の薬事法(以下改正法という。)附則(以下単に「附則」という。)第2条の規定により、引き続き一般販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存一般販売業」という。)及び附則第5条の規定により、従前の例により引き続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存薬種商」という。)を含む。

(注2) 改正法附則第8条の規定により、従前の例により引き続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注3) 改正法附則第14条又は第15条の規定により、従前の例により引き続き特例販売業の許可に係る業務を行う者である。

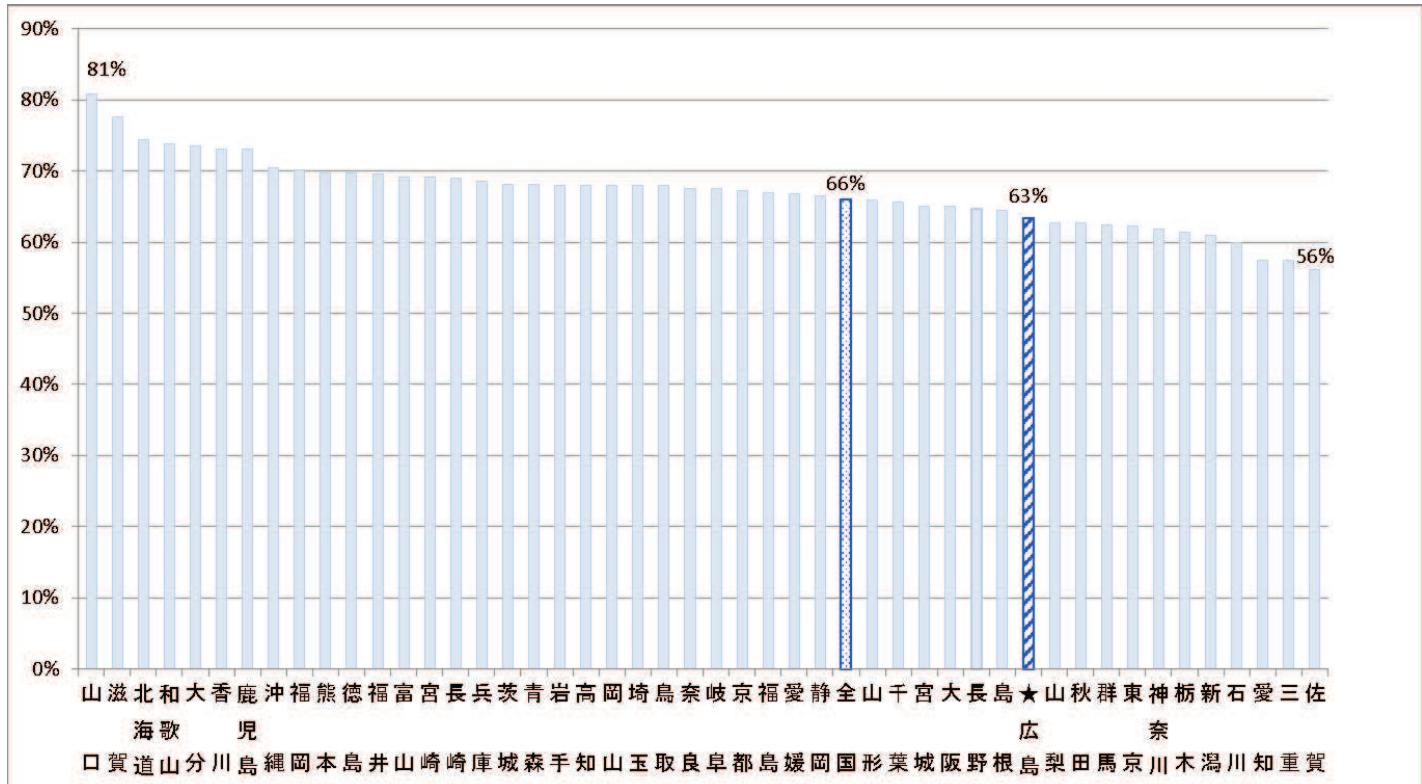
第2 グラフで見る広島県の献血

1 献血者の推移（広島県）

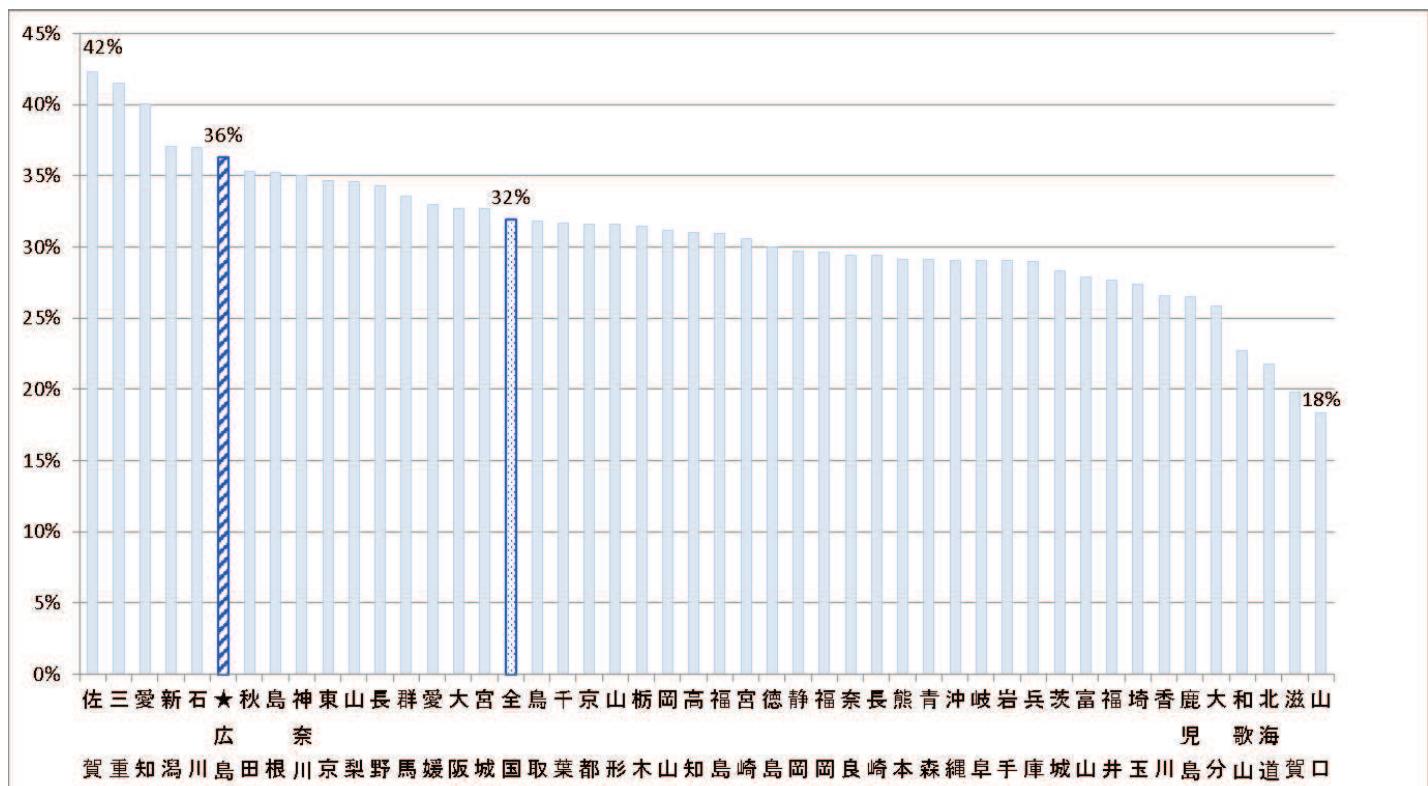


2 400mL 献血及び成分献血の状況(令和4年度)

(1) 各都道府県の全献血者数に占める400mL 献血者の割合



(2) 各都道府県の全献血者数に占める成分献血者の割合



第2編 事業

第1 行政機構

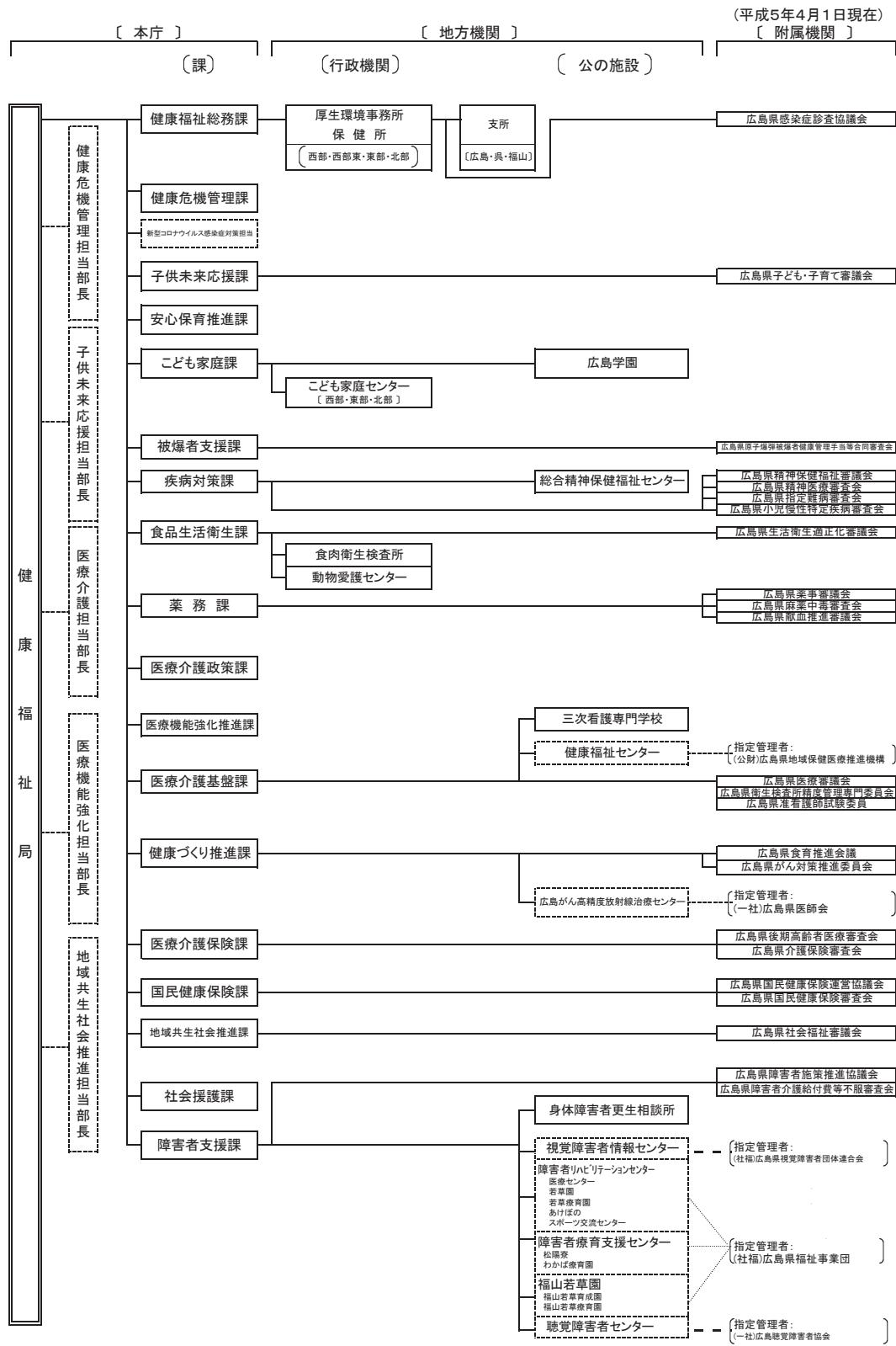
1 主要な機構の変遷

昭和 21 年 11 月 18 日	地方官官制改正により衛生部が設置された。
昭和 23 年 5 月 18 日	衛生総務課、公衆衛生課、予防課、防疫課、医務課、薬務課（6 課） 地方自治法の施行、保健所法の改正等により国の行政事務が大幅に 地方公共団体へ移譲されたため、衛生部各課が統合された。
昭和 23 年 10 月 1 日	医務課、公衆衛生課、予防課、薬務課（4 課） 薬務課の組織
昭和 25 年 4 月 1 日	庶務係、医材係、薬事係、麻薬係、衛生試験係（5 係） 昭和 24 年 10 月 31 日 本庁各課の係設置規程が公布され、各課の係の 名称が新たに定められ、また昭和 25 年 1 月 1 日県規則第 3 号により広 島県行政組織規制が公布された。庶務係、薬事係、医材係（3 係 16 名） 医材係を生産指導係に改称した。
昭和 26 年 10 月 1 日	麻薬取締法の施行、大麻取締法の改正等に伴い薬務課に麻薬係が設置さ れた。（4 係）
昭和 42 年 4 月 1 日	予算経理の集中管理化に伴い、医務課に予算係が設置された。 ※ 昭和 48 年 4 月 1 日広島市の合併に伴い業務量の増大により定員 1 名増員（17 名） ※ 昭和 49 年 4 月 1 日有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法 律の施行に伴う定員 1 名増員（18 名）
昭和 51 年 4 月 1 日	広島県部設置条例の一部改正により、部の名称が環境保健部に変更され た。
昭和 53 年 4 月 1 日	広島県行政組織規則の一部改正により、庶務係が廃止された。（3 係）
昭和 58 年 4 月 1 日	定員 1 名減員（17 名）
昭和 63 年 4 月 1 日	定員 1 名減員（16 名）
平成 4 年 4 月 1 日	広島県部設置条例及び広島県行政機関設置条例の一部改正により、部 の再編整備が行われ、福祉保健部が設置された。
平成 7 年 4 月 1 日	生産指導係を製薬振興係に改称した。
平成 8 年 4 月 1 日	定員 1 名増員（17 名）
平成 10 年 4 月 1 日	定員 1 名減員（16 名）
平成 13 年 4 月 1 日	政策形成や意思決定の迅速化、権限と責任の明確化及び職員の総戦力 化を図るため、課長補佐などの中間職の廃止、施策のまとめに応じ た「総室」の設置と小規模な室制への移行を内容とする本庁の組織改 正（組織のフラット化）がされた。 福祉保健部薬務課（3 係 16 名）→福祉保健部衛生・被爆者総室薬務室 (3 グループ 14 名)
平成 18 年 4 月 1 日	本庁の組織改正が行われ、「総室」制から「局」制に移行した。 福祉保健部衛生・被爆者総室薬務室→福祉保健部保健医療局薬務室 (3 グループ 14 名)
平成 20 年 4 月 1 日	本庁の組織改正が行われ、「部」制から「局」制に移行した。 福祉保健部保健医療局薬務室→健康福祉局保健医療部薬務課 (3 グループ 15 名)
平成 21 年 4 月 1 日	定員 1 名減員（14 名）

平成 23 年 4 月 1 日	本庁の組織改正が行われ、「部」制が廃止された。 健康福祉局保健医療部薬務課→健康福祉局薬務課 肝炎対策グループが新設された。 (4 グループ 17 名)
平成 25 年 4 月 1 日	定員 1 名増員 (18 名)
平成 26 年 4 月 1 日	定員 2 名減員 (16 名)
平成 27 年 4 月 1 日	治験等実施体制の整備を促進するため、製薬振興グループに㈱イーピーミントから職員 1 名の派遣を受け入れた。 (17 名)
平成 28 年 4 月 1 日	定員 1 名減員 (製薬振興グループへの㈱イーピーミントからの職員派遣終了 16 名)
平成 29 年 4 月 1 日	定員 1 名減員 (15 名)
令和 3 年 4 月 1 日	定員 1 名増員 (16 名)
令和 3 年 1 月 18 日	薬務課内にワクチン班が設置された。
令和 3 年 6 月 16 日	健康福祉局にワクチン政策担当課長が置かれ、ワクチン班がワクチン政策担当に変更された。
令和 5 年 4 月 1 日	定員 1 名増員 (17 名)

○ 健康福祉局の行政組織

[行政機構図(令和5年4月1日)]
2 健康福祉局行政機構図



3 業務課現員

(令和5年4月1日現在)

区分	事務吏員	技術吏員	その他	計
現 員	2	15	0	17

第2 年間行事等

1 令和4年度薬務課関係行事

年 月	行 事 ・ 主 な で き ご と	時 期
4年4月	不正大麻・けし撲滅運動 新規配置従事者講習会（中止） 中国地区医薬品卸業連合会物流担当者会議（中止） 地方機関所長会議（WEB） 保健課長会議（書面） 広島県薬物乱用防止指導員協議会理事会（書面） 中国ブロック合同GMP調査員研修（中止） 保健所・政令市薬務担当課長会議（保健環境センター・WEB） 保健所・政令市薬務担当者会議（WEB）	1日～6月30日 7日 15日 21日
5月	広島県病院薬剤師会総会（中止） 広島県毒物劇物安全協会総会（中止） 広島県薬物乱用防止指導員広島市地区協議会理事会（書面） 広島県薬物乱用対策推進本部幹事会議（広島市・WEB） 医薬品卸協同組合総会（広島市） 薬務担当新任職員等研修会（WEB） 広島県製薬協会総会（WEB） 中国・四国地区登録販売者試験検討会（鳥取県） 合同輸血療法委員会第1回幹事会（WEB）	17日 18日 24、25日 20日 26、27日 14日
6月	農薬危害防止運動月間 農薬危害防止講習会（5会場） 広島県薬剤師会総会（広島市） 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 広島県薬物乱用対策推進本部会議（広島市） 臨床研究共同セミナー（中止） 626ヤング街頭キャンペーン（中止） 広島県献血推進ポスター審査会（広島県赤十字血液センター） 広島県環境審議会第40回温泉部会（県庁） 第1回広島県肝炎対策協議会	1日～8月31日 20日 20日～7月19日 22日 27日 29日 10日
7月	医薬品等一斉監視指導 医療機器一斉監視指導 愛の血液助け合い運動月間 第58回献血運動推進全国大会（愛媛県） 中国地区毒物劇物取扱者試験検討会（山口県） 広島県漢方協会総会（広島市）（中止） 薬物乱用防止指導員広島市地区協議会総会（書面）・研修会（中止） 薬物乱用防止指導員各地区協議会総会（書面） 広島県地域保健対策協議会胃がん・肝細胞がん予防サーキュランス体制検討WG（第1回 広島県医師会館） 日本肝炎デー等における啓発	7月～12月 7月～12月 1日～31日 14日 14、15日 2日、3日 28日 17日

	広島県合同輸血療法委員会（WEB） 中国地区薬務主管課長会議（WEB） インフォメーションプラザ総会（WEB） 広島県献血推進功労者等表彰伝達式（中四国ブロック血液センター） 肝疾患診療連携拠点病院等連絡会（広島大学病院 第1回）（WEB） 薬物乱用防止啓発ポスター審査会（県庁）	2日 29日 25日 26日 28日
8月	地区麻薬取締協議会・麻薬取締員会議（書面） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（献血ルーム「ピース」） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（献血ルーム「もみじ」）	1日～15日 17日～31日
9月	広島県女性薬剤師会総会（広島市） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（広島県庁） ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座（福山会場：WEB） 第1回全国薬務主管課長協議会（WEB） 第1回GMP調査当局会議（WEB） 葉草に親しむ会	4日 5日～16日 11日，19日 17日 29日～30日 25日
10月	麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 薬物乱用防止啓発用ポスター展示（県庁ギャラリー） 無承認無許可医薬品実態調査 令和4年度第1回医薬品の適正使用検討特別委員会（地対協） ひろしま肝疾患コーディネーター継続研修（福山会場：WEB） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（協同組合サングリーン：三次市） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（サンシープラザ：三原市） 広島県地域保健対策協議会胃がん・肝細胞がん予防サーベイランス体制検討WG（第1回 広島県医師会館） 毒物劇物取扱者試験（広島工業大学専門学校） 薬と健康の週間 広島県献血推進担当者会議（WEB） 毒物劇物業務上取扱者立入検査 中国・四国・九州温泉主管課長会議（書面開催） 合同輸血療法委員会第2回幹事会（WEB） 肝炎対策地域ブロック戦略合同会議（WEB） ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座（広島会場：WEB） 薬物中毒対策連絡会議・再乱用防止対策講習会（書面）	1日～11月30日 3日～14日 17日～12月16日 27日 10日 13日～20日 21日～11月18日 7日 14日 17日～23日 31日 3日～4月28日 1日 15日 16日，24日
11月	薬物乱用対策推進地方本部全国会議（書面） 広島県医薬品等製造販売（製造）業管理者等講習会（WEB配信） 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会（WEB） 登録販売者試験（広島工業大学専門学校、広島市文化交流会館） 中国ブロック卸売販売業合同模擬査察研修（中止） 広島県薬事衛生大会（広島市） ひろしま肝疾患コーディネーター継続研修（広島会場①：WEB） ひろしま肝疾患コーディネーター継続研修（広島会場②：WEB）	14日～12月2日 8日 19日 13日 20日

12月	医薬品担当者説明会（東京都） 令和4年度第2回医薬品の適正使用検討特別委員会（地対協）（書面） 広島県環境審議会第41回温泉部会（県庁） 第100回広島県薬事審議会（県庁及びWeb）	19日 15日 28日
5年1月	はたちの献血キャンペーン 合同輸血療法委員会第3回幹事会（WEB） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（廿日市市役所市民ホール） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（フジグラン尾道）	1日～2月28日 7日 10日～17日 24日～2月1日
2月	中国・四国ブロック司法警察業務実務研修（高松市） 広島県合同輸血療法研修会（WEB） 中国地区薬事・毒物劇物担当係長会議等（Web） インフォメーションプラザ講演会（WEB） 第2回GMP当局会議（WEB） 薬物相談事業推進連絡会議（WEB）	1日～3日 4日 13日 21日 22日 16日
3月	日本勤務薬剤師中国ブロック協議会（広島市） 広島県地域保健対策協議会胃がん・肝細胞がん予防サーベイランス体制検討WG（第2回 広島県医師会館） 広島県献血推進審議会（広島県赤十字血液センター） 肝疾患診療連携拠点病院等連絡会（広島大学病院 第2回）（WEB） 肝疾患診療連携拠点病院等連絡会（福山市民病院）（書面） 第2回広島県肝炎対策協議会 令和4年度第3回医薬品の適正使用検討特別委員会（地対協）（書面）	9日 11日 15日 23日 1日 14日

第3 令和4年度の事業

1 薬事

- (1) 医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、製造販売業及び販売業等に対し、立入検査及び医薬品等の収去検査を実施するとともに、講習会等において法令の周知に合わせてGMP／QMS等に基づく適正な製造管理を指導し、医薬品等の品質確保を行った。
- また、いわゆる健康食品については、その販売方法・広告等が薬事法に違反する事例が後を絶たないため、痩身効果又は強壮効果等を標ぼうする製品の実態調査及び買上げた健康食品の成分検査を行い、違反品への措置等の法令遵守の徹底を図った。
- (2) (公社)広島県薬剤師会が、県民に「薬の正しい知識」を普及啓発するために「薬と健康の週間」の期間中に実施した「くすりと健康の相談窓口」の開設及び地域の保健衛生の向上を図るため設置している薬事衛生指導員の資質向上講習会等の事業費を補助した。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）第8条の2の規定に基づき、すべての薬局に薬局機能情報の報告を求めるとともに、その情報を県ホームページで公表し、医療を受ける者の薬局の適切な選択の支援を行った。

○公表している薬局機能情報

●基本情報

薬局の名称、薬局開設者、薬局の管理者、薬局の所在地、電話番号及びファクシミリ番号、営業日、開店時間及び開店時間外で相談できる時間

●基本情報以外の情報

薬局へのアクセス、薬局サービス等、費用負担、業務内容・提供サービス、実績・結果等に関する事項

- (4) 一般用医薬品の販売に従事する登録販売者に係る「登録販売者試験」を実施した。

2 医薬品の適正使用

(1) 医薬品の適正使用の推進

団塊の世代が75歳を迎える2025年に備え、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・保健・福祉・生活支援等が連携して高齢者等を支える地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっており、医療技術の進展、後発医薬品の使用推進による医薬品の種類の増加など、薬物療法が高度化、複雑する中で薬の専門家である薬剤師が在宅医療における薬物療法に参加することがますます重要となっている。

広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会において「ポリファーマシー」をテーマとして、「ポリファーマシー」改善に向けた取組について検討した。

また、「広島県後発医薬品使用推進協議会」が平成22年3月に策定した「後発医薬品使用推進プログラム」に基づき、県内各保健所及び(公社)広島県薬剤師会に相談窓口を設置するとともに、県内基幹病院の後発医薬品採用リストを作成・公表したほか、厚生労働省が後発医薬品品質確保対策として実施する後発医薬品の試験検査に協力するなど後発医薬品使用推進を図った。

(2) 医薬分業

患者にとって医薬分業のメリットは、重複投薬や医薬品の飲み合わせの防止、服薬指導を薬剤師が行うことによって、医薬品の適正使用を図り、安全性を確保することである。このためには、身近な信頼される「かかりつけ薬局」による面分業の推進を図る必要がある。

本県においては、令和4年度の処方箋受け取り率が76.0%で前年（74.6%）から上昇しており、高い水準となりつつあるが、「かかりつけ薬局」の定着が進んでいるとは言えない。

また、地域包括ケアシステムの構築が急務であることから、地域住民の健康情報拠点としての薬局の活用と在宅医療への薬局・薬剤師の参画を推進する必要がある。

県では、平成27年10月に厚生労働省が公表した「患者のための薬局ビジョン」実現に向けて、関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会等）と連携を図ったうえで種々の事業を実施し、患者のための医薬分業の推進に努めた。

3 毒物・劇物

- (1) 毒物劇物はその取扱方法によっては、保健衛生上、極めて大きな危害を及ぼすおそれがあるため、毒物劇物製造（輸入）業、販売業及び業務上取扱者等に対し、立入検査を実施した。
- (2) 農薬危害防止運動の事業の一環として、農薬取扱者等を対象とした講習会を開催し、法令遵守の徹底及び農薬に関する正しい知識の普及を図った。

4 家庭用品

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、家庭用品に使用される化学物質による健康被害を防止するため、規制対象家庭用品の試買検査を実施し、不良家庭用品の排除に努めた。

なお、同法第2条第2項の政令で定める物質（有害物質）は現在21物質である。

5 製薬振興

(1) 医薬品等製造販売、製造及び品質管理指導

ア 医薬品等の製造販売承認、許可事務

医薬品医療機器法の円滑な施行を図るため、各製造販売業・製造業者に許認可等についてその充実を図ることとし、講習会の開催等により指導の徹底を図った。

イ 医薬品等の製造販売管理及び品質管理（GMP／QMS、GQP、GVP）

医薬品等の品質・有効性及び安全性を確保するためには、製造から流通、販売に至るまでの厳しい管理が必要である。

製造業におけるGMP（製造管理及び品質管理の基準）、製造販売業におけるGQP（品質管理の基準）・GVP（製造販売後安全管理の基準）、QMS（医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理）について、より一層適正な対応が図られるよう、関係業者を対象とした講習会及び収去検査を実施した。

(2) 毒物劇物製造業関係

毒物劇物製造業（輸入業を含む。）の登録申請が適正に行われるよう指導し、迅速な事務処理及び厚生労働省が作成した毒物等の基礎データを関係者と共有することにより危機管理体制の充実強化を図った。

毒物劇物製造業（輸入業を含む。）のうち、一部（製剤の製造（製剤の小分けを含む）及び原体の小分けのみ並びに製剤の輸入のみ）の権限を、保健所設置市（広島市、呉市及び福山市）に平成 20 年から移譲している。

(3) 薬事経済調査委託事業

医薬品等の適正な生産と健全で円滑な流通を確保するため、厚生労働省の委託を受けて各種調査を実施した。

(4) 予防医材の供給

感染症予防に必要なワクチンや緊急治療用血清の確保を図るため、需要の動向を把握し需給調整に努めるとともに、特に緊急性の高いワクチン等については 2か所に備蓄し、患者発生時に迅速に提供できる体制を整備している。

(5) 毒物中毒治療薬備蓄事業

毒物中毒患者発生時における治療薬で、流通量の少ない医薬品を確保し、県内 2カ所に備蓄し、患者発生時に迅速に提供できる体制を確保している。

(6) 医薬品関連産業活性化対策

医薬品関連産業は、知識集約型、省資源型の産業として今後の成長が大いに期待されるところであり、その健全な育成を図ることは、本県の産業振興はもとより、県民医療の面からも極めて重要である。

県としては、医薬品関連産業の一層の振興を図るため、昭和 59 年度の「広島県医薬品関連産業活性化懇談会」の提言に基づき、次のような活性化事業を進めている。

ア インフォメーションプラザ

イ 薬事指導機能の強化

商工労働局が進める「医療関連産業クラスター形成事業」の推進に関連し、「広島県治験等活性化事業」を実施し、広島市内基幹 4 病院との協定を平成 27 年 4 月 1 日に締結した。

また、令和元年 2 月 26 日に広島県治験等活性化事業共同治験審査委員会を設置した。

(7) 災害時医薬品等確保・供給体制整備事業

災害対策基本法第 40 条の規定により作成された「広島県地域防災計画（昭和 38 年 6 月策定）」に基づく「広島県災害対策運営要領（昭和 42 年 8 月策定）」の中で、薬務課は「医療資材班」として災害救急用医薬品、衛生材料及び防疫医材の確保並びに補給配布を担うこととしている。

災害時における医薬品、衛生材料及び医療機器等を十分に確保し円滑な供給を行うことを目的として平成 14 年度に策定された「広島県災害時医薬品等供給マニュアル」を、「平成 30 年 7 月豪雨災害」に照らして検証し、新たに災害薬事コーディネーターを活用する等の項目を追加して改訂を行った。

また、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染防護資材や手指消毒用アルコール等の供給協力について令和 2 年 9 月 5 日に県内企業と協定を締結した。

(8) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザの発生に備え、抗インフルエンザウイルス薬を人口の 45%相当備蓄することとし、平成 18 年度からの継続事業として、令和4年度までに抗インフルエンザウイルス薬を 390,900 人分（タミフル 105,500 人分、リレンザ 90,000 人分、タミフルDS 50,800 人分、ラビアクタ 19,600 人分、イナビル 125,000 人分）備蓄している。

令和4年7月1日付けで国の備蓄方針が変更され、人口の 25%相当を備蓄することとされたため、備蓄目標量を変更した。

6 血液確保対策

(1) 献血の普及啓発

令和4年度の広島県の献血者数は、県内人口の約 4.27%に当たる 117,795 人で、令和4年度献血推進計画の目標数に対しては 97.5%であった。目標献血量 55,167L については、53,988L (97.9%) の確保量だったが、医療機関へは問題なく供給することができた。

また、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、「令和4年度広島県献血推進計画」を3月に策定し、より一層 400mL・成分献血の推進を図るとともに、献血の意義の理解促進、若年層への献血普及啓発の強化、安心快適な献血環境の整備等を実施事項として、関係者への周知及び計画達成のための協力要請を行った。

令和4年7月には、県民運動として献血を推進するため、功労者及び献血ポスター募集の入賞者を表彰する「令和4年度広島県献血推進功労者等表彰伝達式を開催した。

(2) 血液製剤使用適正化の推進

血液製剤は、善意の献血を原料とするため有限で貴重なものであるとともに、その使用方法が輸血療法の有効性に大きく影響することから、最新の知見に基づいた適正な使用を推進する必要がある。このため、各医療機関内に設置されている輸血療法委員会が相互に情報交換等を行うことにより、県内における輸血療法の標準化を図り、適正使用を推進することを目的として、平成 23 年度に広島県合同輸血療法委員会を設置しており、令和4年7月に委員会を、令和5年2月に研修会を開催した。（いずれも新型コロナウイルス感染症予防のため WEB 開催）

7 温泉

本県における温泉は、中生代後期の広島花崗岩中であり、大部分がラドン含有放射能泉で、県内全域にわたって広範囲に分布している。

近年、温泉を巡る状況は、社会環境やライフスタイルの変化により活発、多様化しており、さらに、温泉施設が、高齢社会へ向けて温泉の療養、保養及び休養の場として位置付けられるようになり、温泉の掘削、利用施設の拡充が図られている。

このような中、温泉法に基づき、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として、掘削等の許可を行うとともに、監視指導を行っている。

なお、旅館業及び公衆浴場業等の温泉利用施設に対しても、適正な掲示や過剰揚湯の防止、正しい温泉利用等について指導を行っている。

8 麻薬・向精神薬・覚醒剤

(1) 立入検査等

令和4年中に実施した麻薬関係立入検査については、対象事業所 3,054 か所中延べ 1,107 か所 (36.2%) に対して立入検査を実施した結果、77 か所に違反（違反率 7.0%）が発見された。その主なものは、帳簿関係 36 件、保管・管理関係 27 件などとなっている。

向精神薬関係立入調査については、対象事業所 6,648 か所中延べ 1,136 か所(17.1%)に対して立入検査を実施した結果、30 か所に違反(違反率 3.8%)が発見された。その主なものは、記録関係 26 件などとなっている。

覚醒剤関係立入検査については、対象事業所 6,337 か所中延べ 840 か所(13.3%)に対して立入検査を実施した結果、32 か所に違反(違反率 4.3%)が発見された。その主なものは、帳簿関係 24 件などとなっている。

(2) けし・大麻対策

けし・大麻については、特に観賞を目的としたけしの不正栽培が多く、このためけしの開花期に合わせて「不正大麻・けし撲滅運動」を実施し、不正栽培防止の徹底を図るとともに、自生けしについては、この運動期間中に抜取り等による除去対策を実施した。

(3) 薬物乱用対策

令和4年中に県内において覚醒剤事犯で検挙された者は 88 名(前年 125 名)で、前年に比べ 37 名減少した。覚醒剤事犯の検挙者数は、全国的に若干減少傾向にあるが、再犯者率は依然として高い水準にある。

覚醒剤以外の薬物乱用では、大麻事犯で検挙された者は 66 名(前年 87 名)と減少した。しかし、全国的に未成年の検挙者数は高止まりしており、若年層への拡大が懸念されている。

危険ドラッグについては、平成 25 年 5 月以降に広島県内で、平成 27 年 7 月以降に全国で販売店舗はゼロとなったが、インターネットやデリバリー販売に移行するなど巧妙化・潜在化しており、引き続き十分な警戒が必要となっている。

このような状況の中、国においては平成 30 年 8 月策定の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」で、密輸や巧妙化・潜在化する密売事犯への対策強化に加え、未規制物質等への対応、向精神薬を悪用した凶悪事件発生防止のための監視や取締りを新設している。

本県でも、広島県薬物乱用対策推進本部を中心に関係機関・団体が連携を取り、薬物乱用者の再乱用防止対策を基本施策とし、治療・社会復帰の支援、取締活動等の推進を加速化させるとともに、県内全域に配置して地域に密着した啓発活動を行う広島県薬物乱用防止指導員に加えて、平成 30 年 4 月からは大学生をヤング指導員として委嘱するなど、若年層への取組の強化を図りつつ、総合的な広報啓発活動を実施している。

さらに、平成 11 年度から、学校や家庭における薬物乱用防止教育の一層の充実を図るため、学校薬剤師や広島県薬物乱用防止指導員等の中から薬物専門講師を養成している。

また、保健所・支所に覚醒剤等薬物相談窓口を設置して、住民からの相談等に応じるとともに、平成 28 年 6 月の「刑の一部執行猶予制度」及び同年 12 月の「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行を受け、薬物乱用者の再乱用防止と社会復帰に向け、地域の関係機関・団体との情報共有を促進している。

(4) 麻薬取締員による捜査

厚生労働省中国四国厚生局麻薬取締部（麻薬取締官）と連携して、麻薬・覚醒剤等の薬物事犯に対する取締りの徹底を図った。

9 シックハウス症候群・化学物質過敏症対策

近年、家庭用品、建材等から室内空気中に発散する化学物質による健康への影響が注目され、いわゆる「シックハウス症候群」やいわゆる「化学物質過敏症」として社会問題化する様相を見せてきた。国では、ホルムアルデヒドなど 13 物質の指針値及びそれについての標準的測定方法等を策定するなど、室内空気中の化学物質による健康被害を防止するための対策を推進している。

広島県では、健康福祉局をはじめ、都市局や教育委員会など関係部局による「広島県シックハウス症候群・化学物質過敏症対策連絡会議」を平成 12 年度に設置し、毎年この会議を開催し、情報の共有化や対応の協議を行っている。

10 肝炎対策

肝炎ウイルス持続感染者（以下「キャリア」という。）はB型が 110 万人から 120 万人、C型が 90 万人から 130 万人程度存在すると推定され、長期間の経過の後に肝硬変や肝がんに移行することが指摘されている。

しかし、自覚症状に乏しいことから、肝機能に異常が出てから医療機関を受診すると既に肝硬変・肝がんに移行しているケースが少なくなく、県民への正しい知識の普及啓発、検診受診率の向上、検査で要診療と診断された者への保健指導、専門医療機関の受診につながる体制の整備が必要となっている。

このため広島県では肝疾患の専門医等で構成する肝炎対策協議会を設置し、広島県の現状と課題を整理し、肝炎対策の諸施策を推進している。

(1) 肝炎対策事業

肝炎対策協議会の設置、肝疾患診療支援ネットワーク体制の充実、肝疾患診療連携拠点病院の運営、県民への普及啓発等、総合的な肝炎対策を推進している。

(2) 肝炎ウイルス検査・治療費助成事業

早期発見・早期治療体制を充実させるために、保健所で実施している検査に加え、平成 20 年度から医療機関にも委託して、肝炎ウイルス検査を実施している。

また、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）によって、その後の肝硬変及び肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能であるが、医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、この抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、肝がんの予防を図っている。

(3) ウィルス性肝炎対策（「がん対策日本一」推進事業）

肝炎ウイルス検査の受検勧奨や陽性者に対する医療機関への受診勧奨を一層強化するため、市町の保健師、医療機関の看護師及び企業の健康管理担当者等を対象に肝炎に関する研修を実施し、肝炎患者等の適切な肝炎治療をコーディネートできる者を養成し、「ひろしま肝疾患コーディネーター」として認定している。既に認定を受けた者に対しても、最新の知見を習得させるため、継続研修を実施している。

(4) 肝炎重症化・肝がん予防推進事業

登録した肝炎ウイルス陽性者に対し、年1回文書により受診勧奨し、継続受診を支援する「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」を平成25年度から運用している。

平成26年度からは、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」登録者のうち、一定の要件を満たした慢性肝炎患者等に対し、初回精密検査費用及び定期検査費用を助成し、肝炎の重症化の予防を図っている。

(5) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（平成30年度開始）

肝がんは再発を繰り返し予後が悪く、また重度肝硬変（非代償性肝硬変）も肝がん同様に予後が悪い。また、これらは肝炎ウイルス感染を原因として慢性肝炎から軽度の肝硬変を経て進行するために長期の療養が必要となることから、患者の入院医療費を助成することにより、治療に対する負担軽減を図っている。

(6) フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染対策

平成19年11月6日に厚生労働省がフィブリノゲン製剤納入先医療機関を改めて公表したことに対して県民からの問合せに対応するため、引き続き薬務課及び各保健所等に相談窓口を設置している。

11 予算決算

(1) 歳 入

(単位:円)

科 目	令 和 4 年 度 予 算 額	令 和 4 年 度 決 算 額
〈国庫支出金〉		
予防費補助金		
(感染症予防事業費国庫負担金)	468,533,000	422,069,869
(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)	4,113,000	0
薬務費補助金		
(麻薬覚せい剤取締指導費)	1,919,000	1,760,763
薬務費委託金		
(薬事経済調査・医薬品製造業許可承認事務)	3,042,000	3,257,106
〈財産収入〉		
予防医材売扱収入	2,428,000	0
〈繰入金〉		
地域医療介護総合確保基金繰入金	4,540,000	4,540,000
〈使用料及び手数料〉		
薬務手数料	57,184,000	55,563,730
〈諸収入〉		
保険料	4,125,000	4,224,049
計	545,884,000	491,415,517

※薬務手数料は保健所分を含む。

(2-1) 歳 出

(単位:円)

科 目	令和4年度 予 算 額 (最 終)	令和4年度決算額			不 用 額
		本 庁	廻	計	
(葉務費)					
報酬	9,408,000	8,317,640		8,317,640	1,090,360
職員手当	1,703,000	1,635,738		1,635,738	67,262
共済費	2,678,000	2,666,081		2,666,081	11,919
報償費	1,142,000	320,270	277,300	597,570	544,430
旅費	7,177,000	3,228,263		3,228,263	3,948,737
需用費	11,903,000	10,204,644		10,204,644	1,698,356
役務費	1,896,000	1,144,250		1,144,250	751,750
委託料	8,486,000	5,684,513	954,800	6,639,313	1,846,687
使用料及び賃借料	9,827,000	6,448,660		6,448,660	3,378,340
備品購入費	1,613,000	0	1,598,000	1,598,000	15,000
負担金補助及び交付金	327,000	238,000	36,000	274,000	53,000
扶助費	161,000	0		0	161,000
公課費	0	0		0	0
計	56,321,000	39,888,059	2,866,100	42,754,159	13,566,841

(注)職員給与は除く。

(注)旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料の決算額は、本庁の欄に廻を含めた額を記載。

(2-2) 歳 出

(単位:円)

科 目	令 和 4 年 度 予 算 額 (最 終)	令和4年度決算額			不 用 額
		本 庁	廻	計	
(予 防 費)					
報酬	11,958,000	11,811,513		11,811,513	146,487
職員手当	2,417,000	2,410,059		2,410,059	6,941
共済費	4,042,000	3,974,002		3,974,002	67,998
報償費	1,183,000	799,698		799,698	383,302
旅費	2,261,000	907,708		907,708	1,353,292
需用費	1,951,000	1,650,028		1,650,028	300,972
役務費	6,358,000	4,320,995		4,320,995	2,037,005
委託料	137,656,000	131,076,754		131,076,754	6,579,246
使用料及び賃借料	1,011,000	955,337		955,337	55,663
備品購入費	0	0		0	0
負担金補助及び交付金	6,000	0		0	6,000
扶助費	222,441,000	180,826,054		180,826,054	41,614,946
公課費	0	0		0	0
計	391,284,000	338,732,148	0	338,732,148	52,551,852

(注)職員給与は除く。

(注)旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料の決算額は、本庁の欄に廻を含めた額を記載。

(3) 手数料収納状況（薬務手数料）

(単位:円)

機 関 名	令和4年度
西部保健所	1,606,600
西部広島支所	1,746,530
西部呉支所	1,859,500
西部東保健所	2,531,200
東部保健所	3,638,700
東部福山支所	3,017,100
北部保健所	1,703,800
薬務課	39,460,300
合 計	55,563,730

第3編 統計資料

第1 薬事

第1 薬事

1 許可事務等

(1) 登録販売者試験

実施年月日	場所	申請者数	受験者数	合格者数
4.11.8	広島工業大学専門学校 広島市文化交流会館	1,152人	1,054人	450人

(2) 保健所等別薬局・医薬品販売業等許可及び変更届書等処理状況
 ア 薬局・医薬品販売業等

(令和4年度)

項目	保健所(支所)	西部		東部	福山	北部	小計	広島市	呉市	福山市	合計		
		西 部	広 島										
薬局	許可申請	5	2	0	4	8	0	4	23	19	0	13	55
	許可更新申請	13	17	0	16	33	3	9	91	96	26	43	256
	管理者兼務許可 (適用願い)	2	0	4	35	12	4	1	58	16	16	9	99
	許可証書換交付申請	0	3	0	2	1	0	0	6	2	2	4	14
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	139	228	16	248	342	115	113	1,201	2041	339	885	4,466
	休止届	0	0	0	0	1	0	0	1	4	0	0	5
	廃止届	5	3	0	3	11	2	4	28	19	3	14	64
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
店舗販売業	処方箋数届	38	45	4	66	151	16	20	340	263	95	142	840
	許可申請	0	2	0	4	4	1	4	15	7	4	6	32
	許可更新申請	3	5	0	9	4	1	4	26	29	7	18	80
	管理者兼務許可 (適用願い)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	許可証書換交付申請	0	2	0	0	0	0	0	2	1	1	1	5
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	88	117	5	160	197	37	70	674	694	108	401	1,877
	休止届	0	1	0	0	0	0	0	1	3	1	0	5
	廃止届	0	3	0	2	1	1	1	8	6	3	4	21
卸売販売業	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	4
	許可申請	0	0	0	1	1	0	0	2	7	0	1	10
	許可更新申請	1	4	0	5	7	0	1	18	34	5	7	64
	管理者兼務許可 (適用願い)	2	0	0	2	0	0	1	5	30	0	7	42
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	1	8
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	5	3	0	10	7	0	7	32	141	17	30	220
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止届	0	2	0	1	1	0	0	4	11	1	4	20
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(令和4年度)

保健所(支所)		西 部		西 部		東 部		北		小 計		合 計	
項目		広 島	呉	東		福 山	東	部	市	島	市	呉	福 山
薬局製造販売業	許可申請	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	許可更新申請	1	2	0	1	2	0	1	7	8	2	0	17
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	1	0	0	0	1	0	0	2	34	2	0	38
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止届	0	2	1	0	0	0	0	3	1	0	1	5
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売品目の承認	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
薬局製造業	製造販売品目の承認整理届	0	5	0	0	3	0	0	8	27	0	2	37
	許可申請	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	許可更新申請	1	2	0	1	2	0	1	7	8	2	0	17
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	1	0	0	0	0	0	0	1	26	2	0	29
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止届	0	2	1	0	0	0	0	3	1	0	1	5
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(令和4年度)

保健所(支所)		西 部	廣 島	吳	西 部	東 部	福 山	北 部	小 計	廣 島	吳	福 山	合 計
項 目										市	市	市	
薬種商販売業	許可申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可更新申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止届	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例販売業	許可申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可更新申請	0	1	0	0	0	0	3	4	1	0	0	5
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	0	2	1	0	0	0	0	3	0	0	0	3
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止届	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取扱品目の変更・追加申請	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2

イ 高度管理医療機器販売業・貸与業

(令和4年度)

項目	保健所	西部		東部	福山	北部	小計	広島市	呉市	福山市	合計		
		西 部	広島										
高度管理医療機器販売業・貸与業	許可申請	1	2	0	5	8	1	3	20	45	6	15	86
	許可更新申請	15	24	1	34	52	4	23	153	200	28	95	476
	管理者兼務許可(適用願い)	0	0	0	4	0	2	0	6	0	0	4	10
	許可証書換交付申請	2	3	0	0	3	1	1	10	12	1	2	25
	許可証再交付申請	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
	変更届	23	42	5	80	96	19	29	294	743	67	227	1331
	休止届	0	0	0	0	1	0	0	1	6	1	0	8
	廃止届	0	4	0	4	5	3	1	17	30	3	8	58
	再開届	1	0	0	0	0	0	0	1	4	1	0	6

ウ 管理医療機器販売業・貸与業

(令和4年度)

項目	保健所	西部		東部	福山	北部	小計	広島市	呉市	福山市	合計		
		西 部	広島										
管理医療機器販売業・貸与業	届出	33	25	2	42	14	11	4	131	174	24	52	381
	変更届	16	29	7	15	33	2	10	112	197	14	38	361
	休止届	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	廃止届	3	5	1	7	10	4	14	44	65	26	8	143
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	証明願	5	1	0	0	5	1	1	13	23	2	8	46

エ 配置販売業

(令和4年度)

事項	許可申請	許可証書換交付申請	許可証再交付申請	許可更新申請	変更届	廃止届	休止届	申請配置従事者の身分証明書交付	身分証明書書換交付申請	身分証明書再交付申請	取扱品目の変更・追加申請	計
件数	0	0	0	13	13	1	0	132	11	0	0	170

オ 再生医療等製品販売業

(令和4年度)

項目 保健所 (支所) 西 部	西		東 部	福 山	北	小 計	薬 務 課	合 計
	広 島	呉						
許可申請	0	0	0	0	0	0	0	2
許可更新申請	0	0	0	1	2	1	1	5
許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0
許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0
変更届	0	0	0	2	2	2	1	7
休止届	0	0	0	0	0	0	0	0
廃止届	0	0	1	0	1	0	0	2
再開届	0	0	0	0	0	0	0	0

カ 認定薬局

地域連携薬局

(令和4年度)

項目 保健所 (支所)	認定申請	請認定証書換交付申	認定証再交付申請	認定更新申請	変更届	廃止届
西部保健所	1	0	0	0	0	0
広島	1	0	0	1	0	0
呉	8	0	0	7	4	1
西部東保健所	4	0	0	2	0	0
東部保健所	2	0	0	4	3	1
福山	10	0	0	8	9	4
北部保健所	1	0	0	0	1	1
薬務課（広島市）	17	0	0	37	4	0
計	44	0	0	59	21	7

専門医療機関連携薬局

(令和4年度)

項目 保健所 (支所)	認定申請	請認定証書換交付申	認定証再交付申請	認定更新申請	変更届	廃止届
西部保健所	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0
呉	0	0	0	0	0	0
西部東保健所	0	0	0	0	0	0
東部保健所	0	0	0	0	0	0
福山	0	0	0	0	0	0
北部保健所	0	0	0	0	0	0
薬務課（広島市）	1	0	0	0	1	1
計	1	0	0	0	1	1

2 薬事関係業態数

(1) 薬局・医薬品販売業者等の数の推移

年 度	薬 局	医 薬 品 販 売 業				配置 従事者	医療機器 販売業・貸与業 販 売 業		再生医療 等製品販 売業	合 計
		店舗 ^(注1)	卸売 ^(注2)	薬種商 ^(注3)	配置 ^(注4)		高度管理	管理		
昭和 30	454	51		401	65	3,208	145			4,179
35	511	101		451	67	3,435	250			4,815
40	524	153		431	558	3,221	252		1,102	5,989
45	686	248		415	508 (43)	2,524	263		1,335	5,979
50	788	247 (140)		376	447 (57)	1,810	281		2,607	6,275
51	813	250 (134)		380	473 (71)	1,336	264		2,902	6,418
52	838	264 (139)		380	470 (70)	1,266	279		3,150	6,368
53	875	270 (153)		382	457 (70)	849	265		3,614	6,712
54	941	284 (156)		370	426 (74)	894	239		3,908	6,823
55	1,039	312 (176)		366	448 (78)	816	212		4,384	7,577
56	1,095	310 (190)		363	448 (82)	702	266		4,643	7,561
57	1,130	323 (222)		364	416 (76)	653	266		4,934	8,086
58	1,152	324 (225)		369	406 (72)	633	287		5,254	8,138
59	1,168	333 (232)		366	382 (70)	552	326		5,374	8,501
60	1,197	345 (239)		365	388 (73)	545	365		5,840	8,680
61	1,210	359 (246)		361	393 (79)	538	427		6,135	9,423
62	1,204	361 (248)		7	1 (87)	492	503		6,292	8,357
63	1,234	383 (261)		353	386 (90)	478	680		6,543	10,057
平成 元	1,275	392 (262)		24	3 (91)	474	451		6,786	8,954
2	1,275	415 (261)		346	406 (91)	453	476		6,904	10,275
3	1,261	443 (270)		341	410 (91)	448	574		6,952	9,855
4	1,288	483 (287)		338	403 (97)	442	509		7,736	11,199
5	1,302	503 (291)		328	355 (94)	427	515		8,280	11,195
6	1,318	529 (296)		326	331 (95)	402	533		8,235	11,674
7	1,340	571 (301)		323	354 (106)	395	552		8,558	11,541
8	1,367	587 (298)		314	304 (91)	346	548		8,653	12,119
9	1,379	599 (300)		313	300 (98)	334	643		8,751	11,676
10	1,427	601 (291)		314	291 (97)	303	755		8,874	12,565
11	1,433	594 (285)		294	269 (98)	276	855		8,906	11,772
12	1,475	570 (283)		308	270 (89)	258	724		8,996	12,601
13	1,503	576 (293)		301	263 (89)	251	594		9,156	12,050
14	1,537	548 (291)		291	256 (88)	243	628		9,129	12,632
15	1,551	548 (287)		283	247 (92)	238	621		9,017	11,884
16	1,569	558 (297)		270	257 (94)	219	645		10,628	14,146
17	1,585	544 (293)		267	214 (74)	218	660	1,217	11,138	15,183
18	1,579	540 (286)		252	213 (74)	205	782	1,329	11,240	16,140
19	1,588	531 (285)		248	211 (73)	191	585	1,966	13,628	18,363
20	1,621	522 (284)		241	207 (70)	184	636	1,464	12,128	17,003
21	1,609	479	303	18	216 (71)	162	535	1,442	11,861	16,625
22	1,606	451	328	25	207 (62)	123	567	1,416	11,150	15,873
23	1,608	504	378	17	187 (57)	76	481	1,523	11,537	16,311
24	1,617	510	408	12	175 (56)	30	484	1,444	11,438	16,118
25	1,626	523	401	8	166 (50)	30	442	1,467	11,570	16,233
26	1,626	531	396	7	155 (49)	29	451	1,537	11,407	16,145
27	1,622	540	394	6	140 (44)	28	359	1,561	11,501	16,161
28	1,618	555	397	5	139 (44)	27	327	1,611	11,513	16,209
29	1,613	560	393	5	119 (44)	25	305	1,645	11,372	16,057
30	1,615	558	397	5	116 (43)	25	332	1,681	11,734	16,151
31	1,599	560	384	4	116 (42)	24	295	1,676	10,828	20
令和 2	1,599	556	365	3	110 (41)	22	291	1,714	10,859	20
3	1,591	570	357	2	107 (43)	16	265	1,783	10,952	25
4	1,586	583	346	2	106 (43)	15	261	1,807	10,441	25
										15,172

(注1) 平成20年度までは、第32次改正(平成18年6月14日法律第69号)（以下改正法という。）による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）（以下旧法といいう。）の一般販売業の数である。

平成21年度以降は、改正法附則(以下単に「附則」という。)第2条の規定により、引き続き一般販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存一般販売業」という。)及び附則第5条の規定により、従前の例により引き続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存薬種商」という。)を含む。

(注2) 平成20年度までの()内の数は、旧法による卸売一般販売業で、一般販売業の再掲である。

(注3) 平成21年度以降は、附則第8条の規定により、従前の例により引き続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注4) ()内の数は県内業者数で、再掲である。

(注5) 改正法附則第14条又は第15条の規定により、従前の例により引き続き特例販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注6) 医療機器貸与業については、平成26年11月24日以前の旧賃貸業を含む。

(2) 保健所等別薬局・医薬品販売業者等数

(令和5年3月31日現在)

薬種 保健所(支所)	薬局	店舗販売業	卸売販売業	薬局製造販売業	薬局製造業	薬種商	特例販売業	医療機器販売業又貸与業		販再生医壳療等製品業	計
								高 度 管 理	管 理		
西部	78	28	6	5	5	0	0	61	288	0	471
広島	89	37	8	6	6	0	2	91	502	0	741
呉	11	6	0	0	0	0	6	8	66	2	99
西部東	114	44	21	6	6	0	0	121	309	2	623
東部	159	60	30	4	4	0	0	151	683	3	1,094
福山	29	11	1	1	1	0	1	27	281	5	357
北部	52	26	10	3	3	0	5	58	216	2	375
薬務課										11	11
小計	532	212	76	25	25	0	14	517	2,345	25	3,771
広島市	673	218	191	38	38	1	1	861	5,213		7,234
呉市	139	51	21	7	7	1	0	123	662		1,011
福山市	242	102	59	6	6	0	0	306	2,221		2,942
合計	1,586	583	347	76	76	2	15	1,807	10,441	25	14,958

(3) 二次医療圏及び市町別認定薬局数

(令和5年3月31日現在)

二次医療圏域	地域連携	専門医療機関連携	市町名	地域連携	専門医療機関連携
広島	56	1	広島市	53	1
			安芸高田市	1	0
			府中町	1	0
			海田町	1	0
			熊野町	0	0
			坂町	0	0
			安芸太田町	0	0
			北広島町	0	0
広島西	1	0	大竹市	0	0
			廿日市市	1	0
呉	14	0	呉市	13	0
			江田島市	1	0
広島中央	6	0	竹原市	0	0
			東広島市	6	0
尾三	5	0	大崎上島町	0	0
			三原市	2	0
福山・府中	16	0	尾道市	3	0
			世羅町	0	0
備北	0	0	福山市	15	0
			府中市	1	0
			神石高原町	0	0
			三次市	0	0
			庄原市	0	0
合計	98	1	合計	98	1

(4) 保健所(支所)・市町別薬局・医薬品販売業者等数

保 健 所 (支 所)	業 市町村	薬 局	店 舗 販 売 業	卸 売 販 売 業	製 薬 造 販 賣 局	薬 局 製 造	薬 種 商	特例販売業			医療機器販売業又は賃貸業	品 再 販 売 業 医 療 等 ※ 製	
								一 般	駅 構 内	小 計	管 理 度		
西部	大竹市	21	6	1	1	1	0	0	0	0	17	69	0
	廿日市市	57	22	5	4	4	0	0	0	0	44	219	0
	小計	78	28	6	5	5	0	0	0	0	61	288	0
西部広島	府中町	34	8	1	3	3	0	0	0	0	27	128	0
	海田町	16	6	1	0	0	0	0	0	0	18	109	0
	熊野町	8	5	0	0	0	0	0	0	0	5	68	0
	坂町	4	5	1	1	1	0	0	0	0	6	44	0
	安芸高田市	15	6	4	1	1	0	0	0	0	15	92	0
	安芸太田町	5	4	0	0	0	0	0	0	0	5	13	0
	北広島町	7	3	1	1	1	0	2	0	2	15	48	0
西部呉	小計	89	37	8	6	6	0	2	0	2	91	502	0
	江田島市	11	6	0	0	0	0	6	0	6	8	66	0
	小計	11	6	0	0	0	0	6	0	6	8	66	0
西部東	竹原市	18	8	0	1	1	0	0	0	0	15	42	0
	東広島市	93	35	21	5	5	0	0	0	0	105	258	2
	大崎上島町	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	9	0
	小計	114	44	21	6	6	0	0	0	0	121	309	2
東部	三原市	51	24	12	4	4	0	0	0	0	62	280	0
	尾道市	101	31	17	0	0	0	0	0	0	84	349	3
	世羅町	7	5	1	0	0	0	0	0	0	5	53	0
	小計	159	60	30	4	4	0	0	0	0	151	682	3
東部福山	府中市	27	11	1	1	1	0	0	0	0	26	249	0
	神石高原町	2	0	0	0	0	0	1	0	1	1	32	0
	小計	29	11	1	1	1	0	1	0	1	27	281	0
北部	三次市	31	15	9	2	2	0	2	0	2	44	132	2
	庄原市	21	11	1	1	1	0	3	0	3	14	84	0
	小計	52	26	10	3	3	0	5	0	5	58	216	2
計		532	212	76	25	25	0	14	0	14	517	2,344	7
保健所設置市	広島市	673	218	191	38	38	1	1	0	1	861	5,213	11
	呉市	139	51	21	7	7	1	0	0	0	123	662	2
	福山市	242	102	59	6	6	0	0	0	0	306	2,221	5
	小計	1,054	371	271	51	51	2	1	0	1	1,290	8,096	18
合計		1,586	583	347	76	76	2	15	0	15	1,807	10,440	25

※再生医療等製品販売業については、広島市の営業者は薬務課が、呉市の営業者は西部保健所呉支所が、福山市の営業者は東部保健所福山支所がそれぞれ所管する。

3 薬事監視

薬局、医薬品等製造販売業・製造業・販売業及び医薬品等を業務上取り扱う場所に立入り、医薬品等の適正な管理・取扱いなど次の事項を重点に監視指導を行うとともに、医薬品等の収去検査を実施し、不良・不正医薬品等の排除に努めた。

また、薬局・医薬品販売業及び健康食品専門店等に立入り、医薬品的な効能効果を標ぼうするいわゆる健康食品についても適正な販売を行うよう監視指導を行った。

- 医薬品等製造販売業・製造業については、自家試験等による品質管理、製造・管理記録及び製品表示の適正化
- 薬局、店舗販売業、卸売販売業及び薬種商販売業については、薬剤師等による実地管理の徹底
- 医薬品の適正な使用のために必要な情報提供の徹底
- 薬局又は店舗に勤務する従業員が薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう講ずべき措置（名札など）の徹底
- 適正な特定販売の徹底
- 不良・不正医薬品等の排除
- 医薬品等適正広告基準に基づいた不当広告物の排除
- 無承認無許可医薬品（模造医薬品を含む。）の排除
- 医療機器販売業・貸与業については、管理者の設置、継続的研修の受講等の遵守事項の徹底

(1) 薬事監視員会議

保健所・政令市薬務担当者会議

対象	参加人員	開催年月日	場所
業務事務担当者	31名	R4.4.21	Web 開催

(2) 薬事監視の年度別推移

区分	年 度	年 度												
		22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
	対象施設数	18,596	18,838	18,907	19,550	19,627	19,592	19,601	19,661	19,918	18,370	18,502	18,695	18,212
	立入検査実施数	5,158	4,935	4,535	3,966	3,867	4,921	4,960	4,570	3,448	3,111	2,398	2,528	3,375
	違反発見施設数	779	586	697	427	390	648	515	577	700	602	484	520	780
	違反発見件数	1,252	1,028	1,028	592	543	729	647	687	918	985	586	695	924
内容	無許可・無届業	6	9	3	12	3	3	4	3	8	4	2	3	2
	無許可品	7	5	2	1	4	0	2	0	0	0	1	0	0
	不良品	1	1	4				0	1	0	1	0	0	0
	不正表示品	4	28	5	1	2	2	1	3	1	0	2	1	1
	誇大広告	66	76	63	38	28	31	10	16	24	19	9	1	1
	毒劇薬の譲渡等	6	5	11	1	0	1	0	18	1	0	2	6	1
	毒劇薬の貯蔵陳列等	75	110	156	93	37	124	64	102	93	65	43	52	45
	処方箋医薬品の譲渡等	6	5	4	2	1	5	0	2	2	4	0	3	0
	制限品目の販売	12	9	1	2	0	5	1	2	0	1	0	0	0
	構造設備の不備	169	123	131	26	35	67	63	59	52	80	38	45	55
	管理者の管理・その他	900	657	957	416	433	491	502	481	737	811	489	584	819
	処分件数	74	38	23	99	45	108	139	132	118	150	74	86	17
訳	許可取消・業務停止	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構造設備改善命令等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	検査命令等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の (改善計画書等)	73	32	22	99	45	108	138	132	118	150	74	86	17
	告発件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 対象施設は、医薬品医療機器法の規定により許可又は届出をした年度末施設数である。

(3)業態別立入検査状況

令和4年度分

					許可年・登録年・届出年・現行在施設数	立入検査度数	違反年発見度数	特定年実施度数	特定年版売度数	無許可業登録数	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽告白大広	薬特定等の病用医薬品	等未承認医薬品	毒劇薬の譲渡等	陳毒劇薬の貯蔵	の処方箋記載医薬品等品	制限品目	構造設備の不備	不版売体制等の不備	る特定版売に反係	係者医薬品販売不体	全製造管理版の売不後備安	整法令遵守の不体	品質管理の不備	指定薬物の製造	指定薬物の輸入	販売指揮・授与等の	広告指定薬物等の	その他	・録許可取消停止消登	改善命令等	検査命令等	廃棄等	その他	～告年度中～数	
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)		
医薬品	薬局 (01)				1,586	806	326	99		0	0	0	0	0	0	1	40	0	0	43	66	0	38		6								304	0	0	0	0	2	0
	製專業	大臣許可分 (02)			0	0				0	0	0	0	0	0	0	0		0													0	0	0	0	0	0	0	
	知事許可分 (03)		27	11	7					0	0	0	0	0	0	0	0		0													7	0	0	0	0	7	0	
	薬局 (04)		76	31	4					0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2											1	0	0	0	0	0	0		
	製版壳造業	第1種 (05)	1	1	1					0	0	0	0	0	0	0	0		0	0											1	0	0	0	0	0	1	0	
	第2種 (06)		9	1	0					0	0	0	0	0	0	0	0		0	0										0	0	0	0	0	0	0	0		
	薬局 (07)		76	31	2					0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0										1	0	0	0	0	0	0	0		
	店舗版壳業 (08)		583	200	72					67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	31	1	7		4						50	0	0	0	0	0	0		
	卸版壳業 (09)		346	118	23						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3			2	0					23	0	0	0	0	0	0			
	薬種商販売業 (10)		2	0	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0	0			
	特例販売業 (11)		15	16	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0	0			
	配置販売業 (12)		106	0	2						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0	0			
	従事者 (13)		261	0	2					1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1	0	0	0	0	2	0				
	業務上取り扱う施設 (14)				52	5				0	0	0	0	0	0	0	0	3												2		0	0	0	0	0	0		
医薬部外品	製造業 (15)		17	5	1					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1				0					0	0	0	0	0	0	1	0			
	製造販売業 (16)		11	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				
	販売業 (17)			203	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0	0	0	0	0				
	業務上取り扱う施設 (18)				39	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0	0	0	0	0				
化粧品	製造業 (19)		35	16	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0				
	製造販売業 (20)		32	11	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0				
	販売業 (21)			187	1					0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0	0	0	0	0				
	業務上取り扱う施設 (22)				39	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0	0	0	0	0				
	製造業 (23)		62	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0				
	修理業	大臣許可分 (24)			0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0	0	0	0	0	0			
	知事許可分 (25)		211	44	2					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				2	0	0	0	0	0	2	0				
医療機器	製版壳造業	第1種 (26)	4	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0				
	第2種 (27)		17	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0				
	第3種 (28)		12	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0				
	販売業	高度管理医療機器等 (29)		1,802	801	183				1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2			1					207	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	医療機器	管理医療機器 (30)		10,406	198	6				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				6	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	一般医療機器 (31)				3	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	0	0	0	0	0	0			
	貸与業	高度管理医療機器等 (32)		959	469	143				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2			1					165	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	管理医療機器 (33)		1,528	20	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	一般医療機器 (34)				0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	0	0	0	0	0	0			
	業務上取り扱う施設 (35)				41	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	0	0	0	0	0	0			
体外診断用品	製造業 (36)		1	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	製造販売業 (37)		1	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	業務上取り扱う施設 (38)				0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	0	0	0	0	0	0			
	再製生医療等品	製造業 (39)			0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	製造販売業 (40)				0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	販売業 (41)		26	14	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	業務上取り扱う施設 (42)				18	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計					(43)	18,212	3,375	780	166	2	0	0	1	1	0	0	1	45	0	0	55	97	1	47	0	12	0	0	0	0	0</td								

(4) 保健所別立入検査状況

令和4年度分

	許可年 度登 録現 在施設 数	立入 検査度 数	違反 発見度 数	特定販 売実現 度数	特 定 年 度 未 現 在 施 設 数	違 反 発 見 件 数 (年 度 中)																				処 分 件 数 (年 度 中)				告 年 度 中 件 数				
						録無 ・許 可 無 業 登	無 承 認 品	不 良 品	不 正 表 示 品	虚 偽 ・誇 大 広 告	品 特 定 疾 病 用 医 薬 品 等	の 未 承 認 医 薬 品 告	毒 劇 薬 の 譲 渡 等	毒 劇 薬 列 の 貯 蔵 陳	讓 方 渡 箋 記 薬 品 等	制 限 品 目 の 販 売	構 造 設 備 の 不 備	販 売 体 制 等 の 不	違 特 定 販 売 に 係 る	違 の 医 薬 品 管 理 者 に 係 る 業 者	管 製 造 販 売 後 不 安 全	備 法 令 の 遵 守 不 体 制 備 整	品 質 管 理 の 不 備	指 定 薬 物 の 製 造	指 定 薬 物 の 輸 入	販 指 定 ・ 授 与 等 の 業 務 停 止	指 定 薬 物 等 の 廣 告	そ の 他	・取 許 可 取 消 ・ 登 録	改 善 命 令 等	検 査 命 令 等	廃 棄 等	そ の 他	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)		
西部	513	128	54	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	20	0	17	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0		
広島支所	790	307	69	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	7	0	0	2	25	0	0	0	2	0	0	0	0	0	52	0	0	0	0	0	
呉支所	107	81	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	
西部東	689	199	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	
東部	1,235	764	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13	0	0	9	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0	0	0	0	0	
福山支所	381	193	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	
北部	483	200	48	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	
薬務課	440	89	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	11	0	
小計	4,638	1,961	284	25	1	0	0	1	1	0	0	1	26	0	0	20	76	0	19	0	5	0	0	0	0	196	0	0	0	0	13	0		
広島市	8,826	946	369	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	26	11	0	0	0	0	0	0	0	0	361	0	0	0	0	0	0	
呉市	1,092	125	60	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	1	28	0	7	0	0	0	0	0	154	0	0	0	0	0	0
福山市	3,278	341	63	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0	0	0	0	0	0	
小計	#####	1,412	492	141	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	35	21	1	28	0	7	0	0	0	0	0	573	0	0	0	0	0	0	
総計	#####	3,373	776	166	1	0	0	1	1	0	0	1	45	0	0	55	97	1	47	0	12	0	0	0	0	0	769	0	0	0	0	13	0	

(5) 医薬品等一斉取締り

ア 概況

- (ア) 実施期間 令和4年7月12日～12月28日
- (イ) 薬局、店舗販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び特例販売業等の一斉取締り
- a 重点監視指導項目
- 毒薬・劇薬の保管・管理状況
 - 資格者による実地管理状況
 - 薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵・陳列状況
 - 処方箋医薬品等の取扱い状況
 - 医薬品の適正使用のために必要な情報提供の状況
 - 従事者に対する研修実施状況
 - 薬局及び店舗販売業における指針の策定及び業務に関する手順書の策定及び手順書に基づく業務の実施状況
 - 医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための措置の遵守状況
 - 勤務従事者の名札等の措置
 - 濫用等のおそれのある医薬品の販売方法
 - 特定販売の状況及び広告の状況
 - 実務の証明根拠となる従事状況の確認について
 - 掲示事項について
 - 使用期限を超過した医薬品の販売の禁止について
 - 競売による医薬品の販売等の禁止について
- b 監視件数等

総数	監視件数	監視率
833	324	38.9%

(ウ) 医薬品等（医療機器を除く）製造販売業・製造業の一斉取締り

- a 重点監視指導項目
- 医薬品等製造販売業者におけるGQP省令及びGVP省令への適合状況
 - 医薬品等製造業者における薬局等構造設備規則及びGMP省令への適合状況
 - 回収の措置に係る改善状況等の確認
- b 監視件数等

総数	監視件数	監視率
132	33	25.0%

イ 医薬品等の一斉取り締まり結果

(ア) a 薬局等の一斉取り締まり結果

問	項目	薬局				店舗販売業				卸売販売業				旧薬種商販売業				特例販売業			
		適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
薬局等構造設備規則への適合状況について																					
①	薬局等構造設備規則に適合しているか（特に貯蔵設備を設ける区域が他の区域から明確に区別されているどうか）。	185	0	0	185	54	1	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤師不在時間がある場合の運用状況について																					
②	薬剤師不在時間がある薬局にあっては、適切に運用されているか（調剤室の閉鎖、体制（手順書を含む。）の整備、不在時間の表示等）。	78	0	107	185	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
体制省令等への適合状況について																					
③	調剤に係る医療の安全、調剤された薬剤及び医薬品の適正販売、情報提供等を確保するための指針の策定、従事者に対する研修並びにそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。	169	16	0	185	51	4	0	55	20	4	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0
④	③で不適のものうち、偽造医薬品流通防止に向けた対策について業務手順書を作成等し、必要な措置を講じられていないかった件数（医薬品の譲受時の確認、返品の際の取扱い、貯蔵設備に立ち入ることができる者の特定、偽造医薬品や品質に疑惑のある医薬品を発見した際の具体的な手順、管理者の責任において行う業務の範囲等）。	6	10	0	16	1	3	0	4	1	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	勤務する全ての登録販売者に対する外部研修を適切に受講させているか。	94	0	91	185	54	1	0	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥	調剤に従事する薬剤師員数が充足しているか。	185	0	0	185	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者による薬局等の管理状況について																					
⑦	管理者が許可を受けずに他の業務に関する実務（他の場所の薬局等の業務等）に従事していないか。	185	0	0	185	55	0	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧	薬局等の管理（構造設備や医薬品等の管理、帳簿の記録、従業員の監督等）を適切に行っているか。	164	21	0	185	53	2	0	55	22	2	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨	薬局等の業務について、管理者が開設者等に対して意見申述できる体制が整備され、必要な意見を述べているか。	175	10	0	185	54	1	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0
開設者等が遵守すべき事項について																					
⑩	名札等により従事者の資格を容易に判別できるような措置を講じているか。	185	0	0	185	55	0	0	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪	薬局等を利用するため必要な情報等を適切に表示しているか。	159	26	0	185	52	3	0	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫	薬局等の管理に係る記録を備え、保管しているか。	177	8	0	185	53	2	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬	薬局医薬品、要指導医薬品及び第1類医薬品の販売等の記録を作成しているか。	181	4	0	185	17	0	38	55	24	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0
⑭	変更届出等が遅滞なく行われているか（特に管理者の氏名・住所、勤務する薬剤師・登録販売者の氏名）。	181	4	0	185	55	0	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮	健康サポート薬局である場合は、その基準に適合しているか。	17	0	168	185	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑯	医薬品の譲渡・譲受に係る必要な記録（特に、相手方の身元確認の方法、ロット番号、使用期限）を作成し、保存しているか（同一の許可事業者の複数の事業所間ににおける医薬品の譲渡・譲受に係る取引について、業許可を受けた場所ごとに移転に係る記録（品名、ロット番号、使用期限、数量、場所、年月日）を作成し、保存しているか）を含む。	173	12	0	185	55	0	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰	薬局機能情報の報告を適切に行い、その情報を薬局においても閲覧に供しているか。	156	29	0	185	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品の取り扱いについて																					
⑱	毒劇薬の取り扱いは適切か（表示、譲渡手続き、記録の保存、貯蔵、陳列等）。	152	33	0	185	21	0	34	55	19	1	4	24	0	0	0	0	0	0	0	0
⑲	薬局医薬品の取り扱いは適切か（処方箋に基づいた交付（処方箋医薬品のみ）、記録の保存、貯蔵、販売方法等）。	184	1	0	185	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑳	擅用等のおそれのある医薬品の取り扱いは適切か（販売時の確認、販売数量の制限等）。	183	2	0	185	49	6	0	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉑	医薬品の貯蔵及び陳列の方法は適切か（医薬品と他の物の区別した貯蔵及び陳列、要指導医薬品の貯蔵及び陳列、一般用医薬品のリスク区分ごとの貯蔵及び陳列等）。	175	10	0	185	47	8	0	55	24	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品の情報提供等について																					
㉒	薬局医薬品及び調剤された薬剤を販売又は授与する際に、薬剤師が適正使用のために必要な服薬指導等を行っているか。	185	0	0	185	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉓	調剤された薬剤を販売又は授与する際に行った服薬指導等について、適切に記録しているか（令和2年9月1日以降）。	183	0	2	185	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 医薬品等の一斉取り締まり結果

(ア) b 配置販売業の一斉取り締まり結果

		配置販売業者				既存配置販売業者			
		適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
体制省令への適合状況について									
①	配置販売の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定、従事者に対する研修及び及びそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。	1	0	0	1				
②	①で不適なものうち、偽造医薬品流通防止に向けた対策について業務手順書を作成等し、必要な措置を講じられていないかった件数（医薬品の譲受時の確認、返品の際の取扱い、偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順、管理者の責任において行う業務の範囲、分割販売時の必要事項の記載等）。	0	0	1	1				
③	従事する全ての登録販売者に対する外部研修を適切に受講させているか。	1			1				
管理者による管理状況について									
④	薬剤師又は登録販売者(既存配置販売業については薬剤師又は配置員)が当該区域の管理(医薬品等の管理、帳簿の記録、配置員の監督等)を適切に行っているか。	1	0	0	1	0	0	0	0
⑤	管理者が開設者等に対して意見申述できる体制が整備され、必要な意見を述べているか。	1	0	0	1	0	0	0	0
配置販売業者が遵守すべき事項について									
⑥	従事者に医薬品医療機器法第33条第1項に規定する身分証明書の携帯や名札等の従事者の資格を容易に判別できるような措置を講じているか。	0	1	0	1	0	0	0	0
⑦	配置販売の際に、必要事項を記載した書面を添えて配置しているか。	1	0	0	1	0	0	0	0
⑧	医薬品の譲渡・譲受に係る必要な記録（特に、相手方の身元確認の方法、ロット番号、使用期限）を作成し、保存しているか。	1	0	0	1	0	0	0	0
⑨	配置員の資質の向上のために一定水準の講習、研修等を受講させているか。					0	0	0	0
医薬品の取り扱いについて									
⑩	濫用等のおそれのある医薬品の取り扱いは適切か（配置時の確認、数量の制限等）。	1	0	0	1	0	0	0	0
⑪	使用期限切れの医薬品を貯蔵、配置していないか。	1	0	0	1	0	0	0	0
⑫	医薬品の貯蔵及び陳列の方法は適切か（医薬品と他の物の区別した貯蔵及び陳列、一般用医薬品のリスク区分ごとの貯蔵及び陳列等）。	1	0	0	1	0	0	0	0
医薬品の情報提供について									
⑬	一般用医薬品を配置する際に、適正使用のために必要な情報提供を行っているか。	1	0	0	1	0	0	0	0
医薬品等の広告について									
⑭	薬局等における医薬品等の販売時の虚偽若しくは誇大な広告又は健康食品等の販売時に医薬品的な効能効果等の標榜をしていないか。	1	0	0	1	0	0	0	0

(イ) 医薬品等（医療機器を除く）製造業の一斉取締り

	医薬品				後発医薬品(再掲)				一般用医薬品(再掲)				医薬部外品				化粧品			
	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
① 薬局等構造設備規則に適合しているか	9	0	0	9	0	0	0	0	2	0	0	2	1	1	0	2	11	0	0	11
② GMP省令に適合しているか（総合的評価）	6	0	3	9	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	2	2				
③ 承認事項の遵守状況 (GMP省令第3条の2)	5	1	3	9	0	0	0	0	1	1	0	2								
④ 製造管理及び品質管理業務に係る組織体制及び人員の配置 (GMP省令第4条～第6条)	6	0	3	9	0	0	0	0	2	0	0	2								
⑤ OOSの処理 (GMP省令第11条第1項第8号)	6	0	3	9	0	0	0	0	2	0	0	2								
⑥ 安定性モニタリングの実施 (GMP省令第11条の2)	6	0	3	9	0	0	0	0	2	0	0	2								
⑦ 原料等の供給者の管理 (GMP省令第11条の4)	6	0	3	9	0	0	0	0	2	0	0	2								
⑧ 文書及び記録の信頼性の確保 (GMP省令第8条第2項、第20条第2項)	5	1	3	9	0	0	0	0	2	0	0	2								
⑨ 遺脱の管理 (GMP省令第15条)	6	0	3	9	0	0	0	0	2	0	0	2								
⑩ 直接の容器、外箱の記載事項	9	0	0	9	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0	0	2	11	0	0	11
⑪ 毒劇薬の取扱い	9	0	0	9	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0	0	2	11	0	0	11
⑫ 許可総数（令和5年3月31日時点）	27				0								17				35			

(ウ) 医薬品等（医療機器を除く）製造販売業の一斉取締り

	医薬品				後発医薬品(再掲)				一般用医薬品(再掲)				医薬部外品				化粧品			
	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
① GQP省令に適合しているか（総合的評価）	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
『GQP項目』																				
② 総括製造販売責任者の業務 (GQP省令第3条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
③ 品質管理業務に係る組織及び職員 (GQP省令第4条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
④ 品質管理業務の手順に関する文書等の整備状況 (GQP省令第5条、第6条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
⑤ 製造業者等との取決め (GQP省令第7条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
⑥ 品質保証責任者の業務 (GQP省令第8条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
⑦ 市場への出荷の管理 (GQP省令第9条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
⑧ 製造業者等に対する定期的な確認等 (GQP省令第10条第1項、第2項、第5項)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
⑨ 変更、品質情報、回収の処理 (GQP省令第10条第3項～第4項、第11条、第12条)	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
⑩ 自己点検に関する業務 (GQP省令第13条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
⑪ 教育訓練に関する業務 (GQP省令第14条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
⑫ 文書及び記録の管理 (GQP省令第16条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
⑬ GVP省令に適合しているか（総合的評価）	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
『GVP項目』																				
⑭ 総括製造販売責任者の業務 (GVP省令第3条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
⑮ 安全確保業務に係る組織体制及び職員 (GVP省令第4条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
⑯ 製造販売後安全管理業務手順書等の整備状況 (GVP省令第5条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
⑰ 安全管理責任者の業務 (GVP省令第6条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
⑱ 安全管理情報の収集 (GVP省令第7条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
⑲ 安全管理情報の検討並びに安全確保措置の立案及び実施 (GVP省令第8条、第9条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
⑳ 市販直後調査、GSP部門との連携 (GVP省令第10条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
㉑ 自己点検に関する業務 (GVP省令第11条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
㉒ 教育訓練に関する業務 (GVP省令第12条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
㉓ 安全確保業務に係る記録の保存状況 (GVP省令第16条)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
㉔ 許可総数（令和5年3月31日時点）	10				0								11				35			

(6) 医療機器一斉取締り

ア 概況

(ア) 実施期間 令和4年7月12日～12月28日

(イ) 医療機器販売業等の一斉取締り

a 重点監視指導項目

○ 営業所の管理及び構造設備の管理状況

b 監視件数等

	総 数	監視件数	監視率
高度管理医療機器等販売・貸与業	517	146	28.2%
管理医療機器販売・貸与業	2,345	138	5.88%

(ウ) 医療機器製造業・製造販売業の一斉取締り、医療機器の収去検査

a 重点監視指導項目

○ 医療機器製造業者における薬局等構造設備規則及び機器・体外診QMS省令への適合状況

○ 医療機器製造販売業者におけるGQP省令及びGVP省令への適合状況

○ 前年度以降、回収事例や違反事例があった業者に対する措置状況

b 監視件数等

	総 数	監視件数	監視率
製造販売業	33	5	15.2%
製造業	62	8	12.9%

イ 実施結果

(ア) 医療機器販売業の一斉取締り結果

監 視 項 目	高度管理医療機器等			管理医療機器等			
	件数	適	不適	件数	適	不適	非該当
① 薬局等構造設備規則に適合しているか	146	146	0	138	138	0	0
② 管理者が実地に営業所等を管理しているか	146	146	0	138	138	0	1
③ 医療機器の販売管理体制は適切か (未承認品や不良品の貯蔵・陳列等が行われていないか)	146	146	0	138	138	0	0
④ 営業所の管理に関する帳簿を備え保存しているか	146	144	2	138	134	4	0
⑤ 医療機器の販売時に虚偽又は誇大な広告をしていないか。未承認又は未認証の医療機器を販売していないか	146	146	0	138	138	0	0
⑥ 販売等される医療機器又はその容器等に適切な表示がなされているか。(承認番号、認証番号及び届出番号等の表示を含む。)	146	146	0	138	138	0	1

(イ) 医療機器製造業の一斉取締り結果

監 視 項 目	件数	適	不適	非該当
① 医療機器責任技術者の実地管理	8	8	0	0
② 製造販売業者との取り決め等の状況	8	8	0	0
③ 製造所における製造管理及び品質管理の状況	8	0	0	8

(ウ) 医療機器製造販売業の一斉取締り結果

監視項目	件数	適	不適
① QMS 体制省令に適合しているか (総合的評価)	5	4	1
② GVPに適合しているか (総合的評価)	5	5	0

(7) 医薬品等収去検査

(単位: 件)

分類	検査項目	検査件数	適	不適
医薬品 (薬局、医薬品 販売業)	定量試験等	7	7	0
医薬品 (製造販売業)	規格試験等	2	2	0
医療機器	規格試験等 (無菌試験を含む)	2	2	0
医薬部外品	定量試験等	0	0	0
化粧品	保存料	5	5	0

(8) 無承認無許可医薬品実態調査等

ア 無承認無許可医薬品実態調査結果

令和4年10月17日～令和4年12月16日を実施期間とし、県内で販売されている健康食品について、容器包装、添付文書、剤形及びチラシ、パンフレット等の広告物の調査を実施した。

(ア) 実施機関：薬務課及び各県立保健所（支所）

(イ) 調査対象施設：健康食品を取り扱う施設（薬局、医薬品販売業、食品販売業等）

(ウ) 調査品目数：6,120品目

(エ) 無承認無許可医薬品に該当するもの：0品目

(オ) 不適正な広告：0品目

イ 健康食品等の買上調査結果

(ア) 瘦身効果を標榜する食品又はまつ毛美容液を買い上げ、医薬品成分（シブトラミン）含有の有無を検査・判定した。

検査成分	検査結果	
	適合	不適合の疑い
シブトラミン等	4	0
ミノキシジル等	3	0

(イ) 強壮効果を標榜する食品及びCBD オイル等を買い上げ、医薬品成分（シルデナフィル等）含有の有無を検査・判定した。

検査成分	検査結果	
	適合	不適合の疑い
シルデナフィル等	2	0
大麻成分	1	0

ウ 広告物等の調査結果表

集 計 項 目		件 数	
1 立入調査施設数			
内訳	(1) 薬局	95 件	
	(2) 医薬品販売業	39 件	
	(3) 健康食品専門店	0 件	
	(4) スーパー、デパート	0 件	
	(5) 雑貨店	3 件	
	(6) アダルトショップ	1 件	
	(7) その他	3 件	
計		142 件	
2 調査品目数			
内訳	(1) いわゆる健康食品関連	6,120 品目	
	(2) 違法ドラッグ関連	0 品目	
3 措置件数		いわゆる 健康食品	違法 ドラッグ
内訳	(1) 販売中止を指導したもの	0 品目	0 品目
	(2) 広告物の撤去等を指導したもの	0 品目	0 品目
	計	0 品目	0 品目

4 薬事講習会開催状況

機関名	開催年月日	開催場所	対象者	参加人員	講習内容
業務課	R4. 6. 10	Web開催	農薬製造販売業者、防除業者等	70名	農薬の安全使用について等
	R4. 7. 21	Web開催	薬剤師	40名	薬機法改正等について等
	R4. 7. 31	Web開催	薬剤師	75名	健康サポート薬局の背景となる、患者のための薬局ビジョンについて
	R4. 8. 1 (広島市安佐北区倉掛2丁目33-2)	広島県消防学校	消防職員初任者	110名	毒物及び劇物の特性、過去の事故事例等から毒物及び劇物の性状等
	R4. 9. 1 ひろしま国際ホテル (広島市中区立町3-13)	医療機器修理業者及び販売業・貸与業者	23名	医療機器修理業者が順守すべき事項及び最近の法改正について	
	R4. 9. 4 (広島市東区二葉の里3-2-1)	広島県薬剤師会館	薬剤師	15名	事業報告、決算報告、特別講演等
	R4. 10. 16 広島駅南口地下広場	県民	5名	電子処方箋及びHIMカード並びにお薬手帳の役割	
	R4. 11. 14~ R4. 12. 2	Web開催	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業・製造業者	112名	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器等関連業務について
	R4. 11. 5 (広島市中区中町1-5)	日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会・会員	50名程度	広島県における多職種連携の取組み	
	R4. 11. 10 JA全農広島県本部JA西日本畜農技術センター (東広島市河内町入野1631-13)	中国地方のJA関係者	9名	毒劇法について、業務上取扱における遵守事項など	
	R4. 12. 8 グランラセーレ東広島 (東広島市西条町御園宇6950-2)	農薬製造販売業者、防除業者等	70名	法令上の取扱い等について	
	R4. 12. 18	Web開催	薬剤師	46名	健康サポート薬局の背景となる、患者のための薬局ビジョンについて
	R5. 2. 23 (広島市東区二葉の里3-2-1)	医療機器販売業者等の営業管理者・医療機器修理業者の責任技術者	422名	医療機器販売業者等の営業管理者等が遵守すべき事項について	
西部保健所	R4. 9. 5 (廿日市市桜尾二丁目2-68)	保健師	8名	薬事業務及び薬物乱用防止	
	R5. 1. 17 (廿日市市桜尾二丁目2-68)	管理栄養士	6名	薬事業務及び薬物乱用防止	
	R5. 1. 24 (廿日市市桜尾二丁目2-68)	医師	124名	薬事業務及び薬物乱用防止	
西部保健所 広島支所	R4. 5. 26	Web開催	薬剤師	104名	薬事行政について
	R4. 12. 21	Web開催	生徒、教職員	75名	薬物乱用について
西部東保健所	R4. 7. 26 (東広島市立もみじ小学校・中学校 東広島市八本松町原10844番地)	小学生・中学生 教職員	36名	薬物乱用防止	
東部保健所	R4. 6. 27 (尾道市古浜町26-12)	大学学生	8名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務	
	R4. 9. 1 (三原市第四中学校 三原市須波ハイツ2-26-1)	児童・教員	51名	薬物乱用に関する講話	
	R4. 11. 9 (尾道市古浜町26-12)	専門学校学生	10名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務	
	R4. 12. 8 (尾道市古浜町26-12)	医師	1名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務	
東部保健所 福山支所	R4. 6. 27 (福山市三吉町一丁目1-1)	県立大学公衆衛生看護学生	10名	衛生環境課業務（薬事関係、薬物乱用防止について）	
	R4. 8. 30 (福山市三吉町一丁目1-1)	福山大学学生 安田女子大学学生	15名	衛生環境課業務（薬事関係、薬物乱用防止について）	
北部保健所	R5. 1. 30 (庄原市西城紫水高等学校 庄原市西城町西城345)	高校1年生、2年生 及び教員	49名	薬物乱用防止	

5 薬の知識普及

(1) 薬草に親しむ会の開催

次のとおり開催した。

主 催 広島県、(公社) 広島県薬剤師会

共 催 安芸太田町

協 力 広島漢方研究会

開催年月日	令和4年9月25日（日）
場 所	深入山セラピーロード (山県郡安芸太田町松原1-1)
参 加 者	91名

(2) 保健所等における活動状況

「薬と健康の週間」行事として各保健所において、関係機関へ協力を依頼するとともに、広報資料を配布し、ポスターを掲示する等、地域の実情に応じ実施した。

(3) 薬事衛生指導員の育成

薬の知識の普及活動を推進する薬事衛生指導員の資質の向上を図るため、次の講習会の実施について補助した。

開催場所	期日	内容	受講者数
広島県薬剤師会館 2F ふたばホール	R5. 1. 29	学校薬剤師による薬物乱用教室について ～アクティブ・ラーニング形式を取り入れた授業～ 日本薬剤師会 学校薬剤師部会 学術WG委員 西前 多香哉 氏	192名

6 薬剤師

(1) 概況

県内に在住する薬剤師は、令和4年12月末現在7,324人と令和2年12月末より8人減少している。

これを就業別にみると、薬局の勤務者が4,205人と全体の57.4%を占め、次に病院又は診療所において調剤に従事する者が1,496人(20.4%)、薬局の開設又は法人の代表者が420人(5.7%)となっている。

なお、令和4年度の薬剤師免許申請件数は247件、薬剤師名簿訂正は125件、免許証書換え交付申請件数は116件、再交付申請件数は10件であった。

(2) 薬剤師数の年次別推移

年	薬剤師数(男)	薬剤師数(女)	計
30	724	330	1,054
35	735	389	1,124
40	802	663	1,465
45	877	849	1,726
50	966	1,143	2,109
51	934	1,145	2,079
52	959	1,235	2,194
53	944	1,317	2,261
54	1,016	1,479	2,495
55	1,026	1,580	2,606
56	1,084	1,636	2,720
57	1,119	1,724	2,843
59	1,193	1,820	3,013
61	1,174	1,850	3,024
63	1,203	1,916	3,119
平成2	1,322	2,362	3,684
4	1,422	2,545	3,967
6	1,524	2,806	4,330
8	1,714	3,223	4,937
10	1,783	3,466	5,249
12	1,839	3,587	5,426
14	1,946	3,690	5,636
16	1,910	3,700	5,610
18	2,032	3,959	5,991
20	2,115	4,004	6,119
22	2,226	4,237	6,463
24	2,264	4,292	6,556
26	2,319	4,448	6,767
28	2,424	4,597	7,021
30	2,502	4,727	7,229
令和2	2,506	4,826	7,332
令和4	2,509	4,815	7,324

(3) 保健所等別及び業務の種類別薬剤師数

(令和4年12月31日現在)

業務の種類 保健所等	総 数	薬局		病院・診療所		大学		医薬品関係企業		その他			
		開設者又は法人代表者	勤務者	調剤	検査その他	勤務者（研究・教育）	大学院生又は研究生	医販・薬売営業製造研究輸入発送	医薬品商販業	衛生行政機関の事務	他の従事者	無職の者	不詳
西 部	321	28	166	90	4	1	0	0	11	6	5	8	0
広島	389	26	235	76	3	0	0	30	6	0	2	9	0
	612	44	324	145	11	47	1	5	4	3	7	15	0
西部東	426	38	257	84	1	1	1	0	25	6	2	11	0
東部	611	55	349	144	4	0	0	8	24	7	7	10	0
福山	1,266	55	713	273	9	41	3	25	51	21	20	49	0
北 部	174	13	95	50	1	0	0	3	4	3	2	2	0
小 計	3,799	259	2,139	862	33	90	5	71	125	46	45	104	0
広島市 (薬務課)	3,525	161	2,066	634	45	61	2	168	153	54	70	107	0
合 計	7,324	420	4,205	1,496	78	151	7	239	278	100	115	211	0

(注) 1 就業地別（「無職の者」については、住所地別）に掲げてある。

2 令和4年12月31日現在の薬剤師届により、令和2年度の保健所管轄区域により計上した。

(4) 保健所・市町別薬剤師免許申請等処理状況（令和4年度）

項目 保健所等	薬剤師免許 申請	薬剤師名簿 訂正申請	薬剤師免許証 書換え交付申請	薬剤師免許証 再交付申請	薬剤師名簿 登録削除申請
西部	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0
呉	0	0	0	0	0
西部東	0	0	0	0	0
東部	0	0	0	0	0
福山	0	0	0	0	0
北部	0	0	0	0	0
保健所計	0	0	0	0	0
業務課	13	10	9	0	1
広島市計	107	64	57	7	5
広島市保健所	24	21	19	1	2
東区	13	6	4	2	0
南区	26	12	10	2	1
西区	4	3	3	0	0
安佐南区	24	10	10	2	1
安佐北区	5	4	4	0	0
安芸区	3	4	4	0	1
佐伯区	8	4	3	0	0
呉市	12	4	4	0	1
竹原市	0	0	0	0	0
三原市	8	3	3	2	0
尾道市	10	3	3	1	3
福山市	50	16	15	0	0
府中市	3	0	0	0	1
三次市	3	3	3	0	0
庄原市	3	0	0	0	0
大竹市	4	0	0	0	0
東広島市	15	7	7	0	0
廿日市市	8	6	6	0	1
安芸高田市	1	2	2	0	0
江田島市	4	1	1	0	0
府中町	3	2	2	0	0
海田町	2	2	2	0	0
熊野町	0	0	0	0	0
坂町	0	1	1	0	0
安芸太田町	1	0	0	0	0
北広島町	0	0	0	0	0
大崎上島町	0	0	0	0	0
世羅町	0	1	1	0	0
神石高原町	0	0	0	0	0
合計	247	125	116	10	12

第2 医薬品の適正使用

第2 医薬品の適正使用

1 医薬品の適正使用推進事業

(1) 現状

令和4年度の広島県における処方箋受取率は、76.0%となっており、医薬分業は着実に進展しているが、患者等が医薬分業のメリットを感じられないといった問題点や県民の医薬品に対する理解不足などが指摘されている。また、高度化・複雑化する薬物療法において、医薬品の適正使用を推進するため、薬剤師のさらなる関与が求められている。

広島県では、患者本位の適正な医薬分業の推進のため、「かかりつけ薬剤師・薬局」の育成に資する研修会や、県民に対する医薬品の正しい知識等の普及のための啓発を行うとともに、「医薬品適正使用検討特別委員会」において、医薬品適正使用推進に係る検討を行っている。

(2) 事業内容

ア 医薬品の適正使用に関する啓発

医薬品による十分な治療効果を上げるためにには、患者自らが医薬品の正しい使い方について理解し、服薬していく必要がある。

更に、セルフメディケーションの必要性が高まるなか、県民自らの一般用医薬品に対する適正使用とリスク管理も一層重要となっている。

そのため、県民等に対して、医薬品の正しい知識の普及のため、啓発活動を実施している。

令和2年度は、ジェネリック医薬品に関する正しい知識の普及を図り、ジェネリック医薬品の使用割合の向上につなげるため、後発医薬品使用促進事業（広島県健康福祉局医療介護保険課が公益社団法人広島県薬剤師会に一部委託して実施）において、日本ジェネリック製薬協会を講師として研修会を行った。令和3年度、令和4年度においては、医療介護保健課及び広島県薬剤師会と連携のもと、ジェネリック医薬品の製造に関する問題が紛糾する中、ジェネリック医薬品の供給のあり方などについて検討した。

イ 広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会

団塊の世代が75歳を迎える2025年に備え、重度の要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・保健・福祉・生活支援等が連携して高齢者等を支える地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっており、医療技術の進展、後発医薬品の使用推進による医薬品の種類の増加など、薬物療法が高度化、複雑する中で薬の専門家である薬剤師が在宅医療における薬物療法に参加することがますます重要となっている。

しかし、薬局薬剤師は、病院薬剤師と異なり、投薬時の適切な情報提供や副作用の早期発見などの薬の専門家としての役割を果たすために必要な患者情報を入手することが難しい状況にある。

こうした現状を踏まえ、当委員会では、平成23年度から薬物療法に係る医療関係者間の患者情報の共有ツールである「お薬手帳」や「地域連携クリニカルパス」に焦点を当て調査研究を行い、平成25年度は、地域包括ケアシステムにおいて、高齢者等の服薬管理における問題点及びその解決のための多職種連携の在り方について検討を行った。その結果、その効果的な活用のた

めには、薬局薬剤師の在宅医療への積極的な参加や他職種とのさらなる連携強化が必要であることが明らかとなった。

さらに、平成 26 年 1 月に公表された「薬局の求められる機能とるべき姿」において、薬局・薬剤師は、住民への健康相談応需やセルフメディケーションの推進など、より地域に密着した健康情報拠点としての役割が求められていることが示された。このため、平成 26 年度は、在宅医療における服薬管理や多職種連携などに貢献でき、また地域に密着した健康情報拠点として活躍できる薬局・薬剤師を養成するため、「広島県在宅支援薬剤師」養成研修プログラムの策定及び研修会を実施した。

平成 27 年 10 月には、国が「患者のための薬局ビジョン」を公表し、薬局・薬剤師は、住民への健康相談応需やセルフメディケーションの推進等の「健康サポート機能」を有することが求められると明示された。

県民の生活に身近な存在となっている健康食品については、今や多種多様でその入手経路も多様化しており、実際に多くの県民が利用していると考えられるが、その反面、不適切な利用によっては健康被害をもたらすことも明らかとなっている。一方、患者のための薬局ビジョンにおいて示される薬局・薬剤師に必要な「健康サポート機能」において、住民の健康相談に応じ、セルフメディケーションを推進する上で、健康食品に係る知識は必須のものとなっている。

そこで、平成 27 年度及び平成 28 年度の当委員会では、健康食品の利用に係る実態調査を行い、県民が健康食品を利用する上で、医療・介護従事者が認識しておくべき問題点等を把握するための検討を行うとともに、医療・介護従事者に求められる対応に関する検討を行った。

高齢化の進展に伴い、高齢者の医薬品の不適正な使用、特に多剤服用による問題の発生が「ポリファーマシー」として注目されるようになった。これらの背景を踏まえ、平成 29 年度は「ポリファーマシー」をテーマとして、県内多職種、住民及び自治体を対象に多剤服用による問題意識の調査を実施した。平成 30 年度に「ポリファーマシー」改善に向けた情報共有ツールを作成し、令和元年度は、老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅に対して当該ツールを試行した。令和 2 年度及び令和 3 年度は、東広島地域の居宅介護支援事業所を対象に、ツールを試行し、2 件の活用事例が確認された。この結果を踏まえ、令和 4 年度に平成 29 年度と同様のアンケート内容にお薬相談シートの活用や薬剤師との連携に関する内容を追加して、県内多職種、住民及び自治体を対象にアンケート調査を行い、連携する薬剤師に求められる業務やお薬相談シートへの期待を明らかとした。

ウ 後発医薬品使用促進事業

国は、医療費の患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から後発医薬品の使用を促進するため、「後発医薬品の安心使用アクションプログラム」(平成 19 年策定) に引き続き、平成 25 年 4 月、「後発医薬品の更なる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品の数量シェアの新たな目標を、「平成 30 年 3 月末までに 60% (※1) 以上とすること。」とした。

さらに、平成 27 年 6 月、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(いわゆる骨太の方針 2015) により、新たな目標として後発医薬品の数量シェアを平成 29 年央に 70% 以上とするとともに、平成 30 年度から平成 32 年度までの間のなるべく早い時期に 80% 以上とする方針を示した。

広島県では、平成 20 年 9 月、後発医薬品に対する理解を深め、その適正使用の推進を図るために、学識経験者及び消費者、医師会等関係団体及び行政で構成する「広島県後発医薬品使用推進

協議会」を設置し、計7回協議会を開催するとともに、アンケート調査及び保険者や製薬メーカーの代表者からのヒアリングを行い、平成22年3月に「広島県後発医薬品使用推進プログラム」を策定し、このプログラムに基づいた取組を行っている。

その取組の一つとして、平成23年度から、後発医薬品の使用促進を図るため、県内基幹病院の後発医薬品採用リストを作成し、関係者に情報提供するとともに、県のホームページに掲載し公表している。令和元年度以降は、計18施設の後発医薬品採用リストを作成し、公表した。

また、平成26年度には、医師、薬剤師等の医療関係者がジェネリック医薬品への理解を深めることを目的として、厚生労働省、一般社団法人日本ジェネリック医薬品学会との共催で、「ジェネリック医薬品セミナー」を開催している。

(※1) 後発医薬品に置き換えられる先発医薬品及び後発医薬品をベースとした数量シェア（新指標）

(3) 今後の対応

次の事業を引き続き実施することにより、医薬品のより良い使用を推進し、安心して医薬品を使用できる地域保健医療体制の構築を図る。

- ア 薬局機能向上に関する方策の検討
- イ 医薬品等適正使用の啓発
- ウ 在宅医療における医薬品の適正使用の推進
- エ 「広島県後発医薬品使用推進プログラム」に基づく取組の推進

2 適正な医薬分業の推進

(1) 現状

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築といった、「医療・介護サービスの提供体制の改革」が喫緊の課題となっている。

広島県においても、高齢者の在宅患者宅（特に認知症独居の患者宅）では、医師の指示通りの薬の服用が困難であることから、大量の残薬の発生、症状の悪化及び在宅での生活が困難となるなどの問題が生じている。また、がん患者においては、緩和ケア体制の充実及び疼痛コントロールが重要であるが、医療用麻薬や抗がん剤等の無菌製剤を始めとする、医療・衛生材料の供給体制が十分に整備されていない。

薬局・薬剤師は、在宅患者への服薬管理に係る専門家としての役割が極めて需要であり、また薬剤師が在宅医療に参画するためには、多職種との連携が不可欠である。在宅医療に参画する薬局・薬剤師の数は増加しており、総じて薬局・薬剤師による在宅医療への参画は進んでいるが、更なる充実、スキルアップが求められている。

さらに、今後の薬局・薬剤師は、要指導医薬品・一般用医薬品や健康食品に関する相談応需、生活習慣病等に関する相談応需など、地域に密着した健康情報拠点としての役割も求められている。

このため、適正な医薬分業を推進するため、平成27年10月に公表された「患者のための薬局ビジョン」において求められる、かかりつけ薬局の推進及び健康サポートを行う薬局・薬剤師の育成を検討している。

(2) 事業内容

ア 薬剤師の多職種連携に係るスキルアップ事業

平成26年度に創設された、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、地域包括ケアシステムの構築に向けて薬局・薬剤師が活躍できる環境を整備するため、在宅医療を担う薬局の体制整備と薬剤師の資質向上を図ることを目的とした事業を実施した。

なお、本事業は国及び県による補助金事業として、公益社団法人広島県薬剤師会が実施した。

(令和4年度の事業内容)

- ・多職種連携の推進のための課題調査

在宅医療を実施する薬局や介護職種などにアンケート調査などを実施し、薬局と介護職種との連携などに関する現状や課題を抽出

- ・在宅医療推進に向けた研修会の開催

一般社団法人広島県介護支援専門員協会の協力を得て、ケアマネジャー及び薬剤師の互いの職能への理解及び薬局の在宅医療推進に向けた研修会を開催

- ・研修企画委員会、進捗管理のための委員会（在宅医療推進委員会）の開催

事業計画の立案及び全体の進捗管理を行うための委員会を設置

- ・連携関係研修会（在宅支援薬剤師専門研修）の実施

在宅医療において必要となる専門的な知識やスキルを習得した薬剤師を養成するための研修を実施

- ・無菌調剤研修などの実施

無菌調剤に対応できる薬剤師を養成するため、実技を中心とした研修会を開催。

- ・未就業薬剤師への研修の実施

未就業薬剤師に対する就労支援を行い、在宅医療を担う薬局への派遣体制を整えることを目的とし、未就業薬剤師への研修を実施

(3) 今後の対応

令和元年12月に改正医薬品医療機器法が公布され、令和3年8月1日から「地域連携薬局」と「専門医療機関連携薬局」が新たに創設され、「患者のための薬局ビジョン」で示される、かかりつけ薬局機能や高度薬学管理機能を持つ薬局とされている。これらにより求められる、医薬分業の本質であるかかりつけ薬局を引き続き推進するとともに、在宅医療、健康サポート機能を発揮できる薬局・薬剤師を育成することにより、医薬品のより良い使用を推進し、安心して医薬品を使用できる地域保健医療体制の構築を図る。

また、令和元年に策定した「広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプラン」で示す指標や課題、目標等を整理し、令和6年度の第8次広島県保健医療計画策定に向け対応する。

薬局数及び処方箋受取率等の推移

年度	広 島 県							全 国		
	薬局数	A 保険 薬局数	B 請求 薬局数	B/A (%)	年間 処方箋 発行枚数	処方箋 受取率 (%)	対前年 (%)	年間 処方箋 発行枚数	処方箋 受取率 (%)	対前年 (%)
平成6	1,318	1,197	784	65.5	9,355,318	23.6	111.8	235,013,004	18.1	114.6
7	1,340	1,200	845	70.4	10,234,252	25.9	109.7	265,078,277	20.3	112.2
8	1,367	1,237	953	77.0	11,126,605	28.3	109.3	296,430,739	22.5	110.8
9	1,379	1,280	1,010	78.9	12,084,634	31.2	110.2	337,821,439	26.0	115.6
10	1,427	1,337	1,074	80.3	13,199,541	34.0	109.0	400,061,313	30.5	117.3
11	1,433	1,352	1,112	82.2	14,292,864	37.4	110.0	455,369,390	34.8	114.1
12	1,475	1,409	1,186	84.2	15,160,630	40.9	109.4	506,203,134	39.5	113.5
13	1,503	1,433	1,207	84.2	16,610,880	46.1	112.7	559,595,974	44.5	112.7
14	1,537	1,482	1,268	85.6	17,258,761	50.5	109.5	584,615,153	48.8	109.7
15	1,551	1,509	1,311	86.9	17,597,143	53.4	105.7	598,121,520	51.6	105.7
16	1,569	1,507	1,338	88.8	17,952,534	55.4	103.7	618,889,397	53.8	104.3
17	1,585	1,500	1,389	92.6	18,472,338	55.3	99.8	645,075,260	54.1	100.6
18	1,588	1,560	1,410	90.4	18,791,113	57.2	103.4	660,833,278	55.8	103.1
19	1,605	1,570	1,420	90.4	19,347,488	58.7	102.6	683,749,727	57.2	102.5
20	1,621	1,573	1,434	91.2	19,475,529	60.5	103.1	694,358,884	59.1	103.3
21	1,609	1,575	1,466	93.1	19,558,708	61.9	102.3	702,220,342	60.7	102.7
22	1,606	1,566	1,471	93.9	20,117,353	64.2	103.7	729,393,917	63.1	104.0
23	1,608	1,549	1,497	95.4	20,302,348	65.3	101.7	743,963,309	64.6	102.4
24	1,617	1,566	1,493	95.3	20,474,616	67.1	101.8	758,875,552	66.1	101.5
25	1,626	1,572	1,520	96.7	20,152,801	67.5	100.6	763,033,967	67.0	101.4
26	1,626	1,567	1,522	97.1	20,335,578	69.0	102.2	775,584,886	68.7	102.5
27	1,622	1,614	1,514	93.8	20,415,311	70.3	101.8	788,183,750	70.0	101.9
28	1,618	1,575	1,515	96.2	20,295,412	71.6	101.8	799,291,669	71.7	102.4
29	1,613	1,568	1,512	96.400	20,164,547	72.6	101.4	803,855,677	72.8	101.5
30	1,615	1,576	1,519	96.4	20,087,615	73.7	101.5	812,288,671	74.0	101.6
31	1,599	1,556	1,509	97.0	20,133,747	74.3	100.8	818,026,214	74.9	101.2
2	1,599	1,546	1,504	97.3	18,083,993	74.7	100.5	731,155,641	75.7	101.1
3	1,591	1,552	1,501	96.7	18,763,337	74.6	99.9	771,433,382	75.3	99.5
4	1,586	1,542	1,495	97.0	19,297,925	76.0	101.9	799,873,743	76.6	101.7

※年間処方箋発行枚数及び処方箋受取率は、(公社)日本薬剤師会資料による。

第3 毒物・劇物

第3 毒物・劇物

1 毒物劇物関係業態数

(1) 毒物劇物営業者数及び要届出業務上取扱者数の推移

年 度	製 造 業	輸 入 業	販 売 業						業 務 上 取 扱 者					合 計	
			一 般		農 業 用		特 定		小 計	め つ き	金 熟 処 属 理	自 運 動 送 車 業	し 防 除 ろ あ 業 り 者	小 計	
			A	B	A	B	A	B							
6	51	1	1,446	339	655	43	47	26	2,556	31	5	15	-	51	2,659
7	57	2	1,476	378	644	43	47	26	2,614	28	5	16	-	49	2,722
8	55	3	1,477	381	2	43	49	23	1,975	27	5	16	-	48	2,081
9	56	4	1,471	388	631	38	49	23	2,600	28	5	18	-	51	2,711
10	55	3	1,464	391	578	40	48	24	2,545	22	4	19	-	45	2,648
11	55	3	1,412	400	522	41	50	22	2,447	22	2	21	8	53	2,558
12	56	4	1,381	421	0	48	51	22	1,923	22	2	22	9	55	2,038
13	56	4	1,345	436	491	36	49	25	2,382	24	2	23	8	57	2,499
14	57	5	1,333	442	481	35	53	25	2,369	22	3	23	8	56	2,487
15	57	5	1,305	448	448	31	50	23	2,305	22	3	23	8	56	2,423
16	60	5	1,270	449	453	28	47	23	2,270	22	3	22	7	54	2,389
17	60	6	1,251	452	450	30	44	23	2,250	21	3	22	7	53	2,369
18	61	4	1,213	451	425	23	41	21	2,174	24	3	18	7	52	2,291
19	61	5	1,235	482	414	48	41	17	2,237	20	3	21	3	47	2,350
20	62	5	1,228	489	418	17	40	17	2,209	21	3	22	7	53	2,329
21	64	5	1,194	542	390	11	40	17	2,194	20	3	24	7	54	2,317
22	65	5	1,178	569	379	9	35	15	2,185	16	3	22	6	47	2,302
23	61	4	1,150	593	349	12	36	14	2,154	19	3	24	7	53	2,272
24	58	5	1,103	617	337	12	35	12	2,116	19	3	27	7	56	2,235
25	59	6	1,082	630	339	14	34	12	2,111	16	3	27	6	52	2,228
26	60	6	1,055	632	332	14	36	12	2,081	15	3	27	4	49	2,196
27	63	6	1,004	622	323	14	35	11	2,009	14	3	26	3	46	2,124
28	61	4	962	614	319	14	32	10	1,951	14	3	25	3	45	2,061
29	64	6	924	607	311	15	33	11	1,901	14	3	25	3	45	2,016
30	66	6	914	620	298	18	28	8	1,886	15	3	25	3	46	2,004
31	68	7	896	643	287	18	28	8	1,880	14	3	25	3	45	2,000
2	65	8	868	657	273	23	27	7	1,855	14	3	25	3	45	1,973
3	66	8	820	662	252	18	25	7	1,784	14	3	22	3	42	1,900
4	67	8	803	637	249	17	22	6	1,734	13	3	22	3	41	1,850

(注) 営業者Aは現物を直接取扱う業者で、Bは現物を直接扱わない業者である。

(2) 保健所等別毒物劇物関係業態数

(令和5年3月31日現在)

業態 保健所 (支所)	製造業	輸入業	販売業							業務上取扱者					特研定究毒物者	合計		
			一般		農業用		特定		小計	めつき	金熱処理	自運動送車業	し防除業者	小計				
			A	B	A	B	A	B										
西部	13	2	46	16	12	0	0	0	74	0	0	3	0	3	3	95		
広島	4	1	44	12	31	0	0	0	87	1	0	1	0	2	0	94		
呉	1	0	0	3	11	0	1	0	15	0	0	0	0	0	0	16		
西部東	12	0	71	36	26	3	0	0	136	0	0	3	0	3	4	155		
東部	8	0	82	59	46	3	1	0	191	1	0	4	1	6	1	206		
福山	3	1	11	4	9	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	28		
北部	2	0	28	5	25	1	0	0	59	0	0	0	0	0	0	61		
薬務課	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
計	46	6	282	135	160	7	2	0	586	2	0	11	1	14	8	660		
広島市	7	2	287	364	34	7	12	4	708	7	1	1	1	10	15	742		
呉市	0	0	86	39	25	0	2	0	152	2	1	3	0	6	2	160		
福山市	14	0	148	99	30	3	6	2	288	2	1	7	1	11	8	321		
合計	67	8	803	637	249	17	22	6	1,734	13	3	22	3	41	33	1,883		

(注) 販売業者Aは現物を直接取扱う業者で、Bは現物を直接扱わない業者である。

(3) 保健所（支所）・市町別毒物劇物営業者数及び要届出業務上取扱者数

(令和5年3月31日現在)

保 健 所 支 所	業 市町村	製 造 業 入 業	販 売 業							業 务 上 取 扱 者					合 計		
			一 般		農業用		特 定		小 計	め つ き	金 熱 処 理	自 動 運 送 車 業	し 防 る 除 業 者	小 計			
			A	B	A	B	A	B									
西 部	大竹市	8	1	17	5	3	0	0	0	25	0	0	2	0	2	36	
	廿日市市	5	1	29	11	9	0	0	0	49	0	0	1	0	1	56	
	小計	13	2	46	16	12	0	0	0	74	0	0	3	0	3	92	
西部 広島	安芸高田市	1	0	6	5	9	0	0	0	20	0	0	1	0	1	22	
	府中町	0	0	11	2	1	0	0	0	14	0	0	0	0	0	14	
	海田町	1	1	10	4	1	0	0	0	15	0	0	0	0	0	17	
	熊野町	0	0	4	0	3	0	0	0	7	1	0	0	0	1	8	
	坂町	2	0	7	0	1	0	0	0	8	0	0	0	0	0	10	
	安芸太田町	0	0	1	0	4	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5	
	北広島町	0	0	5	1	12	0	0	0	18	0	0	0	0	0	18	
	小計	4	1	44	12	31	0	0	0	87	1	0	1	0	2	94	
西部 吳	江田島市	1	0	0	3	11	0	1	0	15	0	0	0	0	0	16	
	小計	1	0	0	3	11	0	1	0	15	0	0	0	0	0	16	
西部 東	竹原市	3	0	11	5	3	1	0	0	20	0	0	0	0	0	23	
	東広島市	6	0	55	30	20	2	0	0	107	0	0	3	0	3	116	
	大崎上島町	3	0	5	1	3	0	0	0	9	0	0	0	0	0	12	
	小計	12	0	71	36	26	3	0	0	136	0	0	3	0	3	151	
東 部	三原市	4	0	36	18	18	0	0	0	72	1	0	1	0	2	78	
	尾道市	4	0	44	38	20	3	1	0	106	0	0	3	1	4	114	
	世羅町	0	0	2	3	8	0	0	0	13	0	0	0	0	0	13	
	小計	8	0	82	59	46	3	1	0	191	1	0	4	1	6	205	
東 部 福 山	福山市	3	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	4	
	府中市	0	0	9	3	4	0	0	0	16	0	0	0	0	0	16	
	神石高原町	0	0	2	1	5	0	0	0	8	0	0	0	0	0	8	
	小計	3	1	11	4	9	0	0	0	24	0	0	0	0	0	28	
北 部	三次市	0	0	22	3	10	1	0	0	36	0	0	0	0	0	36	
	庄原市	2	0	6	2	15	0	0	0	23	0	0	0	0	0	25	
	小計	2	0	28	5	25	1	0	0	59	0	0	0	0	0	61	
薬務課			3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
計			46	6	282	135	160	7	2	0	586	2	0	11	1	14	652
保健 所 設 置 市	広島市	7	2	287	364	34	7	12	4	708	7	1	1	1	10	727	
	呉 市	0	0	86	39	25	0	2	0	152	2	1	3	0	6	158	
	福山市	14	0	148	99	30	3	6	2	288	2	1	7	1	11	313	
	小計	21	2	521	502	89	10	20	6	1148	11	3	11	2	27	1198	
合計			67	8	803	637	249	17	22	6	1734	13	3	22	3	41	1850

(注) 販売業のAは現物を直接取り扱う業者で、Bは現物を直接取り扱わない業者である。

(4) 保健所等別毒物劇物販売業者の登録及び変更届等処理状況

保 支 健 所	項 目 種 別	登 録 件 数 (新規)	登 録 件 数 (更新)	登交 録付 票件 書換数	登交 録付 票件 再数	変届 出 更 件 届数	廃届 出 止 件 届数	毒 物 創 物 取 扱 責 任 者
								設 届 出 置 件 届 数
西 部	一 般	4	12	1	1	2	3	2 3
	農 業 用	7	2	0	0	1	0	7 3
	特 定	0	0	0	0	0	0	0 0
	小 計	11	14	1	1	3	3	9 6
広 島	一 般	1	10	0	0	3	7	0 7
	農 業 用	12	4	0	0	0	0	12 12
	特 定	0	0	0	0	0	0	0 0
	小 計	13	14	0	0	3	7	12 19
呉	一 般	0	0	1	0	0	2	0 0
	農 業 用	0	0	2	0	2	0	0 5
	特 定	0	0	0	0	0	0	0 0
	小 計	0	0	3	0	2	2	0 5
西部東	一 般	6	24	1	1	7	5	3 7
	農 業 用	11	3	0	0	0	0	11 6
	特 定	0	0	0	0	0	0	0 0
	小 計	17	27	1	1	7	5	14 13
東 部	一 般	2	24	0	0	1	6	1 8
	農 業 用	9	8	0	0	1	4	9 14
	特 定	0	0	0	0	0	0	0 0
	小 計	11	32	0	0	2	10	10 22
福 山	一 般	1	2	0	0	0	1	1 0
	農 業 用	3	2	0	0	0	1	3 4
	特 定	0	0	0	0	0	0	0 0
	小 計	4	4	0	0	0	2	4 4

保 支 健 所	項 目 種 別	登 錄 件 數 (新規)	登 錄 件 數 (更新)	登交 錄付 票 件 書 換 數	登交 錄付 票 件 再 數	變 屆 出 更 件 届 數	廢 屆 出 止 件 届 數	毒 物 取 扱 責 任 者	
		設 屆 出 置 件 届 數	變 屆 出 更 件 届 數						
北 部	一 般	1	8	0	0	0	2	1	4
	農 業 用	15	7	0	0	1	2	15	5
	特 定	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	16	15	0	0	1	4	16	9
県 (支 保 所 健 の 所 計	一 般	15	80	3	2	13	26	8	29
	農 業 用	57	26	2	0	5	7	57	49
	特 定	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	72	106	5	2	18	33	65	78
廣 島 市	一 般	27	109	6	0	50	45	5	35
	農 業 用	7	14	0	0	7	9	7	18
	特 定	0	3	0	0	1	2	0	1
	小 計	34	126	6	0	58	56	12	54
吳 市	一 般	2	29	0	0	13	11	2	9
	農 業 用	2	3	3	0	6	3	2	6
	特 定	0	0	0	0	0	1	0	0
	小 計	4	32	3	0	19	15	4	15
福 山 市	一 般	9	59	0	0	10	17	6	22
	農 業 用	0	6	0	0	0	0	0	6
	特 定	0	3	0	0	1	0	0	0
	小 計	9	68	0	0	11	17	6	28
合 計	一 般	53	277	9	2	86	99	21	95
	農 業 用	66	49	5	0	18	19	66	79
	特 定	0	6	0	0	2	3	0	1
	合 計	119	332	14	2	106	121	87	175

2 毒物劇物取締指導

(1) 毒物劇物取締指導の年度別推移

年 度 区 分	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2 年度	3 年度	4 年度
	2,255	2,218	2,228	2,196	2,124	2,065	2,016	2,003	1,999	1,967	1,900	1,850
対 象 施 設 数	1,172	1,137	885	765	1,032	1,132	966	872	826	640	604	1,281
立 入 検 査 実 施 数	192	227	151	125	218	205	205	165	228	176	109	233
違 反 発 見 施 設 数	279	280	211	146	283	246	184	167	344	183	139	303
内 容	無 登 録 ・ 無 届 業	7	4	11	1	2	10	6	1	3	1	3
	譲 渡 手 続	92	89	52	41	71	117	67	62	61	53	52
	表 示 ・ 貯 蔵 陳 列 状 況	38	37	78	18	83	17	16	19	49	12	9
	そ の 他 (取扱責任者等)	142	150	70	8	127	102	95	85	231	117	75
処 分 件 数	9	13	14	6	29	49	45	2	11	31	31	3
内 訳	登 録 取 消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	業 務 停 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	設 備 改 善 命 令 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 (改善計画書等)	9	13	14	6	29	49	45	2	11	31	31
告 発 件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 業態別立入検査状況

令和3年度分

	登録・届出 ・許可施設数 (年度末現在)	立入検査 実行施設数 (年度中)	違反発見件数 (年度中)	違反発見件数(年度中)							毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物の疑いのあるものの収去	試験の結果毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物であったもの	無登録・無届・無許可施設発見件数	処分手件数(年度中)							告発件数	
				登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手續違反	その他の	登録・許可取消	業務停止	設備命令	その他										
												登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手續違反	その他の	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)		
製造業 (01)	67	83	17	1	4	6	0	9	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
輸入業 (02)	8	10	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般販売業 (03)	1,440	796	151	2	17	6	78	102	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	
農業用品販売業 (04)	266	239	38	0	9	2	5	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定品目販売業 (05)	28	21	7	0	1	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電気めっき事業 (06)	13	10	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属熱処理事業 (07)	3	3	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
毒物劇物運送事業 (08)	22	21	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
しろあり防除事業 (09)	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法第22条第5項の者 (10)	97	14	0	7	4	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (11)	1,850	1,281	233	3	38	18	87	157	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	
特定毒物研究者 (12)	33	17	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(3) 保健所等別立入検査状況

令和3年度分

	登録・届出 ・許可施設数 (年度末現在)	立入検査 施行施設 (年度中)	違反発見 施設 (年度中)	違 反 発 見 件 数 (年度中)						毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物の疑いのあるものの収去	試験の結果毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物であったもの	無登録・無届・無許可施設発見件数	処 分 件 数 (年度中)						告発件数							
				登録違反		取扱違反		表示違反					登録取消		業務停止		設備改善命令		その他							
				(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)				(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)					
西部	92	80	28	1	14	5	6	3	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0					
広島支所	94	92	10	0	0	0	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
呉支所	16	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
西部東	151	62	12	0	7	5	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
東部	205	140	26	0	7	1	6	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
福山支所	28	35	5	0	3	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
北部	61	57	21	0	1	1	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
薬務課	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
小計	652	514	102	1	32	14	18	56	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0					
広島市	727	577	98	1	0	0	64	77	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0					
呉市	158	67	12	0	1	4	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
福山市	313	123	21	1	5	0	5	14	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0					
小計	1,198	767	131	2	6	4	69	101	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0					
総計	1,850	1,281	233	3	38	18	87	157	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0					

3 農薬危害防止対策

農薬による危害防止を図るため、各関係機関と緊密な連携のもとに農薬に関する正しい知識を普及するための講習会及び取扱い施設への立入指導を行った。

(1) 農薬危害防止運動

6月1日から8月31日までを農薬危害防止月間と定め、農薬に関する正しい知識を普及し農薬の危害の防止を期すため次のとおり啓発等を行った。

ア 実施主体：健康福祉局薬務課、農林水産局農業技術課

イ 実施内容

(ア) 広報宣伝

チラシの配布

- ・内容 a 毒物・劇物の購入手続き
 - b 農薬散布の注意事項
 - c 農薬の正しい使用
- ・配布先：農家等、枚数：30,000枚

(イ) 講習会

開催年月日	会場	受講者数	講習内容
R4. 6. 7	農業技術センター	64名	
R4. 6. 14	十日市きんさいセンター	102名	
R4. 7. 5	広島県情報プラザ	92名	
R4. 6. 28	福山庁舎	99名	
R4. 6. 21	呉市きんろうプラザ	46名	・農薬取締法令について ・農薬の適正使用について ・毒物及び劇物取締法について 等

(ウ) 保健所等農薬危害防止運動の実施内容

保健所（支所）は、農林水産事務所、農業技術指導所、病害虫防除所、教育委員会、市町、医師会等と緊密な連携を図り、啓発用チラシを関係機関へ配布とともに、地域講習会を開催するなど、本運動の啓発に努めた。また、毒物劇物農業用品販売業者等を対象に販売・取扱い等について重点的な監視指導を行った。

保健所（支所）	主な実施事項
西部	1 関係者に対し啓発協力依頼 2 監視指導……毒物劇物販売業者（農林部署と合同立入）
西部広島	1 各町、農協に対し啓発協力依頼 2 監視指導……毒物劇物販売業者等（農林部署と合同立入）
西部呉支所	1 呉農業協同組合（本部及び各支店）に対し啓発協力依頼 2 監視指導……毒物劇物販売業者
西部東	1 各市町、農協に対し啓発協力依頼 2 監視指導……毒物劇物販売業者
東部	1 県尾道庁舎にポスター掲示 2 監視指導……毒物劇物販売業者等（農林部署と合同立入）
東部福山支所	1 毒物劇物販売業者に対し啓発資材配布 2 監視指導……毒物劇物販売業者（農林部署と合同立入）
北部	1 各市、農協、医師会及び毒物劇物販売業者に対し啓発協力依頼 2 監視指導……毒物劇物販売業者（農林部署と合同立入）

(2) 農薬事故発生状況

ア 年度別事故発生件数

年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
事故数 (うち 死亡事故件数)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									

イ 原因別発生件数

年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
自殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事 故	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自殺未遂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 品目別発生件数

年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
パラコート剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有機リン剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その 他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 毒物劇物取扱者試験

日 時：令和4年10月14日（金）

場 所：広島工業大学専門学校（広島市西区福島町二丁目1-1）

受験状況

	出願数(人)	受験者数A(人)	合格者数B(人)	合格率(%)B/A
一 般	245	221	55	24.9
農 業 用	139	129	4	3.1
特 定	1	1	1	100
計	385	351	60	17.1

第4 家庭用品

第4 家庭用品

1 項目別試買検査状況

項目 区分	ホルムアルデヒド			塩化水素・硫酸	塩化ビニル	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	水酸化ナトリウム・水酸化カリウム※	トリブチル錫化合物	メタノール	テトラクロエチレン	トリクロロエチレン	容器試験	ジベンゾ「a・h」アントラゼン	ベンゾ「a」アントラゼン	ベンゾ「a・h」ピレン	ベンゾ化合物	計
	生後24月以内のもの	生後24月以内を除くもの	計															
試験検査件数合計	30	18	48	2	0	3	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	60
基準違反件数合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おしめ	0 /	0 / 0		0 /				0 / 0	0 / 0								0 /	0 / 0
おしめカバー	0 / 2	0 / 2		0 /			0 / 0	0 / 0	0 / 0		0 / 0						0 /	0 / 2
よだれ掛け	0 / 6	0 / 6		0 /				0 / 0	0 / 0									0 / 6
下着	0 / 8	0 / 7	0 / 15		0 /		0 / 0	0 / 0	0 / 0		0 / 0							0 / 0 / 15
中衣	0 / 0	0 / 0					0 / 0					0 / 0						0 / 0 / 0
外衣	0 / 2	0 / 2					0 / 0					0 / 0						0 / 0 / 2
手袋	0 / 2	0 / 3	0 / 5		0 /		0 / 0	0 / 0	0 / 0		0 / 0							0 / 0 / 5
くつ下	0 / 2	0 / 6	0 / 8		0 /		0 / 0	0 / 0	0 / 0		0 / 0							0 / 0 / 8
たび		0 / 1	0 / 1															0 / 1
帽子	0 / 3	0 / 3					0 / 0					0 / 0						0 / 0 / 3
衛生バンド					0 /			0 / 0	0 / 0									0 / 0 / 0
衛生パンツ					0 /			0 / 0	0 / 0									0 / 0 / 0
寝衣	0 / 2	0 / 1	0 / 3				0 / 0	0 / 0	0 / 0			0 / 0	0 / 0					0 / 0 / 3
寝具	0 / 3	0 / 3					0 / 0	0 / 0	0 / 0			0 / 0	0 / 0					0 / 0 / 3
床敷物							0 / 0	0 / 0	0 / 0			0 / 0	0 / 0					0 / 0 / 0
カーテン							0 / 0	0 / 0				0 / 0						0 / 0 / 0
家庭用毛糸						0 / 0						0 / 0						0 / 0 / 0
テーブル掛け													0 / 0					0 / 0 / 0
えり飾り																		0 / 0 / 0
ハンカチーフ																		0 / 0 / 0
タオル、バスマット等																		0 / 0 / 0
下着																		0 / 0 / 0
手袋																		0 / 0 / 0
中衣																		0 / 0 / 0
外衣																		0 / 0 / 0
帽子																		0 / 0 / 0
床敷物																		0 / 0 / 0
家庭用接着剤					0 / 1			0 / 0	0 / 0									0 / 1
かつら等の接着剤	0 /	0 / 0																0 / 0
家庭用塗料					0 / 1			0 / 0	0 / 0									0 / 1
家庭用ワックス					0 /			0 / 0	0 / 0									0 / 0
くつ墨・くつクリーム					0 / 1			0 / 0	0 / 0									0 / 1
家庭用エアゾル製品				0 / 0									0 / 0	0 / 0				0 / 0
住宅用洗浄剤			0 / 2												0 / 0			0 / 2
家庭用洗浄剤								0 / 7					0 / 0	0 / 0				0 / 7
木材防腐剤・木材防虫剤															0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0
防腐木材・防虫木材															0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0
備考																		

2 機関別試験検査状況（県実施分）

(1) (財) 広島県環境保健協会委託分

項目	買上機関	西 部			東 部	北 部
		西 部	東 部	北 部		
試験検査件数合計		12	4	0	0	0
基準違反件数		0	0	0	0	0
ホルムアルデヒド	生後24月以内のもの	0/7	0/2			
	生後24月以内を除くもの	0/2	0/2			
	計	0/9	0/4			
有機水銀化合物		0/3	0/0			

(注) 分数は、分母が試験検査件数、分子が基準違反件数である。

(2) 保健環境センター実施分

項目	買上機関	西 部			東 部	北 部
		西 部	東 部	北 部		
試験検査件数合計		2	7	0	0	0
基準違反件数		0	0	0	0	0
メタノール						
4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロルフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール						
ビス(2,3-ジプロムプロピル)ホスフェイト化合物						
塩化水素・硫酸	0/2					
塩化ビニール						
トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド						
デイルドリン						
トリス(2,3-ジプロムプロピル)ホスフェイト化合物						
トリフェニル錫化合物						
水酸化ナトリウム・水酸化カリウム		0/7				
トリブチル錫化合物						
テトラクロロエチレン						
トリクロロエチレン						
ジベンゾ[a・h]アントラセン						
ベンゾ[a]アントラセン						
ベンゾ[a/h]ピレン						
アゾ化合物						

(注) 分数は、分母が試験検査件数、分子が基準違反件数である。

第5 製藥 振興

第5 製薬振興

1 医薬品等の製造指導

(1) 医薬品等の製造販売承認許可事務

ア 医薬品等製造販売（製造）業者数（大臣許可を除く。）

（令和5年3月31日現在）

業態 業種	製造販売業	製造業
医 薬 品	10	27
医 薬 部 外 品	11	17
化 粧 品	32	35
医 療 機 器	32	62
体 外 診 断 用 医 薬 品	1	1
医 療 機 器 修 理 業	—	210
計	88	350(210)
		438(210)

（注）（ ）は医療機器修理業を再掲

イ 保健所（支所）別医薬品等の製造販売（製造）業者数（大臣許可を除く。）

（令和5年3月31日現在）

業態 保健所（支所）	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	体外診断用医薬品	計	医療機器修理業
西 部 保 健 所	4(2)	6(4)	5(2)	7(4)	0	22(12)	2
西部保健所広島支所	3(2)	3(2)	9(6)	10(8)	2(1)	27(19)	2
西部保健所呉支所	1(1)	0	0	0	0	1(1)	0
西 部 東 保 健 所	1(1)	2(2)	5(4)	11(8)	0	19(15)	3
東 部 保 健 所	9(7)	4(2)	8(4)	3(2)	0	24(15)	8
東部保健所福山支所	0	0	0	2(1)	0	2(1)	0
北 部 保 健 所	2(2)	0	0	3(3)	0	4(4)	3
薬務課	広 島 市	4(3)	10(5)	28(12)	43(24)	0	85(44)
	呉 市	5(3)	1(1)	2(1)	0	0	8(5)
	福 山 市	8(6)	2(1)	11(5)	16(12)	0	36(23)
計		37(27)	28(17)	68(34)	94(62)	2(1)	228(139)
							210

（注）（ ）内は製造業者の再掲

ウ 各種申請に伴う文書取扱状況（大臣許可を除く。）

(ア) 製造販売業許可申請等に伴う文書取扱状況

区分 業態 業者数	製※ 造販 売業 者数	業の許可		申 請			届 出							製 造 販 売 届	製 造 販 売 変 更 届	そ の 他	計		
		新	更	承	一	許可証書 換交付	許可書 再交付	軽 微 変 更	記 載 整 備	承 認 承 繼	承 認 整 理	休 止	再 開	廃 止	変 更				
医薬品	10	0	1	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	11
医薬部外品	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7
化粧品	32	3	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	11	895	393	1	1,311
医療機器	32	0	12	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	24
体外診断用 医薬品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	86	3	16	0	0	0	2	6	0	0	0	0	0	4	34	895	393	1	1,354

※ 令和5年3月31日現在

(イ) 製造業許可申請等に伴う文書取扱状況

区分 業態 業者数	製※ 造業者 規	業の許可・登録		申請					届出				その 他の 計
		新	更	許追 加可 ・区 変分 更	G 適 合性 調査 P 査	区分適 合性調 査	許可 証書 換交付	許可 書再 交付	休止	再開	廃止	変更	
医薬品	27	2	9	0	6	0	0	0	0	0	1	29	0 47
医薬部外品	17	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	21	0 26
化粧品	35	4	6	1	0-		0	0	0	0	2	17	0 30
医療機器	62	3	11	0	0-		0	0	0	0	1	15	0 30
体外診断用 医薬品	1	0	1	0	0-		0	0	0	0	0	2	0 3
医療機器修理	210	9	31	7	0-		6	1	2	2	8	129	0 195
計	352	18	61	9	6		7	1	2	2	12	213	0 331

※ 令和5年3月31日現在（大臣許可を除く）

(ウ) 県が処理する医薬品製造（輸入）承認状況

薬効群	承認	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
鼻炎用内服薬	承認					
	一変					
	審査中					
鼻炎用点鼻薬	承認					
	一変					
	審査中					
かぜ薬	承認	1				
	一変					
	審査中					
鎮痒消炎薬	承認					
	一変	1				
	審査中					
瀉下薬	承認					
	一変					
	審査中					
ビタミン 主薬製剤	承認					
	一変			4		
	審査中					
医療用ガス	承認					
	一変					
	審査中					
小計	承認	1				
	一変	1				
	審査中					
合計		2	0	4	0	0

(エ) 薬事指導室の利用状況

昭和35年8月新薬事法が公布され、局方外医薬品等の製造承認制度が定まった。

製造承認申請書に規格、試験法が義務付けられ、これを契機として製造業の振興を図るための設置が強く求められ、県・業界が一体となって昭和43年10月に広島県衛生研究所理化学部（平成4年8月から保健環境センター保健研究部内）に設置されたものである。

その利用状況は次のとおりである。

内訳	年度	30年度	31年度	2年度※	3年度※	4年度
利用日数		6	6	—	—	—
利用医薬品等製造者数		2	3	2	2	2
利用延人数		5	6	2	2	2

※新型コロナウィルス感染症の感染対策のため、Web等による利用

(2) GMP

GMPの県内の対象医薬品等製造業施設数は次のとおりである。

GMP等の種類	対象品目	対象施設数
医　　薬　　品　　等　　G　　M　　P	政令で定める品目を除く全品目	9

(3) 医薬品情報処理

ア 副作用情報等

「医薬品等安全情報」、「医薬品再評価結果」、「医薬品の使用上の注意事項について」等の各種医薬品情報について、薬剤師会、医師会等関係諸団体に通知し、会員等に周知徹底を依頼し活用を図った。

イ 医薬品等安全情報報告制度

平成9年7月から、すべての医療機関や薬局の医薬関係者を対象にした「医薬品等安全情報報告制度」が実施されており、関係諸団体に通知し、報告制度への協力を求めた。

2 毒物劇物製造（輸入）業関係

登録状況及び文書取扱状況

区分	※施設数	登録		登録票		登録変更（品目追加）	変更届	取扱責任者設置届	取扱責任者変更届	廃止届	計
		新規	更新	書換交付	再交付						
保健所（支所）											
西部保健所	14 (2)	1	2	0	0	2	2	1	5	0	13
西部保健所広島支所	5 (1)	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
西部保健所呉支所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部東保健所	12	0	4	0	1	0	3	0	2	0	10
東部保健所	7	0	1	0	0	0	3	0	1	0	5
東部保健所福山支所	4 (1)	0	2 (1)	0	0	3 (2)	3	0	0	0	8 (3)
北部保健所	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬務課 (広島市内大臣登録分)	5 (2)	0	3 (2)	0	0	2 (1)	2 (1)	0	2 (1)	0	9 (5)
計	50 (6)	1	13 (3)	0	1	7 (3)	13 (1)	1	11 (1)	0	47 (8)

※ 令和5年3月31日現在

(注) 施設数欄の()内は輸入業の再掲

3 薬事経済調査等委託事業

(1) 薬事経済調査

ア 医薬品価格信頼性調査（他計調査）

例年、薬価本調査及び経時変動調査の信頼性を確保するため、医薬品を販売している卸売販売業者に対して、実勢価格及び取引数等を調査しているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となった。

区分	調査対象件数	調査実施品目数
医薬品	0	0

イ 医薬品価格調査客体精密化調査

医療用医薬品価格調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査した。

区分	令和3年度調査客体数	令和4年度調査客体数
卸売販売業	189	190

ウ 材料価格・再生医療等製品経時変動調査（他計調査）

例年、市場の実勢価格を的確に材料価格基準に反映させるために、特定保険医療材料・再生医療等製品の販売業者を対象とし、市場価格の変動を調査しているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となった。

区分	調査対象件数	調査実施品目数
特定保険医療材料	0	0

エ 材料価格・再生医療等製品調査客体精密化調査

材料価格本調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査した。

区分	令和3年度調査客体数	令和4年度調査客体数
医科向販売業者	175	221
歯科向販売業者	17	18

4 予防医材の取扱

(1) 国有ワクチン

ガスえそ、乾燥ボツリヌス及び乾燥ジフテリア抗毒素取扱機関

区分		ガスえそ抗毒素		乾燥ボツリヌス抗毒素		乾燥ジフテリア抗毒素	
		保管本数	供給本数	保管本数	供給本数	保管本数	供給本数
西部	(株)エバレス広島ACL 広島市南区伴南2-1-39 TEL082-849-2555	5	0	1	0	2	0
東部	(株)サンキ福山支店 福山市御幸町中津原1965-1 TEL084-955-2000	5	0	1	0	2	0

(2) その他のワクチン取扱機関

広島県ワクチン協会（広島市南区大州5-2-10（株）エバレス内）

取扱機関	所在地	電話番号
(株)エバレス	〒732-0802 広島市南区大州5-2-10	(082)890-5671
(株)セイエル	〒733-8660 広島市西区商工センター5-1-1	(082)278-2392
広島県薬業株	〒733-0833 広島市西区商工センター3-4-25	(082)277-7700
(株)サンキ	〒733-0832 広島市西区草津港3-3-33	(082)501-0808
(株)アステム広島支店	〒731-3167 広島市安佐南区大塚西6-7-13	(082)848-9605
ティーエスアルフレッサ(株)	〒733-0003 広島市西区商工センター1-2-19	(082)501-0304

5 毒物中毒治療薬備蓄事業

(1) 備蓄治療薬と備蓄数

次の治療薬を県内2カ所の医薬品卸売一般販売業者（備蓄機関）に保管・供給業務を委託している。

成 分	薬 剂 名	西部保管量	東部保管量	合 計
亜硝酸アミル	亜硝酸アミル吸入液0.25mg	40A	40A	80A
ジメルカプロール	バルBal注100mg	200A	200A	400A
チオ硫酸ナトリウム	デトキソール注2g	250A	250A	500A
ヨウ化プラリドキシム	パムPam注射液500mg	50A	50A	100A
エデト酸カルシウム二ナトリウム	ブライアン注1g	70A	70A	140A
亜硝酸ナトリウム		25g	25g	50g

(2) 供給方法

治療薬を必要とする医療機関は、最寄りの備蓄機関に直接注文する。注文を受けた備蓄機関は、治療薬を配達するとともにその旨を県に報告する。

地 区	備 蓄 機 閣	平 日	休 日 夜 間
西 部	(株)エバレス広島ALC 広島市安佐南区伴南2-1-39	TEL 082-849-2555 FAX 082-849-2559 窓口 薬事グループ	TEL 082-262-2811 窓口 警備会社
東 部	(株)サンキ福山支店 福山市御幸町中津原1965-1	TEL 084-955-2000 FAX 084-955-4763 窓口 商品課	TEL 084-977-1100 窓口 警備会社

6 新型インフルエンザ対策

国の新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、抗インフルエンザウイルス薬を平成18年度から次表のとおり備蓄している。

なお、保管場所については保安上の理由により非公表である。

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
タミフル	11.9	23.8	23.8	38.9	43.9	53.9	53.9	53.9	53.9	53.9	42.0	30.1	30.1	15.0	10.55	10.55	10.55
リレンザ	—	—	—	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	10.0	9.00	9.00	9.00
タミフルDS	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.23	1.23	2.98	5.08	5.08	5.08	5.08	5.08
イナビル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.50	6.88	12.33	12.50	12.50	12.50
ラピアクタ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.13	2.13	2.13	2.13	2.13	2.13	1.96	1.96
ゾフルーザ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	11.9	23.8	23.8	40.9	46.9	56.9	56.9	56.9	65.9	65.9	57.36	45.46	50.71	39.09	39.09	39.09	39.09

(単位：万人分)

7 医薬品関連産業活性化対策

広島県医薬品関連産業活性化懇談会の提言に基づく、先端企業の振興及び中小企業の育成指導のため、次の施策を講じた。

(1) インフォメーションプラザの開催

開催日（年月日）	場 所	内 容
令和4年7月25日	web	1 総会 2 特別講演
令和5年2月21日	web	講演会

(2) 講習会等の開催

開催年月日及び対象者	開催場所	内 容	参加者数
令和4年11月6日～ 12月29日まで、ネット上に動画を公開 【医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売・製造業者】	web	<p>●医薬品等製造販売（製造）業管理者等講習会</p> <p>【特別講演】</p> <p>サイバー犯罪の現状</p> <p>講師：広島県警察本部生活安全部 サイバー犯罪対策課官民連携推進係巡査部長 中山 浩世</p> <p>法改正等に伴う手続きについて</p> <p>最近の医薬品関連業務の動向について</p> <p>医薬部外品・化粧品について</p> <p>医療機器について</p>	85

第6 血 液 確 保 対 策

第6 血液確保対策

1 献血状況

(1) 献血者性別適格者数

区分	申込者数	適格者		不適格者					
		献血者数	%	比重不足	%	その他	%		
平成30年度	総数	142,374	122,006	85.7	9,407	6.6	10,961	7.7	
	内訳	男	101,585	93,457	92.0	1,969	1.9	6,159	6.1
		女	40,789	28,549	70.0	7,438	18.2	4,802	11.8
平成31年度	総数	148,963	128,362	86.2	9,219	6.2	11,382	7.6	
	内訳	男	105,893	97,824	92.4	1,967	1.9	6,102	5.8
		女	43,070	30,538	70.9	7,252	16.8	5,280	12.3
令和2年度	総数	139,490	123,322	88.4	6,057	4.3	10,111	7.2	
	内訳	男	99,582	92,450	92.8	1,486	1.5	5,646	5.7
		女	39,908	30,872	77.4	4,571	11.5	4,465	11.2
令和3年度	総数	136,371	121,585	89.2	5,460	4.0	9,326	6.8	
	内訳	男	96,790	90,623	93.6	1,044	1.1	5,123	5.3
		女	39,581	30,962	78.2	4,416	11.2	4,203	10.6
令和4年度	総数	132,261	117,795	89.1	5,426	4.1	9,040	6.8	
	内訳	男	94,343	88,145	93.4	1,285	1.4	4,913	5.2
		女	37,918	29,650	78.2	4,141	10.9	4,127	10.9

(2) 年齢・性別献血者数

区分	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%	
16歳～19歳	男	4,139	3.4	4,439	3.5	2,900	2.4	3,102	2.6	3,214	2.7
	女	2,077	1.7	2,053	1.6	1,478	1.2	1,672	1.4	1,722	1.5
	計	6,216	5.1	6,492	5.1	4,378	3.6	4,774	3.9	4,936	4.2
20歳～29歳	男	12,650	10.4	12,737	9.9	11,640	9.4	11,398	9.4	10,420	8.8
	女	5,785	4.7	5,905	4.6	5,528	4.5	5,349	4.4	4,930	4.2
	計	18,435	15.1	18,642	14.5	17,168	13.9	16,747	13.8	15,350	13.0
30歳～39歳	男	15,788	12.9	16,180	12.6	14,574	11.8	13,505	11.1	12,225	10.4
	女	4,458	3.7	4,808	3.7	4,799	3.9	4,655	3.8	4,249	3.6
	計	20,246	16.6	20,988	16.4	19,373	15.7	18,160	14.9	16,474	14.0
40歳～49歳	男	28,266	23.2	28,232	22.0	26,134	21.2	23,997	19.7	21,865	18.6
	女	7,738	6.3	8,040	6.3	8,336	6.8	7,801	6.4	6,927	5.9
	計	36,004	29.5	36,272	28.3	34,470	28.0	31,798	26.2	28,792	24.4
50歳～59歳	男	23,870	19.6	26,477	20.6	26,792	21.7	27,412	22.5	28,461	24.2
	女	6,203	5.1	7,216	5.6	7,922	6.4	8,541	7.0	8,675	7.4
	計	30,073	24.6	33,693	26.2	34,714	28.1	35,953	29.6	37,136	31.5
60歳～69歳	男	8,744	7.2	9,759	7.6	10,410	8.4	11,209	9.2	11,960	10.2
	女	2,288	1.9	2,516	2.0	2,809	2.3	2,944	2.4	3,147	2.7
	計	11,032	9.0	12,275	9.6	13,219	10.7	14,153	11.6	15,107	12.8
計	男	93,457	76.7	97,824	76.2	92,450	74.9	90,623	74.5	88,145	74.9
	女	28,549	23.4	30,538	23.8	30,872	25.1	30,962	25.4	29,650	25.3
	計	122,006	100.0	128,362	100.0	123,322	100.0	121,585	100.0	117,795	100.0

(3) 職業別献血者数

区分	平成 30 年度		平成 31 年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%
勤 劳 者	90,436	74.1	95,617	74.5	93,366	75.7	90,933	74.8	88,163	74.8
学 生	9,916	8.1	10,072	7.8	7,322	5.9	8,220	6.8	8,474	7.2
そ の 他	21,654	17.8	22,673	17.7	22,364	18.4	22,432	18.4	21,158	18
計	122,006	100.0	128,362	100.0	123,322	100.0	121,585	100.0	117,795	100.0

(4) 月別採血基準別献血実施状況（令和 4 年度）

月 \ 区分	献血者数 (人)				献血量 (L)
	200mL 献 血	400mL 献 血	成分献血	計	
4	118	5,932	3,368	9,418	4,292.7
5	112	6,366	3,624	10,102	4,634.6
6	99	6,525	3,557	10,181	4,631.7
7	105	6,013	3,729	9,847	4,533.1
8	88	6,085	3,594	9,767	4,467.3
9	83	6,102	3,609	9,794	4,479.9
10	116	6,296	3,648	10,060	4,607.3
11	74	5,850	3,435	9,359	4,299.0
12	80	6,254	3,443	9,777	4,463.4
1	70	6,208	3,537	9,815	4,501.7
2	80	5,933	3,579	9,592	4,422.4
3	93	6,320	3,670	10,083	4,655.1
計	1,118	73,884	42,793	117,795	53,988.2
構 成 比	0.95	62.72	36.33	100	—
対前年比	76	98.6	94.6	96.88	96.93
目 標	1,142	72,553	47,131	120,826	55,167
目標達成率	97.9	101.8	90.8	97.5	97.9

(5) 受入施設状況（令和4年度）

区分 月	固定設備 (2ヶ所)		出張採血		移動献血車 (5台)		合計	
	延べ日数	献血者数	稼働日数	献血者数	稼働(延べ)日数	献血者数	稼働(延べ)日数	献血者数
4	59	4,711	0	0	92	4,707	151	9,418
5	59	5,211	1	53	90	4,838	150	10,102
6	60	5,110	0	0	94	5,071	154	10,181
7	62	5,175	1	55	88	4,617	151	9,847
8	61	5,176	0	0	90	4,591	151	9,767
9	58	5,201	1	40	86	4,553	145	9,794
10	62	5,176	0	0	88	4,884	150	10,060
11	60	4,665	0	0	90	4,694	150	9,359
12	60	4,753	0	0	97	5,024	157	9,777
1	59	4,948	0	0	90	4,867	149	9,815
2	56	5,064	0	0	81	4,528	137	9,592
3	62	5,176	0	0	97	4,907	159	10,083
計	718	60366	3	148	1,083	57,281	1,804	117,795
%	39.8	51.2	0.2	0.1	60	48.6	100	100.0

(6) 保健所（支所）・政令市別献血実施状況（令和4年度、移動献血車のみ）

	実施回数	受付者数	献血者数		
			200mL 献血	400mL 献血	計
西部	56.5	3,405	42	2,975	3,017
広島支所	92.5	5,469	35	4,857	4,892
吳支所	15	905	0	810	810
西部東	111.5	6,783	3	6,131	6,134
東部	77.5	4,465	37	3,817	3,854
福山支所	15	823	0	731	731
北部	22	1,302	2	1,107	1,109
広島市	485	28,643	87	25,463	25,550
吳市	98	5,441	0	4,939	4,939
福山市	113	7,395	4	6,389	6,393
合計	1,086	64,631	210	57,219	57,429

(7) 年度別血液製剤・供給状況

[単位：本（200mL換算）]

年度別区分	製剤別	全血製剤	血液成分製剤				合計
			赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計	
平成 30年度	製造	20	577, 575	177, 333	879, 555	1, 634, 463	1, 634, 483
	供給	20	576, 696	170, 210	868, 603	1, 615, 509	1, 615, 529
平成 31年度	製造	32	585, 657	161, 671	844, 922	1, 592, 250	1, 592, 282
	供給	32	577, 896	159, 465	835, 177	1, 572, 538	1, 572, 570
令和 2年度	製造	2	585, 009	166, 358	816, 917	1, 568, 284	1, 568, 286
	供給	2	578, 089	164, 817	809, 082	1, 551, 988	1, 551, 990
令和 3年度	製造	0	586, 558	161, 642	811, 729	1, 559, 929	1, 559, 929
	供給	0	582, 753	158, 957	804, 399	1, 546, 109	1, 546, 109
令和 4年度	製造	0	586, 758	158, 703	798, 998	1, 544, 459	1, 544, 459
	供給	0	582, 673	152, 103	798, 588	1, 533, 364	1, 533, 364

(8) 供給機関別供給状況（令和4年度・県外製造分の受入も含む）

[単位：本（200mL換算）]

血液成分製剤	赤血球製剤	広島県赤十字血液センター		計	
		本所	福山供給出張所		
血液成分製剤	赤血球製剤	赤血球濃厚液	104, 730	37, 218	141, 948
		洗浄赤血球	1, 316	0	1, 316
		解凍赤血球濃厚液	0	0	0
		合成血	10	0	10
		小計	106, 056	37, 218	143, 274
	濃厚血小板	新鮮凍結人血漿	25, 088	6, 781	31, 869
		濃厚血小板	238, 645	39, 610	278, 255
	合計		369, 789	83, 609	453, 398

(9) 採血後の検査の状況

採血後に行われる検査で不合格と判定されたものは輸血用血液として使用できない。

中四国9県の献血者数は440, 718人。

項目	項目別検査不合格数（本） (2つ以上の項目に該当したものはそれぞれに計上)							検査 不合格 数・率
	梅毒	HBs 抗原	HBc 抗体	HCV 抗体	肝機能	不規則 抗体	その他	
本数	474	121	738	157	3, 381	224	1, 356	6, 338
比率(%)	0.1	0.0	0.2	0.0	0.8	0.1	0.3	1.4

※(7), (9)については、平成20年3月以降、中四国各県の製造を段階的に集約し、平成27年2月24日より、中四国全9県の製造を実施している。

※不合格内訳は各項目で一部重複計上。

2 献血受入供給体制の整備

本県では昭和 42 年 2 月に広島県赤十字血液センターが開設されて以来、次のとおり受入供給体制の整備が図られ、現在に至っている。

昭和 40 年 2 月	広島県赤十字血液センター開設 移動採血車整備（1号車）
昭和 43 年 3 月	移動採血車整備（2号車）
4 月	血液センター福山出張所開設
昭和 44 年 1 月	〃 三原出張所開設
5 月	〃 吳出張所開設
12 月	〃 三次出張所開設
昭和 47 年 7 月	移動採血車整備（3号車）
12 月	移動採血車整備（5号車）
昭和 51 年 3 月	血液センター増築（検査室）
昭和 52 年 4 月	血液センター三次出張所廃止
昭和 53 年 4 月	血液センター三原出張所廃止
昭和 55 年 7 月	血液センター福山出張所廃止
昭和 56 年 3 月	血液センター全面改築
昭和 58 年 9 月	移動採血車整備（6号車）
昭和 59 年 12 月	移動採血車整備（7号車）
平成 元年 12 月	移動採血車整備（8号車）
平成 2 年 3 月	移動採血車改装（1号車：成分献血装置 3 台搭載可能）
11 月	移動採血車整備（3号車更新：成分採血装置 4 台搭載可能） 血液センター紙屋町出張所開設（献血ルームもみじ） 血液センター増築（凍結血漿保管設備）
平成 5 年 2 月	血液センター福山出張所開設（献血ルームばら）
平成 6 年 3 月	血液センター吳出張所廃止
平成 6 年 4 月	輸血用血液照射エックス線装置の設置
平成 6 年 5 月	血液センター製剤作業室の改造
平成 7 年 8 月	血液センター無菌室の改修
平成 11 年 4 月	血液センター福山供給出張所開設
平成 12 年 4 月	血液センター一本通出張所開設（献血ルームもみじ） (紙屋町出張所移転)
平成 15 年 10 月	血液センター福山出張所全面改裝（献血ルームばら）
平成 17 年 4 月	移動献血車 1 台を福山市に常駐
平成 18 年 10 月	血液センター一本所の献血を献血ルームもみじに統合
平成 19 年 4 月	島根県、山口県、愛媛県血液センターの検査業務集約
平成 20 年 3 月	島根県血液センターの製剤業務集約
平成 21 年 3 月	糖尿病関連検査（グリコアルブミン検査）開始
平成 21 年 6 月	検診車整備
平成 22 年 2 月	移動採血車更新（8号車）
	血液センター全館空調一部改修
平成 23 年 3 月	移動採血車更新（もみじ 3 号）

平成 24 年 3 月 山口県赤十字血液センターの製剤業務を広島県に集約
平成 24 年 4 月 広域事業運営体制の開始
平成 24 年 5 月 日本赤十字社中四国ブロック血液センター・広島県赤十字血液センター合同
社屋完成
平成 25 年 3 月 移動採血車更新（もみじ 6 号）
平成 26 年 3 月 血液センター紙屋町出張所開設（献血ルームピース）
6 月 血液事業情報システム運用開始（電子カルテシステム等導入）
7 月 血液センター本通出張所リニューアルオープン（献血ルームもみじ）
8 月 「個別 NAT」（核酸増幅検査）システムを全国の検査実施施設の導入
平成 28 年 9 月 洗浄血小板の供給を開始
令和 2 年 3 月 献血ルーム「ばら」閉所
令和 3 年 3 月 福山供給出張所停止、福山出張所へ移転統合

(1) 受入機関

献血受入施設	設置場所	摘要
血液センター紙屋町出張所 愛称：献血ルームピース	〒730-0031 広島市中区紙屋町2-3-20 ソシオスクエア紙屋町4階	受付 平日 9:00~12:00 13:30~17:00 土日祝日 9:00~17:00 (土日祝日は休み時間なし) ※定休日 なし
血液センター本通出張所 愛称：献血ルームもみじ	〒730-0035 広島市中区本通6-11 明治安田生命広島本通ビル1・2階	受付 平日 10:30~13:30 15:00~18:30 土日祝日 10:30~18:30 (土日祝日は休み時間なし) ※定休日 なし
移動献血車 1号 3号 6号 7号 8号 出張（オープン）採血	5 ベッド設備 4 ベッド設備 4 ベッド設備 4 ベッド設備 4 ベッド設備 4 ベッド設備	

(2) 輸血用血液供給機関一覧表

供給機関名	供給範囲
広島県赤十字血液センター 本所（供給課） 〒730-0052 広島市中区千田町2-5-5 (082) 241-1246	広島市・呉市・三次市・庄原市・廿日市市・大竹市・東広島市・ 竹原市・江田島市・安芸高田市・安芸郡・山県郡・豊田郡
広島県赤十字血液センター 福山出張所 〒721-0942 福山市引野町2-23-26 (084) 940-5566	三原市・尾道市・福山市・府中市・世羅郡・神石郡

3 広島県献血推進功労者等表彰伝達式開催状況

事 項	年 度		平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	
	日	時						
会 場		中四国ブロック 血液センター	中四国ブロック 血液センター	中四国ブロック 血液センター	中四国ブロック 血液センター	中四国ブロック 血液センター	中四国ブロック 血液センター	
参 加 者 数 (人)		100	110	中止	中止	70		
表 彰	厚生労働大臣	表彰状	団体	推進	2	3	3	2
				普及	—	—	—	—
		感謝状	団体	推進	6	6	6	6
				普及	1	1	2	1
	広島県知事	感謝状	団体	推進	7	7	7	8
				普及	3	3	3	1
	日本赤十字社 有効章	金色	団体	推進	6	4	3	4
				普及	3	2	2	1
		銀色	団体	推進	8	5	4	5
				普及	3	1	2	2
	日本赤十字社 広島県支部長	感謝状	団体	推進	9	5	6	4
				普及	2	3	1	3
		個人	推進	24	16	21	16	21

第7 温泉事業

第7 温泉事業

1 温泉掘削等申請及び許可状況

(件)

区分 年	掘削許可		増掘許可		動力装置許可		利用許可	
	申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可
H14年度	20	18			19	17	25	26
H15年度	12	12			8	8	21	21
H16年度	27	27			19	19	45	44
H17年度	14	14			12	12	33	30
H18年度	12	12			11	11	38	40
H19年度	8	8			8	8	32	32
H20年度	10	10			9	9	4	4
H21年度	8	8			5	5	2	2
H22年度	4	4			5	5	3	3
H23年度	5	4			4	4	7	7
H24年度	4	4			3	3	14	14
H25年度	1	1			0	0	2	2
H26年度	1	1			1	1	0	0
H27年度	8	6			1	1	1	1
H28年度	4	6			8	8	3	0
H29年度	4	3			1	1	1	4
H30年度	3	3			1	1	0	0
R元年度	3	3	1	1	5	5	5	2
R2年度	0	0	0	0	3	3	0	3
R3年度	1	1	0	0	2	2	0	0
R4年度	5	5	0	0	0	0	0	0

※ 利用許可に係る数値は、平成13年度分から保健所設置市（広島市、呉市、福山市）を、平成17年10月1日からは三次市分を、平成19年4月1日からは東広島市及び三原市分を、平成20年4月1日からは廿日市市、安芸高田市、北広島町、江田島市、竹原市、大崎上島町、尾道市、世羅町、庄原市分を、平成21年4月1日から府中市、神石高原町を含まない。

2 温泉立入検査状況（令和4年度）

区分 保健所等	源泉立入検査							温泉利用施設立入検査									
	源泉 総 数	立 入 回 数	違反等指示事項					温 泉 利 用 施 設 總 数	立 入 回 数	温泉利用 許可数			違反・不備等に 対する指示件数				
			温 泉 掘 削	温 泉 增 掘	動 力 裝 置	そ の 他	計			總 数	内 現 年 許 可 数	内 現 年 度 許 可 取 消 数	利 用 無 許 可 設 設 浴 用 飲 用 の	温 泉 成 分 等 の 不 揭 示	温 泉 適 れ 成 分 を 法 定 掲 示 内 容 限 期	そ の 他	計
西部	143	1	0	0	0	0	0	10	6	23	0	0	0	1	1	0	2
西部東	41	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
東部	83	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
北部	31	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
薬務課	71	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
計	369	1	0	0	0	0	0	10	6	23	0	0	0	1	1	0	2

温泉利用状況報告書(飲用・浴用分)

3 温泉利用状況

(1) 浴用・飲用利用分

(令和5年3月末現在)

市町村名	温泉地名	源泉総数 (A+B)	利 用 源 泉 数 (A)		未 利 用 源 泉 数 (B)		溫 度 別 源 泉 数			湧 出 量 (L/分)		宿泊施設数	収容定員	年 人 間 敷 延 宿 宿泊利用	温 泉 場 利 用 敷 の 数 公 衆	国に宿 民お泊 り受け 利用する 温泉人 間数 地延	主たる泉質名	温泉利用施設の名称等	
			自 噴	動 力	自 噴	動 力	2 5℃ 未満	2 5℃ 以上	4 2℃ 未満	水蒸 気 及 び ガス	自 噴	動 力							
西部	大竹市	玖波四丁目(湯舟温泉)	2			2	2				20						単純弱放射能泉		
		黒川二丁目温泉	1			1	1												
府中町	中村温泉	1				1	1										単純弱放射能冷鉱泉		
	やまと湯	2		2		1	1				105					1	含弱放射能ナトリウム塩化物温泉 含放射能カルシウム・ナトリウム塩化物温泉		
海田町	道祖園	1				1	1										単純弱放射能冷鉱泉		
	(東海田浜)	1				1	1										単純弱放射能冷鉱泉		
坂町	さがの海田	1		1			1				200					1	単純弱放射能冷鉱泉		
	(東梅田堂所)	1				1	1				90						単純弱放射能冷鉱泉		
安芸太田町	坂 潮の香温泉	1		1			1				120					1	含弱放射能ナトリウム塩化物強塩冷鉱泉	アジアンゾートスパシーレ	
	小温井(温井温泉)	1		1		1					69	1	113	996	1		単純弱放射能冷鉱泉	温井スプリングス	
三谷正木山(谷正木山温泉)	三谷正木山(谷正木山温泉)	1	1			1					307					1	単純放射能冷鉱泉	龍頭峡ラドン泉スタンド	
	尾崎	1	1				1				462		1	30	2,777	2	アルカリ性単純温泉	グリーンスパつがい、安芸太田町簡賀高齢者生活福祉センター、安芸太田町簡賀高齢者生活福祉センター温泉スタンド	
廿日市市	森木(三段峡温泉)	1	1			1					13	2	108	2,179	1		単純弱放射能冷鉱泉	三段峡ホテル、川本旅館	
	鎌治屋通(戸河内温泉)	1				1	1				12						単純弱放射能冷鉱泉		
	宮ヶ原(三段峡柴木温泉)	1		1			1				190						アルカリ性単純温泉	温泉スタンド(浴用)	
	加計(月ヶ瀬温泉)	1		1			1				310					2	アルカリ性単純温泉	月ヶ瀬温泉	
	原字長谷(清鈴園療養泉)	1		1		1					120						単純弱放射能冷鉱泉	特養老人ホーム清鈴園	
	極楽寺山温泉(1, 2, 3号井)	3		3		3					104					1	単純弱放射能冷鉱泉	廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場	
	宮内野貝原(野貝原のうが温泉)	1				1	1				55.6								
	廿日市グリーンスポーツ	1				1	1				70						単純弱放射能冷鉱泉		
	羅漢温泉	1	1				1				147					1	単純弱放射能低温泉		
	SPA羅漢	1		1			1				測定不能						単純放射能温泉	道の駅スパ羅漢	
	岩倉温泉	1		1		1					170						単純弱放射能泉		
	小瀬川温泉2号井(栗栖北山)	1	1			1					40	1	33	0	1		単純放射能冷鉱泉	小瀬川温泉 丸忠	
	新羅漢温泉(1, 2号井)	2		2		2					80						単純弱放射能冷鉱泉		
	玖島中倉山温泉	1				1	1										単純放射能冷鉱泉		
	飯山天德(冠高原グリーンクラブ)	1				1	1				20						単純放射能冷鉱泉		
	友田流水	1				1	1				29						単純放射能冷鉱泉		
	潮原温泉	1	1			1					25	1	96		1		単純放射能冷鉱泉	潮原温泉	
	水神の湯(魅惑の里)	1		1		1					90	1	62	3,884	1		単純放射能冷鉱泉	吉和魅惑の里	
	女鹿平温泉(湯の川温泉2号井)	1		1			1				300	1	121	3,842	1		アルカリ性単純温泉	女鹿平温泉クヴェーレ吉和	
	熊崎温泉(湯の川温泉3号井)	1	1				1				265						アルカリ性単純温泉		
	熊崎温泉(湯の川温泉1号井)	1				1	1				130						アルカリ性単純温泉		
	吉和の森ジーアンドアール(株)	1				1	1										単純放射能冷鉱泉		
	所山温泉	1				1	1				18						単純弱放射能冷鉱泉		
	清水峯(清水峯温泉)	1				1	1				300						単純弱放射能冷鉱泉		
	宮浜温泉2号井	1		1			1				230	8	1,261	110,402	7		単純弱放射能低温泉	石亭、宮浜グランドホテル、旅館かんざき、安芸グラントホテル、宮浜べにまんさくの湯、イクリヨ龍宮荘、ディサービスセンター浜心園、リブマックスリゾート安芸宮浜温泉、宮島離れの宿 IBUKU、宮島離れの宿 IBUKU別邸、リブマックスリゾート宮浜温泉 Ocean	
	早時(大野温泉)	1				1	1				20						緩和性冷鉱泉		
	鳴川温泉	1				1	1										単純弱放射能冷鉱泉		
	宮島コアラルホテル	1				1	1				70						含放射能Na塩化物強塩冷鉱泉		
	本陣の湯	1				1	1				50						含弱放射能ナトリウム・カルシウム塩化物温泉		
	神の湯、龍神の湯	2		2		1	1				50	1	208		1		単純弱放射能冷鉱泉	リブマックスリゾート安芸宮島	
	錦水館温泉	1		1		1					320	1	125		1		含弱放射能ナトリウム塩化物冷鉱泉	錦水館	
	多々良湾	1				1	1										単純弱放射能ナトリウム塩化物冷鉱泉		
	岩惣温泉	1				1	1				80						単純弱放射能ナトリウム塩化物冷鉱泉		
	大元温泉	1				1	1				35						単純弱放射能ナトリウム塩化物冷鉱泉		
	紅葉谷(若宮温泉)	1		1		1					57	1	263				単純弱放射能冷鉱泉	岩惣	
	中百市市原(原温泉)	1		1		1					59						単純弱放射能冷鉱泉	老人保健施設原	
	廿日市市大野浦(大野浦温泉)	1		1		1					20	1	81	13,696			単純弱放射能冷鉱泉	ホテル宮島プリンセス	
	ヒルデモア宮島	1				1	1				395						含弱放射能ナトリウム塩化物強塩温泉		
	廿日市市友田広原山	1		1		1					80						単純弱放射能冷鉱泉	(西部金属)	
	宮内温泉	1		1		1					95						単純弱放射能冷鉱泉	湯治の館みやうち(野村病院経営グループホーム)	
	(玖島)	1	1			1					100							八万鉱泉	

温泉利用状況報告書(飲用・浴用分)

市町村名	温泉地名	源泉総数 (A+B)	利 用 源 泉 数 (A)		未 利 用 源 泉 数 (B)		温 度 别 源 泉 数			涌 出 量 (L/分)		宿泊施設数	取 容 定 員	年 人 数 間 延 宿 泊 利 用	温 浴 場 利 用 の 公 衆	国 に 宿 民 お 泊 り け 用 温 泉 年 人 間 延 地 延	主 た る 泉 質 名	温泉利用施設の名称等
			自 噴	動 力	自 噴	動 力	2 5℃ 以上	2 5℃ 以上	4 2℃ 以上	水 蒸 気 及 び ガス	自 噴	動 力						
西部	経小屋温泉	1		1			1				70	1	16			単純弱放射能冷鉱泉	旅館 桜	
	宮島口温泉 旅人の湯	1		1			1				100	1	575	61,682		含弱放射能ナトリウム-塩化物 強塩冷鉱泉	グランヴィリオホテル宮島-和蔵-	
	宮島口 (みやじま天然温泉)	1		1			1				33			40		単純弱放射能冷鉱泉	みやじま庵廣島、いろいろの湯宿別邸藤屋	
	宮浜温泉 (IBUKUの湯)	1		1			1				60					単純弱放射能冷鉱泉		
	江田島市 えたじま温泉	1		1			1				240	1	128	5,881	1	含弱放射線ナトリウム・カルシウム塩化物 温泉	江田島荘 (宿泊施設と公衆浴場を併設)	
	絵の島	1			1	1					120					単純弱放射能冷鉱泉		
	中国土地沖美泉	1			1											単純弱放射能冷鉱泉		
	ホリス・リゾート (猪木アイランド)	1			1	1					34					単純弱放射能冷鉱泉		
	MUGENアイランド (No.1)	1			1	1					10					単純放射能冷鉱泉		
	MUGENアイランド (No.4)	1			1	1					10					単純放射能冷鉱泉		
北広島町	MUGENアイランド (井戸A)	1			1	1					40					単純放射能冷鉱泉		
	MUGENアイランド (井戸B)	1			1	1					60					単純放射能冷鉱泉		
	MUGENアイランド (井戸C)	1			1	1					80					単純放射能冷鉱泉		
	野々谷 (芸北温泉)	1		1			1				122	1	92	3,313	1	単純弱放射能冷鉱泉	オークガーデン森林の館	
	芋野山 (芸北リゾート)	1		1			1				400	1	4	60	1	アルカリ性単純弱放射能温泉	聖湖ショートステイハウス	
	浮島郷 (庚申泉)	1			1	1					38					単純弱放射能冷鉱泉		
	宮の前 (大朝温泉)	1		1			1				72	1	32	0	1	単純放射能冷鉱泉	田原温泉わらべ (農村高齢者活性化センター)	
	尻突岩 (大朝寒曳温泉)	1		1			1				68					単純弱放射能冷鉱泉		
	流瀬 (よおあさ鳴瀬温泉)	1		1			1				14.8					単純弱放射能冷鉱泉		
	森ヶ上 (森ヶ上温泉)	1		1			1				85	1	79	2,328	1	単純弱放射能冷鉱泉	宿泊研修センター「どんぐり荘」	
安芸高田市	森ヶ上	1			1	1					58					単純弱放射能冷鉱泉		
	杉吉 (龍温泉1)	1			1	1					80					単純弱放射能冷鉱泉		
	大谷 (龍温泉2)	1		1			1				110	1	206	13,352	1	単純弱放射能冷鉱泉	広島北ホテル	
	丁保余原 (養老温泉)	1	1				1				15					単純弱放射能冷鉱泉		
	南方 (千代田温泉)	2		2			2				53	1	96	0	1	単純弱放射能冷鉱泉	千代田温泉	
	城ヶ谷 (千代田住宅団地)	1			1	1					60					単純弱放射能冷鉱泉		
	西浦 (本地地温泉)	1			1	1					120					単純弱放射能冷鉱泉		
	中山温泉	1		1			1				36					単純放射能冷鉱泉		
	多治比	1			1	1					60					単純弱放射能冷鉱泉		
	中山 (八千代温泉)	1		1			1				180			1		単純弱放射能冷鉱泉	介護付き有料老人ホーム メリィハウス八千代	
	道面 (美土里温泉)	1		1			1				200			1		単純弱放射能冷鉱泉	神楽門前湯治村「岩戸屋」	
	来女木 (高宮温泉)	2			2	2					23					単純弱放射能泉		
	山王平 (高宮温泉)	2		2			2				260			1		単純弱放射能泉	たかみや湯の森	
	飛戸平 (教徳寺温泉)	1			1	1					40					単純放射能泉		
	枚谷 (中国土地開発団地)	1			1	1					不明					(不詳)		
	曉炭山 (小丸子クリーンハイツ)	1			1	1					40					単純弱放射能冷鉱泉		
	温泉メリィの湯	1		1			1				90			1		低張性中性冷鉱泉	介護付き有料老人ホーム メリィハウス八千代	
	タマシゲ井戸No.1	1			1	1					6					単純弱放射能冷鉱泉		
	タマシゲ井戸No.2	1			1	1					10					単純弱放射能冷鉱泉		

温泉利用状況報告書(飲用・浴用分)

	市町村名	温泉地名	源泉総数 (A+B)	利 用 源 泉 数 (A)		未 利 用 源 泉 数 (B)		温 度 别 源 泉 数			湧 出 量 (L/分)		宿泊施設数	取 容 定 員	年 人 間 延 宿 泊 利 用	温 浴 場 利 用 設 の 公 衆	国に宿 民お泊 り受け利 用する用 温 年 人 泉 間 敷 地 延	主 た る 泉 質 名	温泉利用施設の名称等
				自 噴	動 力	自 噴	動 力	2 5℃ 以上	2 5℃ 以上	4 2℃ 以上	水蒸 気 及 びガス	自 噴	動 力						
西部東	竹原市	久野島温泉	2		1	1	2					100	1	237	38,807	1		単純弱放射能冷鉱泉	休暇村大久野島
		湯坂温泉第二	1		1		1					200						単純弱放射能冷鉱泉	
		湯坂温泉	2		1	1	2					42	1	211	21,871	1		単純弱放射能冷鉱泉	賀茂川荘
		田万里	2			2	2											単純弱放射能冷鉱泉	
		小吹（小梨）温泉	1			1	1											単純弱放射能冷鉱泉	
		天然温泉と宏湯の海	1		1			1				150				0		ナトリウム塩化物強塩低温泉	
		白壁温泉	1			1	1					64						ナトリウム塩化物強塩低温泉	
		(下野町字大南山)	1			1	1					22						含弱放射能-ナトリウム・カルシウム-塩化物冷鉱泉	
東広島市	並瀬寺湖畔園	並瀬寺湖畔園	1		1		1					70	1	25		1		単純弱放射能冷鉱泉	平成27年廃止
		(志和東上阿原)	1		1		1					60				1		単純弱放射能冷鉱泉	東広島カントリークラブ
		立雲	1		1		1					40						単純弱放射能冷鉱泉	
		湯之元映長者温泉	1		1		1					40	0	0	0	1		単純放射能冷鉱泉	湯の元映長者温泉（営業休止）
		(八本松町原)	1			1	1					50						単純弱放射能冷鉱泉	
		(寺家)	1			1	1					40						単純弱放射能冷鉱泉	
		(志和西)	1			1	1												
		(七条桜坂)	1			1	1												
		(志和東河井)	1			1	1												
		のぞみ温泉	1		1		1					250				1		単純弱放射能冷鉱泉	のぞみ整形外科
		ホットカモ	1		1		1					241	1	168	30,302	1		単純弱放射能冷鉱泉	ホットカモ
		(八本松町原)	1			1	1					20						単純弱放射能冷鉱泉	
		(上竹仁)	2			2	2					90						単純弱放射能冷鉱泉	
		豊穣温泉	1			1	1					測定不能						単純弱放射能冷鉱泉	
		豊色	1		1		1					80						単純弱放射能冷鉱泉	特別養護老人ホーム 豊色苑
		賀茂の里 小田温泉リゾート	1			1	1					60						単純弱放射能冷鉱泉	
		(乃美)	1			1	1					38						単純弱放射能冷鉱泉	
		戸野団地	1			1	1					42						単純弱放射能冷鉱泉	
		スポーツクラブ伯和	3		2	1	3					210						単純弱放射能冷鉱泉 (1) 低張性中性冷鉱泉 (2)	H29廃止
		獅子伏温泉	1		1		1					60	1	93	14,094	1		単純弱放射能冷鉱泉	ホテルエリアワン広島ウイング
		小谷 平成の湯	1			1	1					110						含弱放射能・アルカリ性単純硫黄冷鉱泉	総合活動センター
		(福富町久芳)	1		1		1					100						単純弱放射能冷鉱泉	
		玉椿温泉	1		1			1				15						アルカリ性単純温泉	H26年度廃止
		入野温泉（仮）	1		1		1					160						単純弱放射能冷鉱泉	広島中央開発(株)、令和4年度時点未申請
大崎上島町	(大崎上島町中野字殿堀)	薺研谷温泉	1		1		1					35				1		単純弱放射能冷鉱泉	ふれあいの館
		木江温泉	1		1		1					150	1	312	15,952	1		含弱放射能カルシウムナトリウム塩化物冷鉱泉	清風館
		(大崎上島町中野字殿堀)	1			1	1					210						含弱放射能-ナトリウム-塩化物強塩冷鉱泉	

温泉利用状況報告書(飲用・浴用分)

	市町村名	温泉地名	源泉総数 (A+B)	利 用 源 泉 数 (A)		未 利 用 源 泉 数 (B)		温 度 别 源 泉 数			涌 出 量 (L/分)		宿泊施設数	取 容 定 員	年 人 数 延 宿 泊 利 用	温 浴 場 利 用 の 公 衆	国 に 宿 民 お 治 保 け 利 養 の 用 温 人 泉 間 数 地 延	主 た る 泉 質 名	温泉利用施設の名称等
				自 噴	動 力	自 噴	動 力	2 5℃ 以上 未満	5 4℃ 以上 未満	4 2℃ 以上	水 蒸 気 及 ピ ガス	自 噴	動 力						
東部	三原市	仏通寺	1			1	1					15					単純弱放射能冷鉱泉		
		三原鷹の巣	1			1	1					125					単純弱放射能冷鉱泉		
		追分温泉	1		1		1					40	1	47	0	1	単純弱放射能冷鉱泉		
		みとしき	1			1	1					200					単純弱放射能冷鉱泉	未使用	
		瀬入寺温泉	1		1				1			150	3	343	2,467		アルカリ性単純弱放射能温泉	善入寺温泉スタンド、スーパーホテル三原駅前、 スーパーホテル広島天然温泉・薬研堀通り(男子浴室、女子浴室)	
		(久井町土蔵)	1			1	1					150					単純弱放射能冷鉱泉		
		(久井町下津西)	1			1	1					80					単純弱放射能冷鉱泉		
		久井親子地蔵	1		1		1					40				1	単純弱放射能冷鉱泉	親子地蔵龍統神社温泉療養施設	
		鶴亀温泉	1		1		1					150					単純弱放射能冷鉱泉		
		日名内	1			1	1										単純弱放射能冷鉱泉		
		白竜湖温泉	1		1		1					240					単純弱放射能冷鉱泉	社会医療法人仁公会(白竜湖病院、介護老人保健施設仁和の里)	
		桜梨温泉	1			1	1					40					単純放射能冷鉱泉	里仁会 未使用	
			1			1	1					30					単純弱放射能冷鉱泉	里仁会 未使用	
		みはらし温泉(新)	1		1		1					120					ナトリウムカルシウム塩化物冷鉱泉		
世羅町	甲山温泉	甲山温泉	1			1	1				10					単純放射能冷鉱泉			
		甲山地区泉源	1		1		1					80				1	単純放射能冷鉱泉	せら温泉	
		(東神崎)	1			1	1					100					単純放射能冷鉱泉		
		香遊温泉	1		1		1					160	1	57	13,900	1	単純放射能冷鉱泉	せら香遊ランド	
		クアパルクせらにし温泉	1		1		1					90				1	単純放射能冷鉱泉		
		世羅温泉泉源(赤屋)	1		1		1					100					単純弱放射能冷鉱泉	河野温泉の里	
尾道市	尾道温泉	養老温泉	1		1		1					60	1	25	1,830	1	単純弱放射能冷鉱泉	養老温泉本館	
		尾道スイミングスクール	1		1		1					30					単純弱放射能泉	尾道スイミングスクール	
		境ヶ浜ラドン温泉	1		1		1					56	1	90	16,054	1	単純弱放射能冷鉱泉	ペラビスタ スパ&マリーナ尾道	
		尾道トラックステーション	1		1		1					40				1	単純放射能冷鉱泉		
			1		1		1					50					単純弱放射能冷鉱泉		
			1		1		1					14					単純弱放射能冷鉱泉		
			1		1		1					20					含弱放射能-カルシウム-塩化物冷鉱泉		
			千光寺温泉			1	1										単純放射能冷鉱泉		
		淨土寺靈泉	1		1		1					50					単純放射能冷鉱泉		
		こころ温泉満点の湯	1		1		1					100					ナトリウム・マグネシウム塩化物冷鉱泉	本田クリニックデイケアこころ	
		河野温泉	1		1		1					20	1	40	3,591	1	含弱放射能-ナトリウム-塩化物強塩冷鉱泉	河野温泉(華みずき湯)	
		天然温泉尾道ふれあいの里	1		1		1					300	1	164	13,478	1	単純弱放射能冷鉱泉	尾道ふれあいの里	
		(御調町公文野田)	1			1	1					30					単純放射能冷鉱泉		
		尾道の温泉(平原)	1		1		1					25				2	単純弱放射能冷鉱泉	尾道湯屋つかりやんせ(閉鎖) 尾道平原温泉ぼっぽの湯	
		ヤナギ	1			1	1					120					低張性中性冷鉱泉		
		瀬戸田垂水温泉	1		1		1					30	1	22	469		単純弱放射能冷鉱泉	プライベートホステル瀬戸田垂水温泉	
		(河野温泉2 向島町字山本平)	1			1	1					50					単純弱放射能冷鉱泉		
		(河野温泉3 高須町)	1			1	1					50					ナトリウム・カルシウム塩化物強塩冷鉱泉		
		きらら温泉	1		1		1					15					単純弱放射能冷鉱泉	きららラボール尾道	
		夢家温泉(通称:尾道温泉)	1		1		1					120	1	34	5,936	1	単純弱放射能冷鉱泉	尾道みなど館	
		浦島旅館 浦島の湯	1		1		1					110	1	59	4,746	1	単純弱放射能冷鉱泉	旅館浦島、天然温泉うら湯	
		さくら温泉	1		1		1					77					単純弱放射能冷鉱泉	きららラボール桜並木さくら温泉	
		菊海温泉	1			1	1					30					低張性中性冷鉱泉		
府中市	府中市元町片岡	府中市元町片岡	1			1	1					30					放射能泉		
		井野阿字町清村	1			1	1					35					単純弱放射能冷鉱泉		
		矢野温泉(新)	1	1		1						200	1	78	0	1	単純弱放射能冷鉱泉	矢野温泉あやめ	
		矢野温泉(旧)	1		1		1					200	2	56	244		(療養泉でないため、泉質名なし)	泉山荘、MGユースホステル	
		(株)マルカツ	1			1	1					55					単純弱放射能冷鉱泉		
	いこり温泉	いこり温泉	1			1	1					28					(療養泉でないため、泉質名なし)		
	神石高原町	三和温泉	1			1	1					15			1		単純弱放射能冷鉱泉	神石高原温泉	

温泉利用状況報告書(飲用・浴用分)

	市町村名	温泉地名	源泉総数 (A+B)	利 用 源 泉 数 (A)		未 利 用 源 泉 数 (B)		温 度 别 源 泉 数			涌 出 量 (L/分)		宿泊施設数	取 容 定 員	年 人 数 間 延 宿 泊 利 用	温 浴 場 利 用 施 設 の 数 公 衆	国 に 宿 民 お 泊 り け 利 用 温 年 人 泉 間 敷 地 延	主 た る 泉 質 名	温泉利用施設の名称等
				自 噴	動 力	自 噴	動 力	2 5℃ 以上 未満	2 5℃ 以上 未満	4 2℃ 以上	水 蒸 気 及 び ガス	自 噴	動 力						
北部	三次市	山家町	1		1			1				100	1	6	0		単純弱放射能泉		
		栗屋町	1			1	1					75					単純弱放射能冷鉱泉		
		栗屋町	1		1			1				40					単純弱放射能冷鉱泉		
		塙町	1			1	1					47					放射能泉		
		糸井町	1			1	1					102					単純弱放射能冷鉱泉		
		向江田町	1			1	1					150					単純弱放射能冷鉱泉		
		晶敷町	1		1			1				50					低張性弱アルカリ性冷鉱泉	ディセンターいこい①	
		晶敷温泉	1			1	1					20					単純弱放射能冷鉱泉		
		甲奴温泉（新）	1		1			1				18	1	5	3		単純弱放射能冷鉱泉	甲奴温泉（旅館あきやま）①	
		甲奴温泉（旧）	1		1			1				200					単純弱放射能冷鉱泉		
		櫻田	1			1	1					2					含二酸化炭素ナトリウム炭酸水素塩泉		
		君田温泉	1		1			1				610	1	33	3,435	1	含二酸化炭素ナトリウム炭酸水素塩泉	君田温泉森の泉⑤ 松柏園ディ・サービスセンター①	
		矢野地	2			2	2					208					単純弱放射能冷鉱泉		
		灰塚	1			1	1					60							
		横谷	1		1			1				100					低張性弱アルカリ性冷鉱泉	横谷温泉②（内、飲用①）	
		甲奴温泉	1		1			1				150				1	低調性弱アルカリ性冷鉱泉	三次市甲奴健康センター③	
庄原市	濁川	濁川	1			1	1					20					単純放射能冷鉱泉		
		高茂温泉	1	1			1				7		1	38	10	1	単純弱放射能冷鉱泉	高茂温泉うのこ荘	
		庄原さくら温泉	1		1			1				93	1	200	17,959	1	単純弱放射能泉	桜花の郷ラ・フォーレ庄原	
		みとう温泉	1		1			1				150				1	低張性弱アルカリ性低温泉	みとう温泉	
		片山温泉	1			1	1					30.9					含重炭酸土類食塩泉		
		比婆山温泉	2		2	2											アルカリ性単純温泉		
		なし（油木）	1			1	1					400					単純放射能泉		
		ひばごん郷温泉	1		1			1				49				1	単純弱放射能冷鉱泉	ひばごん郷温泉すずらんの湯	
		帝釈峡東城温泉	1		1			1				110				1	アルカリ性単純温泉	リフレッシュハウス東城	
		鮎の里くらわ温泉	1		1			1				150	1	29	1,058	1	単純弱放射能冷鉱泉	庄原市鮎の里公園	
		高野温泉	1		1							40				1	含鉄ナトリウム炭酸水素塩泉	たかの温泉 神之瀬の湯、庄原市高野福祉保健センター	
		(比和町三河内)	1			1	1					7					含二酸化炭素ナトリウム・カルシウム・マグネシウム炭酸水素・塩化物泉		
		比和温泉	1		1			1				52				1	ナトリウム炭酸水素塩化物泉	庄原市比和温泉施設 あけぼの荘	

温泉利用状況報告書(飲用・浴用分)

	市町村名	温泉地名	源泉総数 (A+B)	利 用 源 泉 数 (A)		未 利 用 源 泉 数 (B)		温 度 别 源 泉 数			涌 出 量 (L/分)		宿泊施設数	取 容 定 員	年 人 数 間 延 宿 泊 利 用	温 浴 場 利 用 設 の 公 衆	国 に 宿 民 お 泊 り 利 用 す る 年 人 泉 間 延 地 延	主 た る 泉 質 名	温 泉 利 用 施 設 の 名 称 等
				自 噴	動 力	自 噴	動 力	2 5°C 以上 未満	2 5°C 以上 未満	4 2°C 以上	水 蒸 気 及 び ガ ス	自 噴	動 力						
広島市	中区	音戸温泉	1	1		1						20			1	含弱放射能ナトリウム・カルシウム-塩化物冷鉱泉	音戸温泉		
		宇留崎観光														ナトリウム塩化物泉			
		美又温泉第4次源泉														アルカリ性単純温泉	島根ふるさとフェア 手湯体験コーナー		
		長楽園														ナトリウム・カルシウム-硫酸塩・塩化物温泉	島根ふるさとフェア 手湯体験コーナー		
		松江しんじ湖温泉第2号源泉														ナトリウム・カルシウム-硫酸塩・塩化物温泉	島根ふるさとフェア 手湯体験コーナー		
		岩盤の湯														単純弱放射能冷鉱泉			
		湯布院ユウベルホテル 1号泉														アルカリ性単純温泉	楽シニア2014		
		阿蘇内牧温泉(新館 阿蘇ホテル源泉)														ナトリウム・マグネシウム・カルシウム-硫酸塩温泉			
		ゆふいん泰葉 杜の湯														ナトリウム-塩化物泉	らゆーピーまつり2015、2015ひろしまフラワーフェスティバル		
		植木温泉														アルカリ性単純硫黄温泉			
		第3号泉(神社)														単純温泉			
		塚原温泉														酸性・含鉄(II, III)-アルミニウム-硫酸塩温泉	らゆーピーまつり2017 会場内大分県由布市觀光PRブース		
		ミックス泉														アルカリ性単純温泉	楽シニア2015		
		高崎山温泉 おさるの「ゆ」														単純温泉	らゆーピーまつり2017 会場内大分県由布市觀光PRブース		
		由布市湯布院健康温泉館														単純温泉	らゆーピーまつり2018会場内(大分県由布市觀光) PRブース		
		ひょうたん温泉														ナトリウム-塩化物泉	2014ひろしまフラワーフェスティバル		
		司阿蘇温泉														ナトリウム・マグネシウム-硫酸塩温泉			
東区		二葉山天然温泉	1		1	1						24				単純弱放射能泉	未利用		
		鯉城温泉	1	1		1						40				単純弱放射能泉	社会福祉法人古家真会ケアハウス東山		
		黄泉水(矢賀)	1	1		1						82				含放射能ナトリウム塩化物泉			
		神田山温泉	1	1		1						125	1	107	9,028	1	含弱放射能ナトリウムカルシウム-塩化物温泉	広島原爆被爆者療養研究センター	
		清流源泉														ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物泉	佐賀嬉野ぶるるん女子会「手湯」体験コーナー		
		学校法人 比治山学園	1			1	1					220				放射能泉	未利用		
		岩谷観音命水	1		1		1					25				単純弱放射能冷鉱泉、単純弱放射能冷鉱泉			
		谷戸峯1号											1	304		ナトリウム・カルシウム-硫酸塩温泉	天然温泉ホテルリブマックスPREMIUM広島		
南区		薬道館扇屋	1		1		1					138				放射能泉	未利用		
		半べえ温泉	2			2	2					101				含弱放射能ナトリウムカルシウム塩化物硫酸塩温泉			
		E.R.E字品の湯	1	1		1						207			1	含放射能ナトリウムカルシウム-塩化物温泉	宇品天然温泉ほの湯		
		岩盤の湯														単純弱放射能冷鉱泉	未利用		
		瀬戸の湯	1		1		1					370	1	1,297	312,577	1	含弱放射能-ナトリウム・カルシウム-塩化物温泉	グランドプリンスホテル広島	
		美又温泉														アルカリ性単純温泉	広島駅南口地下広場、猿猴橋右岸特設会場 河童まつり、グランドプリンスホテル広島 中中国エリア、ゆめタウン広島店 浜田市觀光物産展		
		(松原町)	1			1	1					102				含弱放射能-ナトリウム・カルシウム-塩化物温泉			
		ゆふいん泰葉 杜の湯														ナトリウム-塩化物泉	おいでませ山口觀光フェアin広島(由布院温泉)		
		司阿蘇温泉														ナトリウム・マグネシウム-硫酸塩温泉			
西区		湯田温泉22号泉														アルカリ性単純硫黄温泉	おいでませ山口觀光フェアin広島(湯田温泉)		
		鮎里温泉														ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物泉			
		三滝参道温泉	1		1		1					152				単純弱放射能冷鉱泉	三滝参道温泉		
		煙温泉	1		1		1					110				単純弱放射能冷鉱泉	特別養護老人ホーム 第三いこいの園		
		(福島町)	1			1	1					80				ナトリウム-塩化物強塩泉	未利用		
		草津病院	1			1	1					65				単純弱放射能冷鉱泉	未利用		
		南観音	1			1	1					200				ナトリウム-塩化物強塩泉	未利用		
		もみじの湯	1		1		1					70				含弱放射能-ナトリウム-塩化物強塩冷鉱泉			

温泉利用状況報告書(飲用・浴用分)

市町村名	温泉地名	源泉総数 (A+B)	利 用 源 泉 数 (A)		未 利 用 源 泉 数 (B)		温 度 别 源 泉 数			涌 出 量 (L/分)		宿泊施設数	取 容 定 員	年 人 数 間 遅 宿 泊 利 用	温 浴 場 利 用 敷 の 数 公 衆	国 に 寄 民 お 泊 り け 利 用 温 年 人 泉 間 敷 地 延	主 た る 泉 質 名	温 泉 利 用 施 設 の 名 称 等
			自 噴	動 力	自 噴	動 力	2 5°C 未満	2 5°C 以上	4 2°C 未満	水 蒸 気 及 び ガ ス	自 噴	動 力						
佐伯区	スーパー銭湯 八幡温泉 ゆ吉	1			1	1					329					単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
	五日市天然温泉ゆらゆら	1			1	1					124					単純弱放射能冷鉱泉	未使用	
	(栗田)	1			1	1					20					放射能泉	未利用	
	三篠会館が峰温泉施設	1	1			1					130					単純弱放射能冷鉱泉	デイサービスセンター鈴が峰	
	湯来温泉	1	1				1			750		3	97	3,610	4	単純弱放射能温泉	河鹿庄、湯来ロッジ、広島市湯来交流体験センター、ヴィーコーマンション赤松、仮設浴用足湯(湯来温泉)	
	多田字湯来	1		1				1			1,000	1	102	14,155	1	14,155	単純弱放射能温泉	湯来ロッジ
	湯の山温泉	1	1				1			75		2	34	1,007	1	1,007	単純弱放射能冷鉱泉	森井旅館(R4.3.30廃止)、コテージ湯の山、広島市湯の山温泉館、湯の山明神社氏子協議会、森井旅館
	湯来温泉湯元															アルカリ性単純弱放射能冷鉱泉	湯来温泉湯元切磨天風呂「誠の桧湯」	
	湯の山温泉(湯の山温田)	1		1			1			300					1	単純弱放射能冷鉱泉	広島市クアハウス湯の山、広島市湯来福祉会館	
	青空館温泉	1			1	1					12					単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
	阿弥陀温泉	1			1	1					61					単純弱放射能冷鉱泉		
	ふじの木温泉	1		1			1			180						単純弱放射能冷鉱泉	デイサービスセンターふじの木/ショートステイふじの木	
安佐南区	スパ・まゆみ	1			1	1				30						単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
	塩屋天然温泉 ほの湯 楽々園	1		1				1			400				1	含弱放射能ナトリウム・カルシウム一塩化物強塩温泉	塩屋天然温泉 ほの湯 楽々園	
	司阿蘇温泉															ナトリウム・マグネシウム・硫酸塩温泉		
	和楽泉源	1		1			1			80						単純弱放射能冷鉱泉	特別養護老人ホーム和楽荘	
	介護老人保健施設とやま	1		1			1			80						単純弱放射能冷鉱泉、アルカリ性単純弱放射能冷鉱泉	医療法人社団 聖愛会 介護老人保健施設 とやま	
	一休	1			1	1				300						単純放射能冷鉱泉	未利用	
	豊命泉	1		1			1			128						単純放射能冷鉱泉	豊命泉(温泉スタンド)	
	己斐ヶ丘病院	2			2	2				140						低張性アルカリ性冷鉱泉	未利用	
	(原田)	1			1	1				200						単純放射能冷鉱泉	未利用	
	沼田ラドン温泉	1			1	1				50						単純放射能冷鉱泉	未利用	
安佐北区	メリイハウス温泉	1		1			1			800						療養泉に該当しないので泉質名なし(ラドンの項により温泉に適合)	介護付有料老人ホーム メリイハウス西風新都	
	医療法人信愛会 日比野病院温泉	1			1	1				62						単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
	ラドン温泉ベルシャレー	1		1			1			100						単純弱放射能冷鉱泉		
	満天の湯温泉	1		1			1			150						単純弱放射能冷鉱泉	満天の湯温泉家	
	ひょうたん温泉															ナトリウム・塩化物泉	イオンモール広島紙園	
	サニーコート広島原源	1		1			1			25						単純弱放射能冷鉱泉	サニーコート広島	
	ゆ~ぼっぽ	1			1	1				82						単純弱放射能冷鉱泉		
	白木温泉(広島市環境局大谷埋立地建設事務所)	1			1	1				30						単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
	白滝湯	1		1			1			80	1	40	0			単純弱放射能冷鉱泉	ジヨリエットホテルオガワラ	
	ゆ~ゆ~えびす	1		1			1			120						単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
安佐南区	寿康湯	1			1	1				19						単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
	(山城)	1			1	1				25						単純放射能冷鉱泉	未利用	
	中島産業	1			1	1				40						単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
	森川石油	1			1	1				17						単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
	東広島ゴルフ振興	2			2	2				300						単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
	椿ハイタウン	2			2	2				80						単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
	白木グリーンヒルズ	2			2	2				70						単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
	美又温泉															アルカリ性単純温泉	美又温泉旅館組合	
	(吉岡)	1		1			1			27						単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
	ケアハウス かんべ村	1	1			1				220						単純弱放射能冷鉱泉	ケアハウス かんべ村	
安佐北区	安佐町飯室	1			1	1				60						単純弱放射能冷鉱泉	未利用	
	温泉 メリィの湯	1		1		1				160						単純弱放射能冷鉱泉	未利用	

温泉利用状況報告書(飲用・浴用分)

	市町村名	温泉地名	源泉総数 (A+B)	利 用 源 泉 数 (A)		未 利 用 源 泉 数 (B)		温 度 别 源 泉 数			湧 出 量 (L/分)		宿泊施設数	取 容 定 員	年 人 数 延 宿 泊 利 用	温 浴 場 利 用 設 の 公 衆	国 に 寄 民 お 泊 り け 利 用 用 温 泉 人 間 数 地 延	主 た る 泉 質 名	温泉利用施設の名称等
				自 噴	動 力	自 噴	動 力	2 5℃ 以上	5℃ 未満	4 2℃ 以上	水蒸 気 及 び ガス	自 噴	動 力						
呉市	呉市	深山温泉	1			1	1					115					単純弱放射能冷鉱泉		
		そでつ湯	1		1			1				18				1	単純弱放射能冷鉱泉	そでつ湯	
		鶴乃湯	1		1			1				246				1	単純弱放射能冷鉱泉	鶴乃湯	
		湯楽里	2			2	2					380				1	ナトリウム・カルシウム-塩化物冷鉱泉		
		郷原の里	1		1			1				35					単純弱放射能冷鉱泉	郷原の里	
		日招きの湯	1		1			1				70				1	含弱放射能-ナトリウム・カルシウム-塩化物冷鉱泉	みはらし荘	
		湯めガーデン	1			1	1					380					単純弱放射能冷鉱泉		
		會橋温泉	1		1			1				77				1	含弱放射能-ナトリウム-塩化物温泉	くらはし桂浜温泉館、くらはし温泉プール	
		県民の浜温泉	2		1	1	2					39	1	152	不明	1	含弱放射能-ナトリウム・カルシウム-塩化物冷鉱泉	県民の浜輝きの館、かまがり温泉やすらぎの館	
		川尻 岩戸温泉	1			1	1					100					単純弱放射能泉		
		川尻 中原温泉	1			1	1					30					単純弱放射能泉		
		安登温泉	1			1	1					25					単純弱放射能泉		
		神光温泉	1			1	1					37					単純弱放射能泉		
		安登中央ハイツ団地内	1			1	1					38.5					単純弱放射能泉		
		大和温泉物語	1		1			1				550	1	22	1,213	1	含弱放射能-ナトリウム・カルシウム-塩化物強塩冷鉱泉	SOLA SPA 呉 大和温泉（公衆浴場、旅館）	
		大盛天然温泉	1		1			1				30				0	ナトリウム-塩化物強塩冷鉱泉	海・山・食・菜大盛足湯	
		三津口の湯	1			1	1					110					ナトリウム・カルシウム塩化物泉		
		阿賀北	1			1	1					50					単純弱放射能冷鉱泉		
		豊温泉	1		1			1				60	1	72	10,598	0	ナトリウム・カルシウム・塩化物冷鉱泉	GLANPISPA瀬戸内	
福山市	福山市	津之郷温泉	1	1		1		1			3.1		1	10	0	1	単純弱放射能冷鉱泉	俄山弘法大師遺徳会	
		山野温泉(熊の湯)	1		1		1				24	1	18	0	1	アルカリ性冷鉱泉	山野温泉 熊の湯		
		山野温泉(鷹乃湯)	1	1		1		1			測定不能		1	29	184	1	アルカリ性単純硫黄冷鉱泉	龍頭山荘	
		西光寺温泉	1		1		1				30					含弱放射能・ナトリウム・塩化物泉			
		ヘルス共和国Z	1		1		1				測定不能	1	88	0	1		単純弱放射能冷鉱泉	ヘルス共和国Z、ディサービスセンターマーブルワーン 6階浴室、短期入所生活介護事業所ざおう健生苑、地域密着型特別養護老人ホームざおう健生苑	
		(福山市芦田町)	1			1	1				72					単純弱放射能冷鉱泉			
		エクセル駅の浦	1		1		1				45					単純弱放射能冷鉱泉			
		ホテルジュネドール	1		1		1				120					低張性中性冷鉱泉			
		スーパー銭湯ゆらら	1			1	1				300					単純弱放射能冷鉱泉			
		(福山市瀬戸町)	1			1	1				13.2					単純弱放射能冷鉱泉			
		鞆の浦温泉	1		1		1				410	4	613	56,185	3	単純弱放射能冷鉱泉	景勝館瀬亭、鷗風亭、鞆シーサイドホテル、汀邸遠音近音		
		長寿命泉	1		1		1				21					単純弱放射能冷鉱泉	長寿命泉		
		内海温泉	1			1	1				30					単純弱放射能冷鉱泉			
		明清温泉	1			1	1				100					単純弱放射能冷鉱泉			
		清山温泉	1			1	1				100					単純弱放射能冷鉱泉			
		大瀧温泉	1		1		1				27					単純弱放射能冷鉱泉	大瀧温泉		
		木之庄町	1		1		1				19					単純弱放射能冷鉱泉			
		芦田町	2	2		2		2			133					単純弱放射能冷鉱泉			
		ルートイン福山	1		1		1				300	1	220	45,453	1	カルシウム・ナトリウム-塩化物泉	ルートイングランティア福山 SPA RESORT スーパー健康ランド華のゆ		
		神勝寺温泉	1		1		1				150				1	低張性弱アルカリ性冷鉱泉	神勝寺温泉昭和の湯		
		西福寺温泉	1			1	1				4					放射能泉			
		(福山市駅家町)	1		1		1				52					低張性弱アルカリ性冷鉱泉	ディサービスむべやま		
		神辺天然温泉	1		1		1				200				1	アルカリ性単純温泉	神辺天然温泉ぐらんの湯		
		オークヒルズ「まほろばの泉」	1		1		1				160					単純弱放射能冷鉱泉	小規模多機能ホーム オークヒルズふあみーゆ		
		コロナ福山温泉	1		1		1				290				1	含弱放射能・ナトリウム・カルシウム・塩化物冷鉱泉	天然温泉コロナの湯福山店		
		深瀬水	1		1		1				30					単純弱放射能冷鉱泉	深瀬水温泉スタンド		
		内海町山神(ドルフィンビーチ) (仮称)横島温泉	1		1	1					170								
		神勝寺温泉-II	1		1		1				120	1	25	0	2	低張性弱アルカリ性冷鉱泉	神勝寺温泉昭和の湯、みろくの里専用水道供給施設、国際神堂 関山、神勝寺 国際神道場		
		加茂芦原温泉	1			1	1				130					(療養泉でないため、泉質名なし)			
(計)			337	16	161	9	151	301	34	1	0	3,178	29,543	79	9,331	884,638	104	15,406	

(2) 他目的利用分

(令和5年3月末現在)

保健所等	市町村名	温泉地名	用 途	源泉総数 (A+B)	利 用 源 泉 数 (A)		未 利 用 源 泉 数 (B)		温 度 别 源 泉 数				湧 出 量 (L/分)		主 た る 泉 質 名	備 考
					自 噴	動 力	自 噴	動 力	2 5℃ 未満	2 5℃ 以上 4 2℃ 未満	4 2℃	水蒸気 及 ビ ガス 以上	自 噴	動 力		
西部	大竹市	ロイヤルリゾート蛇喰	生活用水	1		1			1						20	単純弱放射能冷鉱泉
		栗谷町大栗林	生活用水	1		1			1						60	単純弱放射能冷鉱泉
		栗谷町大栗林宇須磨ヶ原	生活用水	2		2			2						135	単純放射能冷鉱泉
	廿日市市	(阿品台)	雑用水	1		1			1						20	
		原字虹ヶ谷1号井	生活用水	1		1			1						40	単純弱放射能冷鉱泉
		栗柄北山(小瀬川温泉1号)	生活用水	1	1				1						5	単純弱放射能泉
		栗柄中山温泉	雑用水	1	1				1							
		中道字板押	生活用水	1		1			1						40	単純放射能冷鉱泉
		温泉ヶ丘	生活用水	1		1			1						110	単純弱放射能冷鉱泉
		浅原字桑原	生活用水	1		1			1						20	単純弱放射能冷鉱泉
		宝来温泉	雑用水	1		1			1						20	
		吉和の里温泉	生活用水	1		1			1						200	単純弱放射能冷鉱泉
		宮内	生活用水	1		1			1						16	単純弱放射能冷鉱泉
江田島市	江田島市	浅原字大山甲	生活用水	1				1	1						45	単純弱放射能冷鉱泉
		ラドンビア悠々の里	生活用水	1				1	1						96	単純弱放射能冷鉱泉
		鰐	店舗用水	1		1			1						80	単純弱放射能冷鉱泉
		前空	店舗用水	1		1			1						42	単純弱放射能冷鉱泉
		是長(畠No.1)	生活用水	1		1			1						150	単純弱放射能冷鉱泉
		沖野島	生活用水	1		1			1						20	単純弱放射能冷鉱泉
		北広島町	横路原	生活用水	1		1		1						60	単純弱放射能冷鉱泉
広島市	西区	菊貞温泉	生活用水	1		1			1						30	含放射能ナトリウム塩化物泉
		(共立)	生活用水	1		1			1						21	単純弱放射能冷鉱泉
		岩原温泉	生活用水	1		1			1						20	ラドン泉
		桜井温泉	生活用水	1		1			1						22	単純弱放射能冷鉱泉
		ウエストヒル温泉	生活用水	1		1			1						32	ラドン泉
	佐伯区	白砂字竹尾山	生活用水	1		1			1						70	単純弱放射能冷鉱泉
		(大塚西)	生活用水	1				1	1						65	単純弱放射能冷鉱泉
		(上安)	生活用水	1		1			1						100	単純弱放射能冷鉱泉
東部	三原市	久井町山中野N o 1	生活用水	1		1										
		久井町山中野N o 2	生活用水	1		1										
福山市	福山市	(山野町高尾)	生活用水	1		1			1						20	
計				32	2	27	0	3	30	0	0	0	5	1,554		

第8 麻薬・向精神薬・覚醒剤

第8 麻薬・向精神薬・覚醒剤

1 業種別麻薬取扱者数の推移

業種別		年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
麻 薬 取 扱 者	家庭麻薬製造業者		2	1	1	0	0
	麻薬卸売業者		31	32	31	31	30
	麻薬小売業者		1,390	1,392	1,393	1,399	1,411
	麻薬管理者		474	471	477	483	501
	麻薬使用者		6,156	6,291	6,211	6,343	6,460
	麻薬研究者		59	58	54	53	56
計 a			8,112	8,245	8,167	8,309	8,458
け し ・ 大 麻 取 扱 者	けし栽培者		0	0	0	0	0
	けし研究者		0	0	0	0	0
	大麻栽培者		0	0	0	0	0
	大麻研究者		8	7	8	9	8
	計 b		8	7	8	9	8
合計 (a + b)			8,120	8,252	8,175	8,318	8,466
麻 薬 診 療 施 設	病院		225	225	223	221	219
	一般診療所		1,177	1,188	1,183	1,184	1,174
	歯科診療所		7	7	6	6	7
	飼育動物施設		156	153	162	161	151
	計		1,565	1,573	1,574	1,572	1,551

(注) 各年の12月31日現在の数である。

2 麻薬取扱者立入検査結果の推移

業種別		年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
対象業務所数	a		3,056	3,059	3,060	3,064	3,054
立入検査実施数	b		1,139	1,135	1,023	885	1,107
実施率 (%)	b/a		37.3	37.1	33.4	28.9	36.2
違反業務所数	c		91	134	104	69	77
違反率 (%)	c/b		8.0	11.8	10.2	7.8	7.0

(注) 各年の12月31日現在の数である。

3 保健所等別麻薬取扱者及び免許施設数

(令和4年12月31日現在)

事 項 保健所等	麻 薬 取 扱 者 (a)								けし・大麻取扱者 (b)						合 計 (a+b)	麻 薬 診 療 施 設					
	家 庭 麻 薬 製造業	麻 薬 卸売業	麻 薬 小売業	麻 薬 管理業	麻 薬 施 用 者				麻 薬 研究者	計	け し 耕作者	け し 研究者	大 麻 栽培者	大 麻 研究者	計	病 院 診療所	一 般 診療所	歯 科 診療所	飼育動 物診療 施 設	計	
					医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	小 計													
西部	0	0	72	25	318	3	3	324	0	421	0	0	0	0	0	421	13	56	0	3	72
西部広島	0	0	76	29	225	2	8	235	2	342	0	0	0	0	0	342	11	59	1	7	78
西部呉	0	3	138	52	600	9	19	628	5	826	0	0	0	0	0	826	26	109	0	18	153
西部東	0	3	105	41	339	1	14	354	1	504	0	0	0	0	0	504	20	78	1	12	111
東部	0	5	135	41	471	5	16	492	9	682	0	0	0	3	3	685	22	111	1	13	147
東部福山	0	6	234	93	896	8	50	954	12	1,299	0	0	0	1	1	1,300	40	177	1	31	249
北部	0	3	47	14	197	1	6	204	0	268	0	0	0	0	0	268	9	41	0	5	55
県保健所計	0	20	807	295	3,046	29	116	3,191	29	4,342	0	0	0	4	4	4,346	141	631	4	89	865
薬務課	0	10	0	206	3,137	57	75	3,269	27	3,512	0	0	0	4	4	3,516	78	543	3	62	686
広島市保健所	0	0	604	0	0	0	0	0	0	604	0	0	0	0	0	604	0	0	0	0	0
合 計	0	30	1,411	501	6,183	86	191	6,460	56	8,458	0	0	0	8	8	8,466	219	1,174	7	151	1,551

※ 平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

4 保健所等別麻薬等免許申請件数

令和4年度

保健所等 事項	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	薬務課	総計
麻薬使用者免許証	162	110	295	156	265	481	103	1,589	3,161
麻薬管理者免許証	10	11	20	21	22	45	6	95	230
麻薬小売業者免許証	32	36	69	57	75	118	25	-	412
麻薬卸売業者免許証	0	0	3	0	1	3	2	5	14
麻薬研究者免許申請	0	2	1	1	5	9	0	14	32
麻薬取扱者免許証再交付	1	0	0	1	0	0	1	5	8
覚醒剤施用機関指定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚醒剤研究者指定	0	0	0	0	2	0	0	3	5
覚醒剤原料取扱者指定	0	0	0	1	1	1	1	3	7
覚醒剤原料研究者指定	0	2	0	0	0	0	0	0	2
覚醒剤等取扱者指定証再交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬卸売業者免許申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬小売業者免許申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬試験研究施設設置者登録申請	0	0	0	0	0	0	1	0	1
向精神薬営業者免許証再交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付	0	0	0	0	0	0	0	1	1
大麻研究者免許申請	0	0	0	0	4	1	0	4	9
大麻研究者登録事項変更届	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	205	161	388	237	375	658	139	1,719	3,882

5 麻薬関係立入検査状況

(令和4年)

事 業 種	対 象 業 務 所 数	立入検査回数			違 反 業 務 所 数	違 反 内 容 数															処 置								
		麻 薬 取 締 員	そ の 他 の 職 員	計		麻第 十 向 二 法条	輸 入 製 造 ・ 輸 出 分	製 造 ・ 輸 小	讓 渡 ・ 讓 受	施 處 方 せん の 交 用付	不 正 所 持	廃 棄	証 紙 包 ・ 容 器 記 及 び載	讓 渡 証 ・ 讓 受 証	保 管 ・ 管 理	帳 簿	施 用 に 關 す る 記 録	そ の 他	届 事 事 故	出 報 ～ 半 期 報 ・ 報 年	中 期 報 ・ 報 年	保 存 讓 譲 帳 渡 受 證 証 計	告 發 ・ 送 致	免 許 取 消	業 務 停 止	始 末 書 ・ 誓 約 書	そ の 他	計	
麻薬輸入業者		()		()																									
麻薬輸出業者		()		()																									
麻薬製造業者		()		()																									
麻薬製剤業者		()		()																									
家庭麻薬製造業者		()		()																									
麻薬元卸売業者		()		()																									
小計		()		()																									
麻薬卸売業者	30	(1) 7	22	(1) 29																									
麻薬小売業者	1410	(10) 843	(10) 843	33							1			11	23		1	4	2				42			8	34	42	
小計	1,440	(11) 7	865	(11) 872	33						1			11	23		1	4	2				42			8	34	42	
麻薬病院	219	(4) 62	109	(4) 171	25					14	1		1	5	4		2	2					29				29	29	
一般診療所	1174	(1) 12	26	(1) 38	12					1		1		6	6	1			2				17			5	12	17	
歯科診療所	7	()		()																									
飼育動物診療施設	151	(4) 3	17	(4) 20	6					1	1		4	3									9			1	8	9	
小計	1,551	(9) 77	152	(9) 229	43					15	2	2	1	15	13	1	2	2	2				55			6	49	55	
麻薬研究者	55	(1) 1	4	(1) 5	1								1										1			1	1		
けし耕作者		()		()																									
けし研究者		()		()																									
大麻栽培者		()		()																									
大麻研究者	8	() 1		() 1																									
小計	63	(1) 2	4	(1) 6	1									1									1			1	1		
合計	3,054	(21) 86	1,021	(21) 1,107	77					15	2	3	1	27	36	1	3	6	4				98			14	84	98	

※ 麻薬取締員欄の()内には、麻薬取締員がその他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

6 保健所等別麻薬関係立入検査状況

(令和3年)

事 業 事 業 務 務 所 所 数	対 象 業 務 所 数	立入検査回数			違 反 業 務 所 数	違 反 内 容 数																	処 置									
		麻 薬 取 締 員	そ の 他 の 職 員	計		麻 第 十 向 二 法 条	輸 入 製 造 ・ 輸 出 分	製 劑	譲 渡 ・ 譲 受	施 處 方 せ ん の 交 用 付	不 正 所 持	廃 棄	証 紙 包 ・ 容 器 記 及 び 載	譲 渡 ・ 譲 受 証	保 管 ・ 管 理	帳 簿	施 用 に 關 す る 記 録	そ の 他	届 事 告	出 報 ～ 半 期 報	中 報 ・ 報 年	保 存 帳 簿	ん 記 録 施 用 に 關 す れ ば し か ず せ	計	告 發 ・ 送 致	免 許 取 消	業 務 停 止	始 末 書 ・ 誓 約 書	そ の 他			
保健所等																																
西部保健所	142	(0) 0	50	(0) 50	5	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	7	
西部保健所広島支所	156	(0) 0	100	(0) 100	8	0	0	0	0	0	0	1	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	1	9	10
西部保健所呉支所	298	(0) 0	168	(0) 168	13	0	0	0	0	0	0	0	0	3	9	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	17	17
西部東保健所	220	(0) 0	73	(0) 73	9	0	0	0	0	2	0	0	0	4	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	10
東部保健所	300	(0) 0	129	(0) 129	12	0	0	0	0	0	0	0	0	4	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	12
東部保健所福山支所	502	(0) 0	112	(0) 112	6	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	7
北部保健所	105	(0) 0	71	(0) 71	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3
薬務課	727	(21) 86	0	(21) 86	18	0	0	0	13	0	1	0	0	4	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0	0	5	18	23
広島市保健所	604	(0) 0	309	(0) 309	4	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	8	1	9
計	3,054	(21) 86	1,012	(21) 1098	77	0	0	0	15	2	2	1	1	25	38	1	3	6	4	0	0	0	0	0	98	0	0	0	14	84	98	

※ 平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

保健所設置市分再掲

広島市	1,331	(21) 86	309	(21) 395	22	0	0	0	13	0	2	0	0	6	6	1	1	3	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	13	19	32
呉市	280	(0) 0	116	(0) 116	10	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	1	8	1	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	14
福山市	456	(0) 0	94	(0) 94	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	4
計	2,067	(21) 86	519	(21) 605	36	0	0	2	16	0	2	0	0	7	8	1	2	11	1	0	0	0	0	0	50	0	0	0	13	37	50

※ 麻薬取締員欄の()内には、麻薬取締員がその他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

※ 広島市分については、薬務課分と広島市保健所分を合計した数である。

7 麻薬関係事犯

区分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
麻薬及び向精神薬取締法	件 数	7	4	2	4	15
	人 員	6	2	2	2	7
大麻取締法	件 数	60	44	83	105	86
	人 員	41	24	57	68	57
あへん法	件 数	0	0	0	0	0
	人 員	0	0	0	0	0
薬機法 (指定薬物)	件 数	9	0	2	2	5
	人 員	3	0	2	1	1

(注 1) 数値は県警察本部分である。(30 年、R 2 年、R 3 年の数値は広島県健康福祉局分を含む。)

(注 2) 薬器法=医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律。

8 麻薬廃棄届・事故

(1) 件数

区分 (年)	廃棄届	事故				
		計	内容			
			盗難	滅失	所在不明	その他
平成 30 年	647	96	1	75	5	15
令和元年	673	124	0	91	10	23
令和 2 年	762	125	0	95	6	24
令和 3 年	700	94	0	70	6	18
令和 4 年	879	108	1	74	8	25

(2) 保健所等別廃棄届・事故件数

(令和 4 年)

保健所 区分	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	薬 務 課	広 島 市	計
廃棄届	31	57	103	50	70	169	39	129	231	879
事故届	6	3	7	4	12	15	3	55	3	108

※平成 29 年 4 月 1 日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

9 麻薬卸売業者における麻薬譲渡量の推移

(単位 g)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
アヘン	1,033.5	1,194.5	1,233.2	1,850	2,150	825	771
モルヒネ	4,883.66	4,841.25	4,361.45	3491.1	3,411.45	3,427.95	3,213.4
エチル モルヒネ	0	0	0	0	0	0	0
コデイン	3,786	3,618	3,450	3,406	2,333	2,317	2,577
ジヒドロ コデイン	0	0	0	0	5	0	0
オキシコドン	12,154.08	11,827.43	10,074.88	10,755.125	9,914.475	12,143.24	11,124.12
オキシ メテバノール	6.6	4.6	1.4	2.8	2	1.2	2.4
ヒドロ モルフォン		41.08	245.06	714.52	983.82	1,557.935	1,616.482
コカイン	70	65	80	80	60	5	5
ペチジン	2,074.15	2,111.2	2,079	2173.6	2,048.95	2,276.6	2,305.75
フェンタニル	762.3333	777.5338	812.3783	693.22691	655.3441	953.9057	878.6157
レミ フェンタニル	151.38	155.21	169.505	180.715	177.1	205.5295	217.8165
メサドン	38.6	82.8	54.6	30.8	70.6	88.6	147.6
タベンタ ドール	1,763	1,893	2,208	2,339	2,855	3,099.533	2,979.558
ケタミン	1,219.3	1,257	1,157.7	1,238.2	1,214.7	1,711.647	1,425.504

※ 各製剤に含まれる麻薬含有量をそれぞれ合計したもの

10 麻薬中毒者

(1) 麻薬中毒者通報届出状況

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
医師	0	0	0	0	0
検察官	0	0	0	0	0
警察官	0	0	0	0	0
麻薬取締官	0	0	0	0	0
麻薬取締員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 麻薬中毒者の状況

(令和4年)

観察指導の対象としている者												県外転出者	死亡・帰国者	社会復帰者	
所在の明らかな者				所在不明の者				計							
第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計				
			0				0				0	0	0	0	0

1.1 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

令和4年10月1日から11月30日までの2か月間「広島県麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施要領」に基づき、この運動を実施した。運動の実施結果は次のとおりである。

(1) 広報啓発運動

市町発行の広報紙等による広報活動並びに広島県薬物乱用防止指導員、一般社団法人広島県医師会、公益社団法人広島県薬剤師会、広島県配置医薬品連合会及び広島県製薬協会等の協力を得て県民に対して本運動の趣旨の徹底を図るとともに、ポスター、リーフレット、立看板、懸垂幕、有線放送等による広報媒体を活用し、本運動の趣旨の普及徹底を図った。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、街頭キャンペーンについては実施や参加を見送った。

○ ポスター（厚生労働省作成）	2, 430枚
○ ポスター（県作成）	2, 950枚
○ パンフレット（厚生労働省作成）	2, 900枚
○ パンフレット（県作成）	50, 000枚
○ 広 報 誌 等	16市町
○ 講 習 会 ・ 研 修 会	27か所（受講者 6,790人）
○ ビデオテープ等の貸し出し	14回

(2) 一斉立入検査の実施

麻薬・覚醒剤等取扱施設に対して一斉立入検査を実施し、麻薬・覚醒剤等の適正な取扱いの指導監督を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、規模を縮小して実施した。

12 不正大麻・けし撲滅運動

令和4年4月1日から6月30日までの3か月間この運動を実施した。

市町、(一社)広島県医師会及び(公社)広島県薬剤師会等から広報誌、各機関紙による広報活動の協力を得るとともに県教育委員会に対して学童に対する啓発指導を依頼した。

また、講習会等出席者に対する啓発活動を実施した。

さらに、保健所、警察署等を通じ、大麻・けしの見分け方のポスター・リーフレットを配布するとともに不正・自生けし等の指導取締りを実施した。

○ポスター	750枚
○リーフレット	1,229部
○チラシ	12,195枚
○不正けし	0本
○自生けし	45,206本
○自生大麻	0本

★ 大麻・けし不正栽培状況

(1) 大麻不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書・説諭等	計
平成30					0
令和元					0
令和2					0
令和3					0
令和4					0

(2) けし不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書・説諭等	計
平成30					0
令和元					0
令和2					0
令和3					0
令和4					0

13 向精神薬関係立入検査状況

(令和4年)

事項 業種	対象業務所数	立入検査回数			違反業務所数	違反内容数											措置											
		麻薬取締員	その他の職員	計		輸入	輸出	製造	譲渡し等告	広告	容記器及び被包の載	向責精神薬任取扱者	保管・管理	廃棄	事故届	事記録	年間	その他	計	告発・送致	免許取消	業務停止	始末書	措置令	改善命令	向責任者変更命令	そ口頭の説明	計
向精神薬輸入業者	0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
向精神薬輸出業者	0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
向精神薬製造製剤業者	0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
向精神薬使用業者	0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
向精神薬卸売業者	0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
免許みなし卸販売業者	347	(1) 0	84	(1) 84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
免許みなし薬局	1587	(10) 0	819	(10) 819	15	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	14	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	17	
向精神薬小売業者	0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	1934	(11) 0	903	(11) 903	15	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	14	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	17	
病院等	病院	232	(4) 62	107	(4) 169	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	3
	一般診療所	2629	(1) 12	25	(1) 37	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5	5
	歯科診療所	1516	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	飼育動物診療施設	310	(4) 3	17	(4) 20	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6	
小計	4687	(9) 77	149	(9) 226	14	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	11	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	14	
向精神薬試験研究施設	27	(1) 1	6	(1) 7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
合計	6648	(21) 78	1058	(21) 1136	30	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	26	0	0	32	0	0	0	0	0	0	32	

※ 麻薬取締員欄の()の数値は、その他の職員と行った場合の数を外数で示す。

14 保健所等別向精神薬関係立入検査状況

(令和4年)

事 項	対象業務所数	立入検査回数			違反業務所数	違反内容数												処置										
		麻薬取締員	その他の職員	計		輸入	輸出	製造	譲渡	不正所	広容記器及び被包の載	向責精神薬取扱者	保管・管理	廃棄	事故	事記録	その他	計	告発・送致	免許取消	業務停止	始末書等	措置命令	改善命令	向責任者命令	精神薬更取命令	そ口頭の説明	計
西部保健所	310	(0) 0	49	(0) 49	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
西部保健所広島支所	369	(0) 0	109	(0) 109	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	5	5	
西部保健所呉支所	613	(0) 0	169	(0) 169	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	5	5	
西部東保健所	459	(0) 0	79	(0) 79	6	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	5	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8	
東部保健所	580	(0) 0	150	(0) 150	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	7	7	
東部保健所福山支所	1090	(0) 0	121	(0) 121	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	
北部保健所	225	(0) 0	70	(0) 70	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	4	
薬務課	2137	(21) 78	0	(21) 78	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	
広島市保健所	865	(0) 0	311	(0) 311	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	6648	(21) 78	1058	(21) 1136	30	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	26	0	32	0	0	0	0	0	0	0	32	32	

※ 平成29年4月1日より広島市に向精神薬卸・小売業者に関する業務を移譲している。

※ 薬務課の立入検査回数に平成29年1月1日から3月31日までの広島市内の向精神薬卸・小売業者に対する立入検査数も含む。

保健所設置市分再掲

広島市	3002	(21) 78	0	(21) 78	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
呉市	568	(0) 0	152	(0) 152	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	5	5
福山市	985	(0) 0	94	(0) 94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4555	(0) 78	246	(0) 324	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	6	6

※ 麻薬取締員欄の()内には、麻薬取締員がその他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

※ 広島市分については、薬務課分と広島市保健所分を合計した数である。

15 向精神薬事故

(1) 件数

	滅失	盗難	所在不明	その他	計
平成30年	2	1	1	12	16
令和元年	0	0	0	8	8
令和2年	0	0	2	0	2
令和3年	0	2	0	0	2
令和4年	0	1	0	4	5

(2) 保健所等別事故件数

	西部	広島	呉	西部東	東部	福山	北部	薬務※ ₁ 課	広島市保健所※ ₂	計
平成30年	0	3	0	0	5	1	0	0	7	16
令和元年	0	2	0	1	0	1	0	0	4	8
令和2年	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
令和3年	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
令和4年	0	0	0	0	0	0	1	0	4	5

※1 薬務課の管轄は、平成29年4月1日より、広島市に一部権限移譲したため、広島市内の向精神薬試験研究施設、病院、診療所、飼育動物診療施設である。

※2 広島市保健所の管轄は、平成29年4月1日より、広島市内の向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者（みなし含む）である。

16 覚醒剤等取扱者

(1) 覚醒剤等取扱者数の推移

区分		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和4年
指定を要するもの	覚醒剤 施用機関	国の指定 1	1	1	1	1
		県の指定 0	0	0	0	0
	覚醒剤研究者	15	14	14	14	13
	覚醒剤原料取扱者	41	41	40	40	39
	覚醒剤原料研究者	7	7	10	10	11
計		64	63	65	65	64
指定が不要なもの	薬局	1,610	1,605	1,594	1,593	1,587
	病院・診療所	4,439	4,430	4,413	4,398	4,377
	飼育動物診療所	312	314	294	312	310
	計	6,361	6,349	6,301	6,303	6,274
合計		6,425	6,412	6,366	6,368	6,338

(2) 保健所等別覚醒剤・覚醒剤原料取扱者数

(令和4年)

区分	業種別	保健所等 部	西	西	西	東	東	北	政令市			計	
			部	部	部	部	部	部	広島市	呉市	福山市		
指定を要するもの	覚醒剤 施用機関	国の指定								1		1	
		県の指定										0	
	覚醒剤研究者					3			7	2	1	13	
	覚醒剤原料取扱者		1		5	6		4	12	4	7	39	
	覚醒剤原料研究者		3						2	2	4	11	
	計	0	4	0	5	9	0	4	21	9	12	64	
指定が不要なもの	薬局	79	89	11	113	157	29	53	675	139	242	1,587	
	病院・診療所	207	254	32	296	356	66	136	2,016	386	628	4,377	
	飼育動物診療施設	17	16	2	26	35	9	24	113	21	47	310	
	計	303	359	45	435	548	104	213	2,804	546	917	6,274	
合計			303	363	45	440	557	104	217	2,825	555	929	6,338

17 覚醒剤関係立入検査状況

(令和4年)

事項 業種	対象業務所数	立入検査回数		違反業務所数	違反内容数										処置						
		覚醒剤監視員	計		製造・輸入・輸出	譲渡・譲受	の施用・め使用・交施付用	廃棄	証紙	譲渡証・譲受証	保管・管理	帳簿	事故届	報告	保存	その他の計	告発・送致	指定取消	業務停止	始末書・誓約書	その他の計
		麻薬取締員	その他												譲讓帳						
覚醒剤	覚醒剤製造業者	()	()																		
	用覚機醒 関剤 施	大臣の指定する施用機関	()	()																	
	知事の指定する施用機関	()	()																		
	覚醒剤研究者	13	() 1	2	() 3	1							1			1	2			2	2
	小計	13	() 1	2	() 3	1							1			1	2			2	2
覚醒剤原料	覚醒剤原料輸入業者	()	()																		
	覚醒剤原料輸出業者	()	()																		
	覚醒剤原料製造業者	()	()																		
	覚醒剤原料取扱者	39	(1) 8	23	(1) 31																
	覚醒剤原料研究者	11	()	3	() 3	1							1				1		1	1	
	薬局	1,587	(10) 40	543	(10) 583	25						8	18			1	27			27	27
	病院・診療所	4,377	(5) 74	127	(3) 201	5						1	4				5			5	5
	飼育動物診療施設	310	(4) 3	16	(4) 19																
小計		6,324	(20) 125	712	(20) 837	31						9	23			1	33			33	33
合計		6,337	(20) 126	714	(20) 840	32						9	24			2	35			35	35

(注) 麻薬取締員欄の()内の数値は、その他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

18 保健所等別覚醒剤関係立入検査状況

(令和4年)

事項	対象業務所数	立入検回数		違反業務所数	違反内容数												処置						
		覚醒剤監視員			製造・輸入・輸出	譲渡・譲受	の施用・め使の用・交付用	廃棄	証紙	譲渡証・譲受証	保管・管理	帳簿	事故届	報告	保存証	その他の	告発・送致	指定取消	業務停止	始末書・誓約書	その他	計	
		麻薬取締員	その他の		計	棄	紙	度受	譲	帳	の	計	譲	度受	他	の	計	譲	度受	譲	度受	他	計
保健所					0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	5
西部保健所	303	(0) 0	49	(0) 49	5	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	5
西部保健所広島支所	363	(0) 0	106	(0) 106	6	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	6
西部保健所呉支所	599	(0) 0	170	(0) 170	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	4
西部東保健所	440	(0) 0	79	(0) 79	4	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	4
東部保健所	557	(0) 0	139	(0) 139	6	0	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	7
東部保健所福山支所	1,033	(0) 0	121	(0) 121	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	5
北部保健所	217	(0) 0	50	(0) 50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬務課(広島市)	2,825	(20) 126	0	(20) 126	4	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	4
計	6,337	(20) 126	714	(20) 840	32	0	0	0	0	0	9	24	0	0	0	0	35	0	0	0	0	35	35

※ 保健所設置市分再掲

広島市	2,825	(20) 126	0	(20) 126	4	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	4
呉市	555	(0) 0	153	(0) 153	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3
福山市	929	(0) 0	95	(0) 95	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	3
計	4309	(20) 126	248	(20) 374	9	0	0	0	0	0	2	7	0	0	0	1	0	10	0	0	0	0	10

(注) 麻薬取締員欄の()内の数値は、その他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

19 薬物事犯

(1) 覚醒剤事犯の推移

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
件数	200	194	233	196	122
人員	131	145	162	125	88

(注) 数値は麻薬等事犯状況報告による（警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分）。

(2) 大麻事犯の推移

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
件数	61	51	83	123	95
人員	43	35	57	87	66

(注) 数値は麻薬等事犯状況報告による（警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分）。

20 薬物乱用対策実施状況

(1) 広島県薬物乱用対策推進本部会議及び幹事会議開催状況

開催年月日（会議名）	開催場所	議題
令和4年5月 (幹事会議)	対面・WEB開催	(1) 令和3年度広島県薬物乱用対策実施結果について (2) 令和4年度広島県薬物乱用対策推進要領（案）について (3) 令和4年度広島県薬物乱用対策推進本部会議の開催について
令和4年6月 (本部会議)	対面開催	(1) 令和3年度広島県薬物乱用対策実施結果について (2) 令和4年度広島県薬物乱用対策推進要領（案）について

(2) 薬物乱用防止等運動の実施

広島県薬物乱用対策推進本部会議において決定した「令和4年度広島県薬物乱用対策推進要領」に基づき関係行政機関・団体との連携を図り、薬物乱用防止啓発活動を実施した。

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施

協賛6機関・団体、後援48団体の協力を得て、令和4年6月20日から7月19日までの間、薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の啓発活動及び国連募金を実施した。

(4) 626ヤング街頭キャンペーン

新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、実施を見送った。

(5) 広島県薬物乱用防止指導員の活動

平成14年8月から指導員を県内全域に配置し、9地区に地区協議会を設置した。

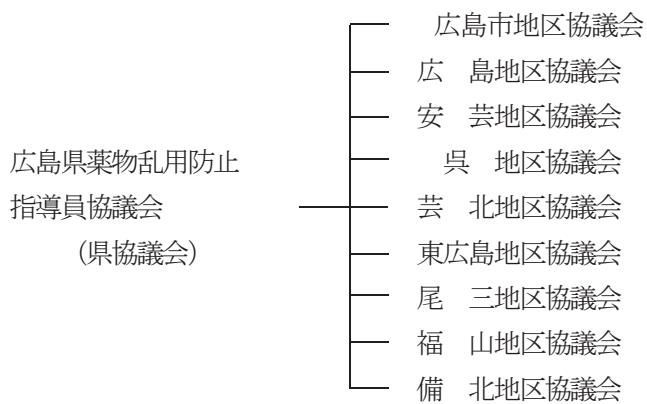
各地区協議会において、指導員の連携を図りつつ、地域に密着した各種啓発活動を実施し、地域住民に対して薬物乱用の恐ろしさを周知した。

○ 薬物乱用防止教室実施状況：151回 18, 788人受講

内訳：小学校 73回、3, 690人受講 中学校 49回、8, 386人受講

高校 23回、6, 042人受講 大学 1回、400人受講

その他 5回、270人受講



[委嘱者数]

	広島市	広島	安芸	呉	芸北	東広島	尾三	福山	備北	計
薬剤師	11	4	3	6	3	6	6	10	2	51
保護司	39	6	4	13	3	7	10	16	4	102
更生保護女性会会員	17	4	1	7	3	4	5	8	2	51.
少年補導協助員	12	2	2	2	1	1	2	2	2	26
暴力監視協助員	4	1	0	2	0	1	2	2	0	12
ライオンズクラブ	17	4	1	2	1	1	8	6	2	42
民生委員・児童委員	8	4	1	3	1	2	2	4	1	26
青少年健全育成推進員	14	2	4	2	6	3	8	3	6	48
PTA役員	8	1	1	1	1	1	1	1	1	16
計	130	28	17	38	19	26	44	52	20	374

※令和5年3月31日現在 (人)

(6) 広島県ヤング薬物乱用防止指導員の委嘱

平成30年4月から、一定の要件を満たした県内の大学生について、大学長からの推薦に基づきヤング指導員として委嘱を開始した。

[委嘱者数]

協力大学名	福山大学	福山平成大学	福山市立大学	尾道市立大学	広島修道大学	比治山大学	計
委嘱者数	10	10	6	2	10	1	39

※令和5年3月31日現在 (人)

(7) 薬物専門講師の養成

新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、薬物専門講師講習会の開催を見送った。

(8) 薬物相談の窓口の設置

ア 保健所等覚醒剤等薬物相談窓口

保健所・支所等20か所に薬物乱用防止の相談窓口を設置して地域住民からの相談に応じた。

イ 県立総合精神保健福祉センターにおける相談窓口

県立総合精神保健福祉センターに医師等の専門スタッフによる相談窓口を設置し、薬物依存・中毒者の社会復帰の促進を図るとともに、薬物依存者の家族に対して家族教室を開催し、薬物依存者の回復を支援する方法について指導した。

(9) 薬物相談事業推進連絡会議の開催

相談・指導業務のネットワーク化を図るため、薬物相談窓口を有する40機関による薬物相談事業推進連絡会議を開催した。

(医療法人せのがわ 濑野川病院主催 広島県依存症専門医療機関連携会議と合同で実施)

- 薬物相談事業推進連絡会議等開催状況

開催日	開催方法	議題
令和5年2月16日	WEB開催	1 薬物事犯の検挙状況等について 2 薬物乱用対策の現状等について 3 広島県依存症治療拠点機関としての取組内容等について 4 関係機関の取組状況等について

(10) 青少年薬物乱用防止対策事業の実施

青少年に対する学校・家庭ぐるみの薬物乱用防止教育・啓発活動を推進した。

- 小・中・高校生、専門学校生及び大学生のための薬物乱用防止講習会

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	144	18, 638
保健所等職員	8	915
計	152	19, 553

※ 指導員等：薬物乱用防止指導員、薬物専門講師等

- 小・中・高校生の保護者対象薬物乱用防止教室

なし

(11) 講習会の開催

各種団体の会員等に対して麻薬等の適正な使用・管理を周知するとともに、薬物乱用の弊害等について講習を行った。

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	7	691
保健所等職員	2	21
計	9	712

※ 指導員等：薬物乱用防止指導員、薬物専門講師等

第9 シックハウス・化学物質過敏症対策

第9 シックハウス・化学物質過敏症対策

保健所等相談状況（令和4年度）

項目 保健所等	相 談 件 数				相 談 者	相 談 内 容		
	総 数	内 訳						
		健康被害	測定機関	その他				
西部保健所	0	0	0	0				
西部保健所 広島支所	0	0	0	0				
西部保健所 呉支所	0	0	0	0				
西部東保健所	0	0	0	0				
東部保健所	0	0	0	0				
東部保健所 福山支所	0	0	0	0				
北部保健所	0	0	0	0				
薬務課	2	0	0	1	本人	自分は化学物質過敏症と思っており、相談を受けてもらえると聞いてここに来た。 自分の子供にも同じような症状がある。 医療機関に行ってもなかなか理解されないと感じている。 こちらで何か支援してもらえるのか。		
		0	0	1	本人	アパートの隣人の柔軟剤の匂いが強く、窓を閉めていても部屋の中に嫌な匂いが入ってくる。 咳がとまらなくなることがあったため、病院へ行ったところ、化学物質過敏症の疑いがあると言われた。 アパート管理会社に病気のことを伝えたが、あまり理解してもらうことができなかつた。 広島県薬務課で化学物質過敏症のチラシを配っていると聞いたので、アパート管理会社への説明用とアパートに掲示する用にいくつかチラシが欲しい。		
計	2	0	0	2				

第10 肝炎対策

1 肝炎ウイルス検査事業

(1) 受検者数及び陽性者数

○健康増進事業

市町が居住する住民を対象に肝炎ウイルス検査を実施した。

(平成 20 年度から 24 年度は全市町、平成 25 年度以降は広島市を除く県内市町で実施)

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
B型肝炎 ウイルス 検査	受検 者数	10,765	10,384	11,938	11,017	15,369	13,185	15,165	14,457
	陽性 者数	143 (1.3%)	143 (1.4%)	168 (1.4%)	146 (1.3%)	212 (1.4%)	159 (1.2%)	185 (1.2%)	164 (1.1%)
C型肝炎 ウイルス 検査	受検 者数	10,568	10,199	11,787	10,639	15,354	11,760	15,083	14,276
	陽性 者数	113 (1.1%)	75 (0.7%)	70 (0.6%)	82 (0.8%)	105 (0.7%)	100 (0.9%)	48 (0.3%)	42 (0.3%)

年度		H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	計
B型肝炎 ウイルス 検査	受検 者数	13,255	12,906	15,432	11,634	9,047	8,220	9,126	181,900
	陽性 者数	140 (1.1%)	151 (1.2%)	187 (1.2%)	123 (1.1%)	115 (1.3%)	86 (1.0%)	97 (1.1%)	2,219 (1.2%)
C型肝炎 ウイルス 検査	受検 者数	13,038	12,535	15,088	11,511	8,639	8,111	8,709	177,297
	陽性 者数	44 (0.3%)	52 (0.4%)	58 (0.4%)	40 (0.3%)	41 (0.5%)	21 (0.2%)	51 (0.7%)	942 (0.5%)

* () は陽性率

*広島市は特定感染症検査等事業で肝炎ウイルス検査を実施

【参考】老人保健事業（平成 14 年度から 19 年度までの住民健診の結果）

	平成 14 年度から 平成 18 年度	平成 19 年度	計
肝炎検診対象者数 ¹	324,335	18,990 ¹	343,325
C型肝炎検診受診者	91,357 (28.2% ²)	15,673 ³	107,030 (31.2% ²)
B型肝炎検診受診者	89,918 (27.7% ²)	20,161 ⁴	110,079 (32.1% ²)

* 1 : 新 40 歳 * 2 : 累計受診率 * 3 : 新 40 歳 : 1,028 人 (5.4%)、節目外 (41~75 歳) : 14,645 人

* 4 : 新 40 歳 : 1,405 人 (7.4%)、節目外 (41~75 歳) : 18,756 人

平成 4 年からの累計受診率は 44.0% (平成 4 年度から 13 年度の累計受診数約 44,000 人)

○特定感染症検査等事業

県内市町（広島市・呉市・福山市を除く）に居住する者を対象に、無料で肝炎ウイルス検査を実施した。（平成 18 年度から保健所で肝炎ウイルス検査を実施するとともに、平成 20 年度からは、年齢制限を廃止し、他に検診の機会のない者に対し、医療機関への委託事業もあわせて実施）

なお、肝炎ウイルス検査委託医療機関数は、235 施設（令和 5 年 3 月 31 日現在）である。

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
B型肝炎 ウイルス 検査	受検 者数	—	—	3,742	5,482	3,649	2,703	2,774	3,218	2,922
	陽性 者数	—	—	49 (1.3%)	66 (1.2%)	37 (1.0%)	22 (0.8%)	21 (0.8%)	41 (1.3%)	25 (0.9%)
C型肝炎 ウイルス 検査	受検 者数	1	748	4,541	6,926	4,434	3,278	3,148	3,502	3,209
	陽性 者数	0 (0.0%)	15 (2.0%)	38 (0.8%)	64 (0.9%)	19 (0.4%)	17 (0.5%)	19 (0.6%)	14 (0.4%)	14 (0.4%)

年度		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	計
B型肝炎 ウイルス 検査	受検 者数	2,078	1,753	1,722	1,431	1,083	1,340	1,020	1,134	36,051
	陽性 者数	14 (0.7%)	6 (0.3%)	9 (0.5%)	8 (0.6%)	6 (0.6%)	9 (0.7%)	2 (0.2%)	3 (0.3%)	318 (0.9%)
C型肝炎 ウイルス 検査	受検 者数	2,325	1,926	1,875	1,519	1,217	1,432	1,080	1,142	42,303
	陽性 者数	11 (0.5%)	11 (0.6%)	4 (0.2%)	6 (0.4%)	3 (0.2%)	8 (0.6%)	5 (0.5%)	4 (0.4%)	252 (0.6%)

* () は陽性率

* 平成 23 年度及び平成 26 年度～令和元年度は「肝炎ウイルス検査（出張型）事業」分を含む。

(2) 受検率

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
受検率	36.7%	39.2%	41.2%	43.3%	45.4%	47.3%	48.9%	50.3%	52.6%

※健康増進事業及び特定感染症検査等事業の実績より算出。

2 肝炎治療特別促進事業

(1) 令和4年度の肝炎治療受給者証発行状況

C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に対して医療費助成を行っている。

※ 申請数については、前月の認定審査会以降、当月の審査会までに申請された件数であり、発行数は当月の審査会で認定されたもの、及び保留されたものの次月以降に認定された件数の合計

ア インターフェロン治療（新規〔3剤併用療法を除く〕）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発行数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※全てB型ウイルス性肝炎に対するもの。

※インターフェロン治療（2回目以降）は、申請なし。

イ インターフェロンフリー治療（レジパスビル/ゾホスズビル配合錠）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	4	2	0	5	1	1	1	1	1	1	1	2	20
発行数	4	2	0	5	1	1	1	1	1	1	1	2	20

ウ インターフェロンフリー治療（グレカプレビル及びピブレンタスビル配合錠 8週）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	13	13	7	15	21	12	11	12	14	9	15	8	150
発行数	13	13	7	15	21	12	11	12	14	9	15	8	150

エ インターフェロンフリー治療（グレカプレビル及びピブレンタスビル配合錠 12週）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	3	3	1	6	1	3	1	1	0	0	2	1	22
発行数	3	3	1	6	1	3	1	1	0	0	2	1	22

オ インターフェロンフリー治療（ゾホスズビル/ベルパタスビル配合剤）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	0	1	0	0	1	2	1	4	1	8	4	2	24
発行数	0	1	0	0	1	2	1	4	1	8	4	2	24

カ インターフェロンフリー再治療（グレカプレビル及びピブレンタスビル配合錠 12週）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	4
発行数	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	4

キ インターフェロンフリー再治療（ゾホスプビル/ベルパタスビル配合剤）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
発行数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

ク インターフェロンフリー治療・再治療等（その他）

イ～キ以外のインターフェロンフリー治療・再治療等については申請0件であった。

ケ 核酸アナログ製剤治療（新規）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	19	13	15	21	11	18	15	14	10	25	12	13	186
発行数	18	12	15	21	11	17	15	13	10	24	12	12	180

コ 核酸アナログ製剤治療（更新）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	273	250	215	280	203	190	200	207	221	531	447	276	3,293
発行数	273	250	215	280	202	190	200	207	221	529	447	276	3,290

(2) インターフェロン治療受給者証延長治療発行状況

インターフェロン治療については、一定の要件を満たした場合は、例外的に助成期間の延長を認めている。（助成期間は原則1年間）

副作用延長（2ヶ月延長）、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法72週治療（6ヶ月延長）は全て申請0件だった。

(3) 肝炎治療指定医療機関等数

肝炎医療費助成の対象医療を適切に行うことができる保険医療機関及び保険薬局を、肝炎治療指定医療機関・肝炎治療指定薬局として承認した。

	ネットワーク 専門医療機関	専門医常勤 医療機関	ネットワーク 連携医療機関	薬局	計
制度発足時 (H20. 4. 17)	31	67	161	821	1, 080
R5. 3. 9 現在	33	257 (138)	701	1, 447 (115)	2, 438 (253)

※ () は県外の医療機関・薬局の再掲

3 肝疾患診療連携拠点病院事業

県が指定した肝疾患診療連携拠点病院において、かかりつけ医と専門医の連携のあり方等を検討するために連絡会を開催するとともに、肝疾患相談室の運営、医療従事者への研修事業を実施した。

(1) 国立大学法人広島大学病院

ア 肝疾患診療連携拠点病院等連絡会

連絡会の開催：2回（令和4年7月14日〔木〕Web開催、令和5年3月9日〔木〕Web開催）

イ 肝炎専門医療従事者、一般医療従事者の研修事業

開催日	内容
令和4年11月12日(土)	Zoomライブ配信 ・ひろしま肝疾患コーディネーターとしての各役割と活動について
令和5年3月25日(土)	Zoomライブ配信 ・広島県肝疾患診療連携拠点病院年度報告 ・広島県における肝疾患対策の最新状況 ・肝癌診療における多職種連携～irAEマネジメント～

ウ 市民公開講座

開催日	内容
令和4年7月25日(月)～ 令和4年9月11日(日)	世界肝炎デー企画 ・アルコールが及ぼす肝臓への影響について、学んでみませんか？

エ 肝臓病教室

開催日	内容
令和4年6月13日(月)～	オンデマンド動画配信(ホームページ上のYouTube限定公開) ・もう怖くない？C型肝炎
令和4年9月12日(月)～	オンデマンド動画配信(ホームページ上のYouTube限定公開) ・知ってる？B型肝炎
令和4年12月12日(月)～	オンデマンド動画配信(ホームページ上のYouTube限定公開) ・なぜこんなにたくさん飲むの？肝臓病の薬

(2) 福山市民病院

ア 肝疾患診療連携拠点病院等連絡会

連絡会の開催：1回（令和5年3月1日〔水〕書面開催）

イ 肝炎専門医療従事者等研修事業

開催日	内容
【中止】	

ウ 市民公開講座

開催日	内容
令和4年11月23日(水・祝)	Zoom ライブ配信 知つて安心♥肝炎ウイルス ・広島県の肝疾患対策について ・ウイルス性肝炎の正しい知識 ・肝臓病の治療薬について

エ 肝臓病教室

開催日	内容
令和4年7月15日(金) ～令和4年8月15日(月)	Zoom ライブ配信 ・脂肪肝について
令和4年10月1日(土)～ 令和4年10月31日(月)	Zoom ライブ配信 ・ウイルス性肝炎について
令和5年1月4日(水)～ 令和5年2月3日(金)	Zoom ライブ配信 ・脂肪肝（アルコール性肝炎）について
令和5年3月1日(水)～ 令和5年3月31日(金)	Zoom ライブ配信 ・肝がんについて

(3) 肝疾患相談室への相談状況

肝疾患診療連携拠点病院において、相談員（医師、看護師等）を設置し、患者、キャリア及び家族等からの相談等に対応した。

ア 相談内容

病院名	広島大学病院	福山市民病院
相談件数（総数）	4,927	706
相談内容	—	—
1.専門医療（インターフェロン等）を受けるか否か	1,244	0
2.検査及び検査結果等に関する相談	171	23
3.医療に要する費用等に関する相談	336	87
4.医療を行う医療機関等に関する相談	65	16
5.医療に対する不安や疑問等に関する相談	—	16
6.その他	3,111	564
疾患・治療について	1,302	367
生活支援について	1,305	53
肝炎訴訟	138	126
その他	366	18

イ 相談方法

病院名	広島大学病院	福山市民病院
相談回数	486	484
相談者総数	1,866(65)	618(74)
電話相談	353(38)	76(13)
一般相談	344(37)	74(13)
専門相談	9(1)	2(0)
面談相談	1,513(27)	542(61)
一般相談	1,512(27)	542(61)
専門相談	1(0)	0

* () : 家族等の内数

4 人材育成・普及啓発事業

(1) ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座

県及び市町の保健師、肝疾患専門医療機関の看護師等を対象に、肝炎についての知識を習得させ、肝炎患者等の適切な治療がコーディネートできる者を養成することにより、肝炎ウイルス持続感染者を早期に発見し、適切な治療を受けることができる医療提供体制を整備することを目的として、ひろしま肝疾患コーディネーターを養成した。

また、平成 23 年度以降から養成したひろしま肝疾患コーディネーターを対象に、資質の向上を図るための継続研修を実施した。

ア 養成講座

開催方法	開催日	場所(ツール)	対象者	養成者数
現地開催	(1日目) 令和4年9月 10 日(土) (2日目) 令和4年9月 17 日(土)	(1日目) 自治会館会議棟 101 会議室 (2日目) 本館 R3 会議室	県保健所、県内 市町の保健師、 医療機関の看 護師、企業の健 康管理担当者 等肝疾患の相 談対応などに 携わる方	177人
オンデマンド 配信	令和4年9月 1日(木) ～令和4年9月 30日(金)	Zoom		

イ 継続研修

開催方法	開催日	場所(ツール)	対象者	受講者数
現地開催	令和4年10月 22日(土)	(1日目) 自治会館会議棟 101 会議室	平成 23 年度から 令和 3 年度に認 定を受けた者	255人
オンデマンド 配信	令和4年10月 1日(土) ～令和4年10月 31日(月)	Zoom		

(2) 普及啓発の実施

ア 街頭啓発活動

(ア) マツダスタジアムでの街頭啓発

日 時：令和4年6月 28日（火）（県市合同応援デー）

場 所：マツダスタジアム

内 容：肝炎ウイルス検査受検勧奨の呼びかけ

啓発資材の配布（ウェットティッシュ・チラシ）1,500部

(イ) 広島駅での街頭啓発

日 時：令和4年7月 28日（木）9：30～11：00

場 所：広島駅 北口2階ペデストリアンデッキ

内 容：肝炎ウイルス検査受検勧奨の呼びかけ、

啓発資材の配布（ウェットティッシュ・チラシ）1,000部

イ 日本肝臓週間等における啓発動画放映

令和4年7月から8月上旬にかけて、次の場所で、「知って、肝炎」プロジェクトから提供を受けた啓発動画を放映した。

【啓発動画放映場所】

マツダスタジアム、広島銀行、広島産業会館、ふくやま産業交流会館

ウ 日本肝臓週間等における特任肝疾患コーディネーターによる取組

特任肝疾患コーディネーター連絡協議会と広島県が協同で作成したポスターを活用して、肝炎ウイルス検査受検を促進するとともに、肝炎ウイルス検査受検勧奨チラシ（広島大学肝炎・肝癌対策プロジェクト研究センター作成）等を県から各特任肝疾患コーディネーターに提供し、特任肝疾患コーディネーターを中心とした医療従事者らが日本肝臓週間等における所属医療機関の啓発活動に活用した。

【啓発活動実施場所】

安佐市民病院、尾道市御調保健福祉センター、呉医療センター、庄原赤十字・原爆病院、土谷総合院、中電病院、東広島医療センター、広島市民病院、広島大学病院、広島西医療センター、福山市民病院、マツダ病院

エ 日本肝臓週間等におけるその他の取組

- (ア) 広島県内にある 17 健康保険組合全てに対し、肝炎ウイルス検査受検勧奨や仕事と治療の両立支援に関する啓発資材を送付した。
- (イ) 県ホームページにおいて肝炎に関する正しい知識を普及啓発するための情報を掲載した。
- (ウ) 厚生労働省から送られた啓発ポスターを県保健所（支所）に送付し、保健所（支所）内と当

5 広島県肝炎対策協議会の開催

総合的な肝炎対策を推進するため、肝炎対策協議会を開催し、各種施策を検討した。

開催日	場 所	議事
令和4年7月7日(木)	県庁北館 2階第1 会議室 および Zoom	【協議事項】 <ul style="list-style-type: none">・ 第4次広島県肝炎対策計画の骨子（案）について 【報告事項】 <ul style="list-style-type: none">・ 肝炎デーに向けた取り組みについて・ 健康管理手帳の改訂について
令和4年11月30日(水)	県庁北館 2階第2 会議室 および Zoom	【協議事項】 <ul style="list-style-type: none">・ 第4次広島県肝炎対策計画の素案について 【報告事項】 <ul style="list-style-type: none">・ 肝炎対策事業における後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る配慮措置の取扱いについて・ 肝炎デー及び今後の普及啓発活動について
令和5年2月22日(水)	県庁北館 2階第1 会議室 および Zoom	【協議事項】 <ul style="list-style-type: none">・ 第4次広島県肝炎対策計画（案）について 【報告事項】 <ul style="list-style-type: none">・ 健康管理手帳の改訂について・ 第3次広島県肝炎対策計画に基づく各種施策の実施状況について・ 令和5年度の肝炎対策に係る事業（案）について

6 肝炎重症化・肝がん予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的として、広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業を実施している。

また、広島県肝疾患患者フォローアップシステムの登録等を要件として、B型・C型肝炎ウイルス陽性者の初回精密検査費用、定期検査費用の助成を行っている。

フォローアップシステム登録及び初回精密検査費用、定期検査費用助成の実績等は次のとおり。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R3	計
フォローアップシステム 新規登録者数	109	840	611	653	345	179	159	132	82	88	3,198
初回精密検査費用助成 利用者数	-	12	20	17	6	13	22	24	17	12	143
定期検査費用助成 利用者数 ^{※1}	-	6	28	147	303	349	349	386	315	311	2,194
県・市町検査 陽性者数	486	441	400	297	312	339	251	216	163	192	3,097
初回精密検査費用助成 利用率 ^{※2} (%)	-	2.7	5.0	5.7	1.9	3.8	8.8	11.1	10.4	6.3	4.6

※1：定期検査費用助成利用者数は延べ人数

※2：利用率 = a 年度利用者数 / a 年度陽性者数

7 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証発行状況

平成 30 年 12 月から肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）に係る入院医療費の助成制度を開始した。

ア 新規交付

申請は全て承認となった。

新規交付件数は表のとおり。

交付月※ ¹	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
肝がん	2	2	3	2	2	2	0	5	0	1	2	2	23
重度 肝硬変	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
併発	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	4
月計	2	4	3	2	2	3	0	6	1	2	2	2	29
累計※ ²	81	85	88	90	92	95	95	101	102	104	106	108	

※1 協議月ではなく参加者証の交付月

※2 累計はこれまでの年度も含む全ての数

イ 更新交付

更新交付件数は表のとおり。

交付月※ ¹	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
肝がん	6	3	1	1	1	1	0	3	5	1	0	5	27
重度 肝硬変	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
併発	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
月計	7	3	3	1	1	1	0	3	6	1	0	5	31
累計※ ²	35	38	41	42	43	44	44	47	53	54	54	59	

※1 協議月ではなく参加者証の交付月

※2 累計はこれまでの年度も含む全ての数

(2) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関数

肝がん・重度肝硬変入院医療を適切に行うことができ、本事業の実施に協力することができる保険医療機関を指定医療機関として指定した。

令和 5 年 3 月 31 日時点の指定医療機関数：48 機関

第4編 參 考 資 料

第2 保健所概況
1 県保健所（支所）

保健所名 (支所)	開設年月日	所在地	人口 (人)	面積 (km ²)	市町数	管轄市町名
西部	昭 19. 10. 20	〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68 0829-32-1181	527, 130 (138, 838)	2, 621. 16 (568. 15)	5 市 6 町 (2 市)	大竹市(25, 609) 廿日市市(113, 229)
広島	平 21. 4. 1	〒730-0011 広島市中区基町10-52 082-228-2111	164, 220	1, 599. 46	1 市 6 町	安芸高田市(25, 160) 安芸郡 府中町(52, 852) 海田町(30, 063) 熊野町(22, 546) 坂町(12, 480) 山県郡 安芸太田町(5, 307) 北広島町(16, 812)
吳	平 5. 4. 1	〒737-0811 吳市西中央1-3-25 0823-22-5400	224, 072	453. 55	2 市	吳市(203, 517) 江田島市(20, 555)
西部東	昭 19. 10. 20	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 082-422-6911	227, 304	796. 49	2 市 1 町	東広島市(197, 894) 竹原市(23, 632) 豊田郡 大崎上島町(6, 778)
東部	昭 17. 1. 10	〒722-0002 尾道市古浜町26-12 0848-25-2011	722, 555 (226, 723)	2, 129. 98 (1, 034. 53)	4 市 2 町 (2 市) (1 町)	三原市(86, 791) 尾道市(125, 601) 世羅郡 世羅町(14, 331)
福山	昭 13. 8. 19	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1 084-921-1311	495, 832	1, 095. 45	2 市 1 町	福山市(452, 614) 府中市(35, 583) 神石郡 神石高原町(7, 635)
北部	昭 19. 10. 20	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1 0824-63-5181	80, 096	2, 024. 67	2 市	三次市(48, 424) 庄原市(31, 672)

(注) 人口 …… 令和5年6月1日広島県人口移動統計調査速報による。
面積 …… 令和4年全国都道府県市区町村別面積調(令和4年10月1日)による。

2 政令市等保健所

保健所名 (分室)	開設年月日	所在地	人口 (人)	面積 (km ²)
広島市	(中区)	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27 〒732-8510 広島市東区東蟹屋町9-38 〒734-8523 広島市南区皆実町1-4-46 〒733-8530 広島市西区福島町2-2-1 〒731-0193 広島市安佐南区古市1-33-14 〒731-0292 広島市安佐北区可部4-13-13 〒736-8501 広島市安芸区船越南3-4-36 〒731-5135 広島市佐伯区海老園2-5-28	143,243	906.69
	(東区)		117,300	
	(南区)		144,307	
	(西区)		187,236	
	(安佐南区)		245,860	
	(安佐北区)		134,953	
	(安芸区)		74,762	
	(佐伯区)		139,588	
呉市	昭 23.8.1	〒737-0041 呉市和庄1-2-13	203,517	352.83
福山市	平 10.4.1	〒720-0032 福山市三吉町南2-11-22	452,614	517.72

(注) 人口 …… 令和5年6月1日広島県人口移動統計調査速報による。

面積 …… 令和4年全国都道府県市区町村別面積調（令和4年10月1日）による。

第3 薬務関係業態数

区分		平成29年度						平成30年度						平成31年度						令和2年度						令和3年度						令和4年度					
		県域		政令市		合計		県域		政令市		合計		県域		政令市		合計		県域		政令市		合計		県域		政令市		合計							
		広島市	吳市	福山市	計	広島市	吳市	福山市	計	広島市	吳市	福山市	計	広島市	吳市	福山市	計	広島市	吳市	福山市	計	広島市	吳市	福山市	計	広島市	吳市	福山市	計								
薬局・医薬品販売業等	薬局	547	680	146	240	1,066	1,613	548	681	144	242	1,067	1,615	538	676	142	243	1,061	1,599	544	667	142	246	1,055	1,599	534	671	142	244	1,057	1,591	532	673	139	242	1,054	1,586
	店舗販売業(注1)	197	215	50	98	363	540	193	217	48	100	365	558	200	213	50	97	360	560	199	212	47	98	357	556	202	217	50	101	368	570	212	218	51	102	371	583
	卸売販売業(注2)	81	217	23	72	312	394	80	220	23	74	317	397	79	215	23	67	305	384	78	203	23	61	287	365	78	195	22	62	279	357	75	191	21	59	271	346
	薬種商販売業(注3)	1	3	1	0	4	6	1	3	1	0	4	5	0	3	1	0	4	4	0	2	1	0	3	3	0	1	1	0	2	2	0	1	1	0	2	2
	配置販売業(県内)	44	—	—	—	—	44	43	—	—	—	—	43	42	—	—	—	—	42	41	—	—	—	—	41	43	—	—	—	—	43	—	—	—	—	43	
	配置販売業(県外)	75	—	—	—	—	75	73	—	—	—	—	73	74	—	—	—	—	74	69	—	—	—	—	69	64	—	—	—	—	64	63	—	—	—	63	
	特例販売業(注4)	21	2	1	1	4	42	21	2	1	1	4	25	20	2	1	1	4	24	22	2	0	1	3	25	15	1	0	0	1	16	14	1	0	0	1	15
	医療機器販売業・貸与業(高度・管理)	4,097	5,751	773	2,396	8,920	8,194	3,627	6,611	754	2,423	9,788	13,415	3,397	5,903	769	2,435	9,107	12,504	3,342	5,993	767	2,471	9,231	12,573	3,385	6,030	784	2,509	9,323	12,708	2,862	6,074	785	2,527	9,386	12,248
	計	5,063	6,868	994	2,807	10,669	10,908	4,586	7,734	971	2,840	11,545	16,131	4,350	7,012	986	2,843	10,841	15,191	4,295	7,079	980	2,877	10,936	15,231	4,321	7,115	999	2,916	11,030	15,351	3,801	7,158	997	2,930	11,085	14,886
～医薬品等製造業等	医薬品	36	—	—	—	—	36	36	—	—	—	—	36	36	—	—	—	—	36	37	—	—	—	—	37	37	—	—	—	—	37	—	—	—	—	37	
	医薬品部外品	28	—	—	—	—	28	28	—	—	—	—	28	29	—	—	—	—	29	29	—	—	—	—	29	28	—	—	—	—	28	—	—	—	—	28	
	化粧品	70	—	—	—	—	70	70	—	—	—	—	70	56	—	—	—	—	56	61	—	—	—	—	61	68	—	—	—	—	68	67	—	—	—	67	
	医療機器	290	—	—	—	—	290	290	—	—	—	—	290	294	—	—	—	—	294	296	—	—	—	—	296	302	—	—	—	—	302	304	—	—	—	304	
	薬局医薬品	37	45	8	14	67	104	31	44	7	10	61	92	30	43	7	9	59	89	30	40	7	9	56	86	26	40	7	9	56	82	25	38	7	6	51	76
	計	461	45	8	14	67	528	455	44	7	10	61	516	445	43	7	9	59	504	453	40	7	9	56	509	461	40	7	9	56	517	461	38	7	6	51	512
毒物劇物	製造(輸入販売)業(注7)	47	8	0	15	23	70	47	8	0	15	23	70	68	7	0	15	22	90	50	8	0	15	23	73	49	8	0	16	24	73	49	10	0	17	27	76
	販売業	625	795	185	296	1,276	1,901	607	795	185	299	1,279	1,886	602	796	177	305	1,278	1,880	606	773	170	306	1,249	1,855	590	735	163	297	1,195	1,785	586	708	152	288	1,148	1,734
	業務上取扱者(法第22条第1項)	16	13	4	12	29	45	17	14	4	12	30	47	15	14	4	12	30	45	15	14	4	12	30	45	14	12	5	11	28	42	14	10	6	11	27	41
	計	688	816	189	323	1,328	2,016	671	817	189	326	1,332	2,003	685	817	181	332	1,330	2,015	671	795	174	333	1,302	1,973	653	755	168	324	1,247	1,900	649	728	158	316	1,202	1,851
献血施設等	献血受入設備・施設	—	6	—	2	8	8	—	6	—	2	8	8	—	6	—	2	8	8	—	6	—	1	7	7	—	6	—	1	7	7	—	6	—	1	7	7
献血施設等	輸血用血液供給機関	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2

(注1) 平成21年度は、改正法附則(以下単に「附則」という。) 第2条の規定により、引き続き一般販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存一般販売業」という。) 及び附則第5条の規定により、従前の例により引き続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存薬種商」という。) を含む。

(注2) 平成20年度までの数は、旧法による卸売一般販売業である。

(注3) 平成21年度は、附則第8条の規定により、従前の例により引き続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注4) 改正法附則第14条又は第15条の規定により、従前の例により引き続き特例販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注5) 医療機器の製造(輸入販売)業には、修理業を含む。

(注6) 平成17年度から、「医薬品等製造(輸入販売)業」は「医薬品等製造販売(製造)業」

(注7) 大臣登録分を含む。

区分			平成29年度						平成30年度						平成31年度						令和2年度						令和3年度						令和4年度					
			県域		政令市			合計	県域		政令市			合計	県域		政令市			合計	県域		政令市			合計	県域		政令市			合計	県域		政令市			合計
温泉施設	源泉総数	240	71	20	32	123	363	218	63	20	31	114	332	241	71	20	31	122	363	245	71	20	31	122	367	245	71	20	31	122	367	245	71	20	31	122	367	
	温泉利用施設	12	-	-	-	0	12	9	-	-	-	0	9	10	-	-	-	0	10	10	-	-	0	10	10	-	-	-	0	10	10	-	-	-	0	10		
麻薬取扱者	家庭麻薬製造業者	1			1	1	2	1			1	1	2	1					0	1	1				0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	麻薬卸売業者	11	10	4	6	0	31	11	10	4	6	20	31	11	11	4	6	21	32	10	11	4	6	21	31	10	11	4	6	21	31	11	10	3	6	19	30	
	麻薬小売業者	464	592	133	199	924	1,388	464	592	134	200	926	1,390	463	596	130	203	929	1,392	470	593	132	199	924	1,394	475	593	132	199	924	1,399	471	604	128	208	940	1,411	
	麻薬管理者	143	191	46	83	320	463	149	197	46	82	325	474	143	199	47	82	328	471	150	195	44	89	328	478	155	195	44	89	328	483	161	206	46	88	340	501	
	麻薬施用者	1,617	3,033	612	844	4,489	6,106	1,628	3,090	597	841	4,528	6,156	1,629	3,182	605	875	4,662	6,291	1,639	3,100	580	892	4,572	6,211	1,771	3,100	580	892	4,572	6,343	1,683	3,269	599	909	4,777	6,460	
	麻薬研究者	15	29	6	12	47	62	16	26	5	12	43	59	14	28	4	8	40	54	12	26	4	11	41	53	12	26	4	11	41	53	12	27	5	12	44	56	
	計	2,251	3,855	801	1,145	5,781	8,052	2,269	3,915	786	1,142	5,843	8,112	2,261	4,016	790	1,174	5,980	8,241	2,282	3,925	764	1,197	5,886	8,168	2,423	3,925	764	1,197	5,886	8,309	2,338	4,116	781	1,223	6,120	8,458	
麻薬診療施設	病院	85	80	22	39	141	226	85	80	22	38	140	225	83	83	22	37	142	225	83	81	22	37	140	223	81	81	22	37	140	221	83	78	22	36	136	219	
	一般診療所	366	525	113	174	812	1,178	369	530	109	169	808	1,177	365	546	109	168	823	1,188	368	549	105	161	815	1,183	369	549	105	161	815	1,184	368	543	101	162	806	1,174	
	歯科診療所	2	3	1	2	6	8	2	3	1	1	5	7	2	3	1	1	5	7	2	3	0	1	4	6	2	3	0	1	4	6	3	3	0	1	4	7	
	飼育動物診療施設	47	64	17	31	112	159	45	63	17	31	111	156	42	61	18	32	111	153	46	65	18	33	116	162	45	65	18	33	116	161	41	62	18	30	110	151	
	計	500	672	153	246	1,071	1,571	501	676	149	239	1,064	1,565	492	693	150	238	1,081	1,573	499	698	145	232	1,075	1,574	497	698	145	232	1,075	1,572	495	686	141	229	1,056	1,551	
大麻研究者	3	3	1		4	7	4	3	1		4	8	3	3	1		4	7	3	3	0	1	4	7	3	3	0	1	4	9	3	4	0	1	5	8		
覚醒剤等取扱者	覚醒剤	国の指定		1		1	1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1		
	施用機	県の指定	0		0	0	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	覚醒剤研究者	3	8	2	1	11	14	4	9	2	1	12	16	3	8	2	1	11	14	3	8	2	1	11	14	3	8	2	1	11	14	3	7	2	1	10	13	
	覚醒剤原料取扱者	16	11	5	7	23	39	16	13	5	7	25	41	16	13	5	7	25	41	16	12	5	7	24	40	16	12	5	7	24	40	16	12	5	7	24	40	
	覚醒剤原料研究者	2	0	2	4	6	8	2	0	1	4	5	7	2	0	1	4	5	7	2	2	2	4	8	10	2	2	2	4	8	10	2	2	2	4	8	10	
	小計	21	19	10	12	41	62	22	22	9	12	42	65	21	21	9	12	41	63	21	22	10	12	43	65	21	22	10	12	44	65	21	21	10	12	43	64	
	薬局	548	683	145	240	1,068	1,616	549	677	144	240	1,061	1,610	539	681	142	243	1,066	1,605	544	666	141	243	1,050	1,594	543	666	141	243	1,050	1,593	531	675	139	242	1,056	1,587	
	病院・診療所	1,303	2,005	413	633	3,051	4,354	1,341	2,022	407	395	2,824	4,165	1,369	2,019	402	640	3,061	4,430	1,369	2,011	397	636	3,044	4,413	1,354	2,011	397	636	3,044	4,398	1,347	2,016	386	628	3,030	4,377	
	飼育動物診療施設	136	109	19	47	175	311	135	113	19	45	177	312	136	111	20	47	178	314	113	113	21	47	181	294	131	113	21	47	181	312	129	113	21	47	181	310	
	小計	1,987	2,797	577	920	4,294	5,970	2,025	2,812	570	680	4,062	5,775	2,044	2,811	564	930	4,305	6,035	2,026	2,790	559	926	4,275	6,007	2,028	2,790	559	926	4,275	5,991	2,007	2,804	546	917	4,267	5,964	
	計	2,008	2,816	587	932	4,335	5,639	2,047	2,834	579	692	4,104	5,840	2,065	2,832	573	942	4,346	6,098	2,047	2,812	569	938	4,318	6,072	2,049	2,812	569	938	4,319	6,056	2,028	2,825	556	929	4,310	6,028	

(注) 麻薬・大麻・覚醒剤等は、当該年度の12月31日現在の数である。

第4 薬務関係職員配置状況等

1 監視員任命、身分証交付等状況

(令和5年度)

所 属	職 名	氏 名	薬事監視員	毒物劇物監視員	家庭用品衛生監視員	覚醒剤監視員	麻薬取締員	麻薬立入検査員	大麻立入検査員	あへん監視員	温泉立入検査員	登録分析機関立入検査員	の麻向の該當職員	に給安全による確保等に立入する血液製剤の開剤に関する法定椰査法律供
(麻薬グループ)	薬務課長	岡田 史恵	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○ ○
	参考人	片平 尚貴	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	主査	瀧口 公照	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	主任	福原 亜美	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	技師	山戸 譲久	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	主査	小松 佐和子	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	主任	的場 洋子	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	主任	杉野 英介	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	主任 (エルダー)	賀藤 寛喜	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	技師	勝原 奈美	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
(製薬振興グループ)	主査	中川 裕将	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○ ○
	主任	田中 秀和	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	主任	新藤 清美	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	主任	深本 純子	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	技師	新田 杏奈	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
(肝炎対策グループ)	主査	上廣 直孝	○	○										
	技師	渥美 真梨菜	○	○										
西部保健所	次長 (技術)	西田 ルリコ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ○
	生活衛生課長	谷本 綾子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	主査	角川 真衣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	主査	沖野 美香	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	主任	富永 健	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	主任	丸谷 有香	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島支所	食品・薬事等衛生指導員	高原 未歩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	衛生環境課長	山下 和子	○	○		○		○	○	○				○ ○
	食品薬事係長	平井 幸	○	○		○		○	○	○				○ ○
	主査	井岡 貴容子	○	○		○		○	○	○				○ ○
	主任	三野 恵実	○	○		○		○	○	○				○ ○
呉支所	食品・薬事等衛生指導員	寺地 弘行	○	○		○		○	○	○				○ ○
	衛生環境課長	小田 佐知子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ○
	主査	谷本 陽子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ○
	主査	永井 宏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ○
	主任	児玉 佳世子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ○

所 属	職 名	氏 名	薬事監視員	毒物劇物監視員	家庭用品衛生監視員	覚醒剤監視員	麻薬取締員	麻薬立入検査員	大麻立入検査員	あへん監視員	温泉立入検査員	登録分析機関立入	の麻向の該當箇職員	に給与の確保等に關する法律供
西部東保健所	生活衛生課長 主 査 技 師 技 師 技 師	野島 誠司 眞澤 堅香子 谷口 翼 友道 仁美 濱田 真志	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
東部保健所	保健所長 次 長 生活衛生課長 環境薬事係長 主 任 主 任 技 師	福田 光 松浦 孝易 寺岡 由美子 河村 隆宏 梶田 美佳 梅本 重幸 合ヶ坪 来弥	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
福山支所	衛生環境課長 食品薬事係長 主 任 主 任 食品・薬事等衛生指導員	石部 敦子 植田 芳英 大戸 瑞代 竹本 奈央 竹田 沙記	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
北部保健所	生活衛生課長 主 査 主 査 技 師	小川 美樹 湯藤 恵悟 丸山 曜人 豊田 美幸	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

2 試験検査担当

(令和5年度)

所 属	職 名	氏 名
保健環境センター	保健研究部長 担当部長 副部長 副部長 主任研究員 主任研究員 主任研究員 主任研究員 主任研究員 研究員 研究員 研究員 研究員 研究員 研究員 研究員 研究員 技師（育休任期付）	重本 直樹 中島 安基江 伊達 英代 島津 幸枝 鈴藤 和 井原 紗弥香 谷澤 由枝 石井 圭子 池田 周平 平塚 貴大 伊藤 彩乃 須山 優香 菅田 和子 末井 真菜 川崎 恒寛 東久保 唯 高尾 信一 津村 千香子
西部保健所 (理化学)	主査 主査 主任 主任 技師	石田 祥子 多武保 泰治 中田 綾香 深田 真美 河野 敏巳
東部保健所福山支所 (理化学)	主任 技師	井居 萌 大倉 蓮里

第5 附属機関等

広島県行政組織規則第19条により設置された附属機関等は、次のとおりである。

(令和4年度)

名 称	目 的
広島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、薬事に関する事項について調査審議すること。
広島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査すること。
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議すること。

1 広島県薬事審議会委員名簿

(令和5年10月13日現在)

区分	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
委 員	広島県議会議員	山下 智之	
	広島県議会議員	恵飛須 圭二	
	広島大学教授	小澤 孝一郎	
	(一社)広島県医師会会長	松村 誠	
薬事業務の従事者	(公社)広島県薬剤師会会长	豊見 雅文	
	広島県女性薬剤師会副会長	中川 潤子	
	(一社)広島県病院薬剤師会会长	松尾 裕彰	
	広島県医薬品卸協同組合 理事長	河野 修藏	
消費者の意見代表者	広島県国民健康保険団体連合会常務理事	守田 利貴	
	日本労働組合総連合会広島県連合会 サンキ労働組合 UA ゼンケン 副議長	秋中 美香	
	広島県地域女性団体連絡協議会副会長	田房 明美	
	(公社)広島消費者協会副会長	榎野 浜子	
県職員	健康福祉局長	北原 加奈子	

2 広島県麻薬中毒審査会委員候補者名簿

(令和4年5月31日現在)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
広 島 地 方 檢 察 庁 総 務 部 長	寺 本 哲 也	
広 島 家 庭 裁 判 所 判 事	秋 武 郁 代	
弁 護 士	中 村 越 史	
精 神 保 健 指 定 医	山 崎 正 数	
〃	長 尾 早 江 子	

3 広島県環境審議会温泉部会委員名簿

(令和5年3月31日現在)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
広 島 県 薬 劑 師 会 常 務 理 事	中 川 潤 子	
ひろしまNPOセンター専務理事・事務局長	松 原 裕 樹	
広 島 大 学 大 学 院 名 誉 教 授	小 野 寺 真 一	
広 島 大 学 大 学 院 教 授	山 崎 博 史	部会長
中国経済産業局資源エネルギー環境部長	稻 原 宏 昭	

4 広島県薬物乱用防止対策推進本部員・幹事名簿

(令和4年5月1日現在)

区 分	職 名	氏 名	備 考
本 部 長	広島県知事	湯 崎 英 彦	
本 部 員	広島地方検察庁刑事部長	望 月 栄里子	
〃	広島矯正管区第三部長	亀 田 公 子	
〃	広島刑務所長	惠 森 裕 也	
〃	広島拘置所長	莊 雅 行	
〃	広島少年鑑別所長	伊 藤 潤	
〃	広島保護観察所長	山 田 浩 司	
〃	広島出入国在留管理局長	中 山 昌 秋	
〃	広島税関支署長	上 内 大 祐	
〃	中国四国厚生局麻薬取締部長	小牟田 竜 一	
〃	中国運輸局広島運輸支局長	鬼 村 栄	
〃	第六管区海上保安本部警備救難部長	長 崎 克 明	
〃	広島海上保安部長	原 田 秀 穂	

区分	職名	氏名	備考
本部員	広島労働局長	阿部 充	
"	広島大学医学部長	栗井 和夫	
"	一般社団法人広島県医師会会长	松村 誠	
"	公益社団法人広島県薬剤師会会长	豊見 雅文	
"	広島県教育委員会教育長	平川 理恵	
"	広島県警察本部長	森内 彰	
"	広島県環境県民局長	新宅 郁子	
"	広島県健康福祉局長	木下 栄作	副本部長
"	広島県立総合精神保健福祉センター所長	佐伯 真由美	
幹事	広島地方検察庁麻薬係検事	島 靖広	
"	広島矯正管区少年矯正第二課長	川田 幸司	
"	広島刑務所分類教育部首席矯正処遇官	大社 仰一	
"	広島拘置所首席矯正処遇官	井上 太一	
"	広島少年鑑別所首席専門官	石丸 素史	
"	広島保護観察所統括保護観察官	前島 進	
"	広島入国管理局首席入国警備官	愿山 聰	
"	広島税関支署次長	富永 祐三	
"	中国四国厚生局麻薬取締部捜査課長	吉野 貴憲	
"	中国運輸局広島運輸支局首席陸運技術専門官	中山 雅之	
"	第六管区海上保安本部警備救難部国際刑事課長	好本 晃雄	
"	広島海上保安部警備救難課長	桐谷 健士	
"	広島労働局監督課長	小岸 圭太	
"	広島大学霞地区運営支援部学生支援グループリーダー	徳島 里美	
"	一般社団法人広島県医師会常任理事	落久保 裕之	
"	公益社団法人広島県薬剤師会専務理事	野村 祐仁	
"	広島県教育委員会学びの変革推進部豊かな心と身体育成課長	黒田 康弘	
"	広島県教育委員会生涯学習部生涯学習課長	桑原 智津子	
"	広島県警察本部生活安全部少年対策課長	関藤 仁司	
"	広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第三課長	水永 幸治	
"	広島県環境県民局県民活動課長	中村 好宏	
"	広島県健康福祉局医療介護基盤課長	田所 一三	
"	広島県健康福祉局疾病対策課長	勝田 徹	
"	広島県健康福祉局薬務課長	岡田 史恵	
"	広島県立総合精神保健福祉センターワン次長(兼)地域支援課長	山口 恵	

5 広島県肝炎対策協議会委員名簿

(令和5年3月31日現在)

区分	役職等	氏名	備考
広島県医師会	常任理事	中西 敏夫	
広島県医師会 (産業医部会)	常任理事	三宅 規之	
肝炎の専門医師	広島大学病院准教授	相方 浩	
肝炎の医療に関し学識 経験を有する者	医療法人吉川医院院長	吉川 正哉	
	広島大学大学院教授	田中 純子	
肝炎対策を所管する行 政職員	広島市保健部長	上田 久仁子	
	呉市保健所長	内藤 雅夫	
	福山市保健所長	田中 知徳	
	広島県健康福祉局長	木下 栄作	
	広島県保健所長会会长	福田 光	
患者団体代表	広島肝友会代表	岡馬 重充	
	備後肝友会会长	石田 彰子	
	全国B型肝炎訴訟 広島原告団役員	高野 和彦	
医療保険者	全国健康保険協会 広島支部企画総務部 健康グループ長	熊谷 隆良	
検診機関	一般財団法人広島県環境 保健協会健康クリニック 診療所長	武生 英一郎	
経済団体	広島県商工会議所連合会 事務局長	伊木 剛二	

6 広島県献血推進審議会委員名簿

(令和5年3月31日現在)

区分	職　　名	氏　名	備　考
献血 推進 に関し る者 識見の ある者	広島県議会県議会議員	西本 博之	
	広島大学原爆放射線医科学研究所 附属被ばく資料解析部助教	杉原 清香	副会長
	一般社団法人広島県医師会常任理事	落久保 裕之	会長
	一般社団法人広島県病院協会常任理事	土谷 晋一郎	
機関 関係行政 の職員	広島県市長会三次市長	福岡 誠志	
	広島県町村会坂町長	吉田 隆行	
	広島県健康福祉局長	木下 栄作	
関係 団体 の職員	広島県教育委員会学びの変革推進部長	竹志 幸洋	
	広島県公立高等学校長協会副会長	福島 一彦	
	広島県私立中学高等学校協会会長	田中 清峰	
	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長	徳本 博志	
	西日本旅客鉄道労働組合広島地方本部執行委員長	石松 大介	
	JAM山陽広島県連絡会会长	薮本 敬士	
	公益社団法人広島県労働基準協会専務理事兼事務局長	齋藤 俊治	
	広島県商工会議所連合会事務局長	伊木 剛二	
	広島県地域女性団体連絡協議会理事	山本 幸	
	一般財団法人広島県環境保健協会理事長	佐藤 均	
	社会福祉法人広島県社会福祉協議会常務理事兼事務局長	小池 英樹	
	公益財団法人広島県交通安全協会専務理事	酒井 伸治	
	ライオンズクラブ国際協会 336-C 地区 糖尿病・献血・献眼・献腎・環境保全・保健福祉委員会委員	本田 光一郎	
	広島市献血推進協議会副会長	鉢村 忠基	
	呉市献血会会长	城 健康	
	福山市献血推進協議会委員	田中 知徳	
	日本赤十字社広島県支部事務局長	坂井 浩明	副会長
	広島県赤十字血液センター所長	麻奥 英毅	

7 広島県合同輸血療法委員会名簿

(令和5年3月31日現在)

区分	所 属	役職(注)	氏 名	備考
医療機関	広島赤十字・原爆病院 輸血部長	委員長	牟田 豊	
	広島大学病院 輸血部長	委員長	藤井 輝久	委員長
	安佐市民病院 血液内科主任部長	委員長	田中 英夫	
	国立吳医療センター 血液内科科長	委員長	伊藤 琢生	
	広島市民病院 副院長兼内科部長	委員長	岡本 良一	
	市立福山市民病院 中央手術部長兼麻酔科統括科長	委員長	日高 秀邦	幹事
	厚生連廣島総合病院 消化器外科主任部長	委員長	香山 茂平	
	県立広島病院 心臓血管外科主任部長	委員長	三井 法真	
	厚生連尾道総合病院 心臓血管外科主任部長・心臓血管副センター長	委員長	佐藤 克敏	幹事
	国立東広島医療センター 麻酔科医長	委員長	橋本 賢	
	吳共済病院 検査部長	委員長	藤原 謙太	
	中国中央病院 臨床検査科部長	委員長	瀬崎 伸夫	
	国立福山医療センター 感染症内科医長	委員長	齊藤 誠司	
	市立尾道市民病院 消化器内科医長	委員長	大城 勝	
	国立広島西医療センター 血液内科医長	委員長	黒田 芳明	
	市立三次中央病院 診療技術部長	委員長	丸山 聰	
学識経験者	広島大学大学院医系科学研究科（小児科学）	教授	岡田 賢	
	広島大学 医療政策室	理事・副学長	田中 純子	幹事
	広島大学原爆放射線医科学研究所	教授	一戸 辰夫	
	広島国際大学保健医療学部 医療技術学科	教授	国分寺 晃	幹事
	広島都市学園大学健康科学部 看護学科	教授	酒井 美奈子	
関係団体	一般社団法人広島県医師会	常任理事	落久保 裕之	
	一般社団法人広島県病院協会	常任理事	土谷 晋一郎	
	一般社団法人広島県薬剤師会	会長	松尾 裕彰	
	一般社団法人広島県臨床検査技師会	常務理事	小川 和子	
	公益社団法人広島県看護協会	副会長	大野 陽子	
その他	総合病院庄原赤十字病院 検査技術課	課長	佐藤 知義	幹事
	広島県赤十字血液センター	所長	麻奥 英毅	
	広島県健康福祉局	局長	木下 栄作	
	広島県健康福祉局薬務課	課長	岡田 史恵	

(注) : 医療機関においては、各院内輸血療法委員会における役職で、他は、組織内の役職

8 関係団体等名簿

(令和4年10月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(公社) 広島県薬剤師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-1 広島県薬剤師会館 内	082-262-8931
広島県学校薬剤師会		(同 上)
(一社) 広島県病院薬剤師会	〒734-0037 広島市南区霞一丁目 2-3 広島大学病院薬剤部 内	082-257-5153
広島県女性薬剤師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-1 広島県薬剤師会館 内	082-262-8931
広島県青年薬剤師会	(同 上)	(同 上)
広島県医薬品卸協同組合	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-1	082-567-6301
広島県麻薬協会	(同 上)	(同 上)
(一社) 日本産業・医療ガス協会中国地域本部	〒730-0031 広島市中区紙屋町二丁目 3-1 革屋町ビル 4階	082-247-5679
広島漢方研究会	〒735-0029 安芸郡府中町茂陰一丁目 3-12 薬王堂漢方薬局 内	082-285-3395
広島県医薬品配置協議会	〒737-2213 江田島市大柿町大原 546-6 二間ビル 1F	0823-57-7300
(一社) 広島県配置医薬品連合会	〒731-0101 吾市吉浦新町二丁目 5-2 二反田薬品工業株式会社 内	0823-31-1515
広島県富山配置薬業協議会	〒930-0088 富山県富山市諏訪川原町二丁目 4-17 会長 宮崎吉美	076-424-0556
広島県製薬協会	〒722-0062 尾道市向東町 14703-10 丸善製薬(株) 内	0848-44-2200
広島県ワクチン協会	〒732-0802 広島市南区大州五丁目 2-10 (株)エバレス 営業本部内	082-890-5671
(一社) 広島県医師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-3	082-568-1511
(一社) 広島県病院協会	(同 上)	(同 上)
(一社) 広島県医療法人協会	〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目 1-23 翠清会梶川病院内	082-249-6411
(一社) 広島県歯科医師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-4	082-263-8020
中国歯科用品商協同組合	〒733-0035 広島市西区南観音 2丁目 4-45 浜崎歯科商店 内	082-232-1546
中国歯科用品商協同組合 広島県支部	〒734-0052 広島市南区堀越三丁目 4-22 (株)東歯科商店 内	082-281-7373
広島県化粧品小売協同組合	〒730-0042 広島市中区国泰寺 2丁目 3-12	082-244-4261
広島県医療機器販売業協会	〒733-8633 広島市西区商工センター一丁目 2番 19号 ティーエスアルフレッサ(株) 内	082-501-0316
中四国医療品卸商組合	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地 2-10 (株)谷商店 内	088-683-3210
中四国科学機器協会	〒730-0005 広島市中区西白島町 7-20 小川精機(株) 内	082-228-2285
中国表面処理工業組合	〒739-2117 東広島市高屋台一丁目 5-18 (株)ワイエスティー 内	082-434-6160

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本塗料商業組合 広島県支部	〒734-0013 広島市南区出島二丁目 1-32 扇屋塗料(株)内	082-255-1355
(公社)広島県トラック協会	〒732-0052 広島市市東区光町二丁目 1-18	082-264-1501
全国農業協同組合連合会 広島県本部	〒731-0124 広島市安佐南区大町東二丁目 14-12	082-831-1111
広島県果実農業 協同組合連合会	〒729-2316 竹原市忠海中町一丁目 2-17	0846-26-0011
広島県森林組合連合会	〒730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館 3階	082-228-5111
広島県樹苗農業協同組合	〒730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館 3階	082-228-5437
広島県農薬卸商協会	〒725-0025 竹原市塩町一丁目 3-5 株式会社キムラ内	0846-22-0150
広島県植物防疫協会	〒734-0124 広島市安佐南区大町東二丁目 14-12	082-846-4705
(一財)広島スマッシュ基金	〒730-0013 広島市中区八丁堀3番8号	082-227-9769
広島県毒物劇物安全協会	〒738-0022 廿日市市木材港南4-13 (株)ナカムラ内	0829-34-0311
(一社)中国しろあり対策協会	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 1-10	082-546-0231
(一社)呉市薬剤師会	〒737-0046 呉市中通一丁目 4-2	0823-21-4695
(一社)福山市薬剤師会	〒720-0815 福山市野上町三丁目 12-1	084-926-0588
(公社)広島県獣医師会	〒734-0034 広島市南区丹那町4-2	082-251-6401
広島県国民健康保険団体連合会	〒730-8503 広島市中区東白島町19-49 国保会館	082-554-0770
社会保険診療報酬支払基金 広島支部	〒733-8534 広島市西区中広町一丁目 17-30	082-294-6761
広島県肝友会連絡協議会	〒733-0844 広島市西区井口台二丁目 21-32	082-501-0882

第6 表彰

1 厚生労働大臣表彰

氏 名 (生年)	職 業	受 賞 年月日	受賞理由	備 考
渡邊 英晶 (昭和 28 年)	薬剤師	4. 10. 20	薬事功勞	
太刀掛 稔 (昭和 27 年)	薬剤師	"	薬事功勞	

2 厚生労働大臣感謝状

団体の名称 (創設年)	職 業	受 賞 年月日	受賞理由	備 考
広島フェニックス ライオンズクラブ (昭和 57 年)	—	4. 10. 6	麻薬覚醒剤 乱用防止功勞	

3 厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰

氏 名 (生年)	職 業	受 賞 年月日	受賞理由	備 考
二川 勝 (昭和 24 年)	—	4. 10. 6	麻薬覚醒剤 乱用防止功勞	
田中 八重子 (昭和 25 年)	—	"	麻薬覚醒剤 乱用防止功勞	

4 知事表彰

氏 名 (生年)	職 業	受 賞 年月日	受賞理由	備 考
松村 智子 (昭和 28 年)	薬剤師	4. 10. 20	薬事功勞	
長谷川 卓郎 (昭和 31 年)	医薬品卸売業	"	"	
長谷川 項一 (昭和 33 年)	薬剤師	"	"	
竹下 武伸 (昭和 34 年)	"	"	"	
古元 俊徳 (昭和 35 年)	"	"	"	

5 知事感謝状

氏 名 (生年)	職 業	受 賞 年月日	受賞理由	備 考
該当者なし				

第7 関係条例

1 広島県薬事審議会条例

〔昭和 36 年 9 月 19 日
条例第 33 号〕

- 1 昭和 38 年 10 月 1 日条例第 28 号改正
- 2 昭和 50 年 7 月 2 日条例第 40 号改正
- 3 昭和 50 年 12 月 20 日条例第 64 号改正
- 4 平成 4 年 3 月 30 日条例第 17 号改正
- 5 平成 17 年 7 月 6 日条例第 42 号改正
- 6 平成 20 年 3 月 25 日条例第 6 号改正
- 7 平成 26 年 10 月 9 日条例第 42 号改正

広島県薬事審議会条例をここに公布する。

広島県薬事審議会条例

(設 置)

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、広島県薬事審議会(以下「審議会」という。) を置く。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号、平成 17 年条例第 42 号〕

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 薬事従事者の研修その他薬事従事者の資質の向上に関する事項
- (2) 薬事衛生思想の普及向上に関する事項
- (3) 医薬品等の取扱いの適正化に関する事項
- (4) 薬用植物の栽培指導等薬用資源の開発に関する事項
- (5) 医薬品等の生産、輸出等の振興に関する事項
- (6) 医薬品等の円滑な流通に関する事項

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号・昭和 50 年条例第 40 号〕

(組 織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号〕

(委 員)

第4条 委員は、県及び関係行政機関の職員、学識経験のある者、薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の意見を代表する者のうちから、知事が任命する。ただし、薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の意見を代表する者から任命する委員は同数とする。

2 学識経験のある者、薬事に関する業務に従事する者及び消費者の意見を代表する者のうちから任命された委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号〕

(会 長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹 事）

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（庶 務）

第8条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

一部改正〔昭和 50 年条例第 64 号、平成 4 年条例第 17 号、平成 20 年条例第 6 号〕

（雑 則）

第9条 この条例に定めるものを除くほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年 10 月 1 日条例第 28 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の日以後昭和 39 年 1 月 31 日までの間に、消費者の意見を代表する者のうちから任命された委員の任期は、この条例による改正後の広島県薬事審議会条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、昭和 39 年 1 月 31 日までとする。

附 則（昭和 50 年 7 月 2 日条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 12 月 20 日条例第 64 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 30 日条例第 17 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 6 日条例第 42 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日条例第 6 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 9 日条例第 42 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

2 広島県麻薬中毒審査会条例

〔昭和 62 年 3 月 9 日
条例第 3 号〕

- 1 平成 2 年 10 月 8 日条例第 39 号改正
- 2 平成 26 年 3 月 26 日条例第 19 号改正

広島県麻薬中毒審査会条例をここに公布する。

広島県麻薬中毒審査会条例

広島県麻薬中毒審査会は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 条）第 58 条の 8 第 3 項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置くものとし、委員 5 人で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 10 月 8 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 19 号）抄

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。